

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月30日

【会社名】 株式会社HODL1 (旧社名: 株式会社クシム 2026年1月30日開催の第30期定時株主総会において社名変更の承認を頂き、2026年2月2日より現社名に変更しております)

【英訳名】 HODL1, inc (旧英訳名: Kushim, Inc. 2026年1月30日開催の第30期定時株主総会において社名変更の承認を頂き、2026年2月2日より現英訳名に変更しております)

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 田原弘貴

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目12番1号

【電話番号】 03-6427-7380(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CF0 竹中 大 介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目12番1号

【電話番号】 03-6427-7380(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CF0 竹中 大 介

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当 (第16回新株予約権証券)	21,280,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	4,021,280,000円
(第17回新株予約権証券)	4,920,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	2,404,920,000円

(注)1. 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

(注)2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	160,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	21,280,000円
発行価格	新株予約権1個につき133円 (新株予約権の目的である株式1株当たり1.33円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年5月19日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社HODL1 管理本部 東京都港区南青山二丁目12番1号
割当日	2026年5月19日(火)
払込期日	2026年5月19日(火)
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社HODL1(以下「当社」といいます。)第16回新株予約権(以下「第16回新株予約権」といい、第17回新株予約権(以下「第17回新株予約権」といいます。))と個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)に係る募集は、2026年4月30日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に第16回新株予約権の割当予定先であるFCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合との間で第16回新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ払込価額の総額を払い込むものとします。
3. 第16回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 申込期日に第16回新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、第16回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
------------------	---

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 第16回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式16,000,000株とする(第16回新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、第16回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3号の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>4. 本項第2号及び前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の第16回新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>5. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)及び(4)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>6. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を第16回新株予約権者(以下「第16回新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
------------------------	---

1. 第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 第16回新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第2号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

2. 第16回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、金250円とする。ただし、行使価額は、本項第3号に従い調整される。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、第16回新株予約権の発行後、本項第3号下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第3号(2)乃至第(4)に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 行使価額調整式により第16回新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第3号(3)に定義する。本項第3号(4)の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたもの及びストック・オプション制度に基づき交付された新株予約権を含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、ストック・オプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。)

<p>新株予約権 の行使時の 払込金額</p>	<p>調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、() 上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第3号(3) に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 号 に定める調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本 号 において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第3号(2)乃至第(4)と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等の当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付された</p>
---------------------------------	---

ものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている場合には、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、第16回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数
調整後行使価額

(3) 行使価額の調整

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第3号(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第3号(2)乃至第(4)に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第3号(2)乃至第(4)に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第3号(2)乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第3号(2)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4)本項第3号(2)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第16回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5)本項第3号(1)乃至第(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を第16回新株予約権者に通知する。ただし、本項第3号(2)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>4,021,280,000円</p> <p>(注) 全ての第16回新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。第16回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第16回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第16回新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入金	<p>1. 第16回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第16回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る第16回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 第16回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第16回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2026年5月20日から2029年5月21日までとする。(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が第16回新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する第16回新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社HODL1 管理本部 東京都港区南青山二丁目12番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>第16回新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、第16回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、2026年11月15日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、かつ、取得日の20取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第16回新株予約権1個あたり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、かつ、取得日の20取引日前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、当社が第16回新株予約権を取得するのと引換えに当該第16回新株予約権の新株予約権者に対して第16回新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する第16回新株予約権の全部を取得する。</p> <p>(3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。)に、第16回新株予約権を取得するのと引換えに当該第16回新株予約権の新株予約権者に対して第16回新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する第16回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第16回新株予約権を消却するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限について、該当事項はありません。ただし、本割当契約(第16回)において、第16回新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第16回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき第16回新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する第16回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p>

(注)

1. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社グループは、2024年度までにおいて、当社及び連結子会社8社の9社で構成されており、「ブロックチェーン技術の社会実装を推進し、その普及に貢献する」という企業理念のもと、2030年までの経営及び事業戦略に関する長期構想として「ブロックチェーンサービスカンパニー構想」を掲げ、「ブロックチェーンサービス事業」を中核セグメントとして位置付け、ブロックチェーン技術を活用したサービス・プロダクトの社会実装を推進し、その普及に貢献することを目指しておりました。

しかし、当社の当時の取締役会は2025年2月3日付で、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス(以下「カイカFHD」といいます。)に対する借入金について、当社の連結子会社である株式会社ZEDホールディングス(以下「ZEDHD」といいます。)の株式を譲渡することによる代物弁済(以下「本件譲渡」といいます。)を取締役会決議により決議しました。本件譲渡について会社法467条に基づく株主総会の特別決議の承認を得ていないことから、現在の当社取締役会としては、株式譲渡の有効性を争うべく、2025年10月27日付「訴訟提起のお知らせ」のとおり訴訟提起することとしました。並行して、2025年10月20日付「訴訟提起のお知らせ」のとおり、当社の元取締役ら及びカイカFHD、株式会社ネクスグループ等に対して合計約33億円の請求として訴訟提起しています。当社は、子会社譲渡に関する全ての取引の無効を争い、当該事業子会社の経営支配権及び流出した資産の回復を進めてまいります。

そのため、当社は、収益基盤の構築に向けた取組の一環として2025年6月1日より「ブロックチェーン開発・コンサルティング事業」を再開し、顧客開拓及び案件獲得を推進しております。同事業においては、当社が暗号資産及びWeb3領域で培ってきた知見・技術力を活用し、ブロックチェーンに係る開発支援及びコンサルティングサービスを提供しております。2025年度(2024年11月1日から2025年10月31日)の年間売上高は26,550千円でありましたが、2026年第1四半期(2025年11月1日から2026年1月31日)において既に26,592千円を計上しており、2025年度全体を上回る売上高であり、受注件数及び稼働率は順調に推進しております。また、2025年度経常損失は、453,968千円でありましたが、2026年第1四半期では90,653千円(2025年度全体の19%)となり、AI等の活用による間接部門人員を抑制できております。

さらに当社は、ブロックチェーン開発・コンサルティング事業による収益基盤の確立を通じて内部資金創出力を高めるとともに、暗号資産トレジャリー(DAT)事業によって財務基盤の安定化を図ることを目指しております。これらの取組の進捗を踏まえ、今後は資産回復及び暗号資産交換業を含む周辺事業の再構築を検討し、事業全体の再成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。上記事業の推進と発展のための運営資金の調達手段として今回の大規模な資金調達の実施を決断いたしました。

なお、本新株予約権の発行に係る新規発行株式数22,000,000株に係る議決権数220,000個については、当社の総議決権数185,695個(2025年10月31日現在)に占める割合が118.47%となり、25%以上の希薄化が生じることとなります。

当社は、発行条件についても第三者機関による算定および特別委員会による意見書を経た結果、有利発行には該当しないと判断していることから、会社法および金融商品取引法、東京証券取引所の定める上場規程その他の関係法令・規則に基づき、取締役会の決議により実施する予定であり、臨時株主総会の承認を前提とするものではありません。

当社は、取締役会において本資金調達の必要性、条件の相当性及び既存株主への影響等について十分な検討を行ったうえで、慎重に意思決定を行っております。

当社は、本資金調達を通じて財務基盤の安定化と事業成長の両立を図り、中長期的な企業価値の向上を実現することで、既存株主を含むすべてのステークホルダーの皆様の期待に応えてまいります。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

今回の資金調達は、第16回新株予約権をFCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合に対して有償で割

り当てること、及び第17回新株予約権を株式会社a'gil、Fracton Ventures株式会社、田原弘貴氏、田中遼氏、坂井豊貴氏に対して有償で割り当てることにより実施いたします。

本新株予約権は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

上記記載の手法以外では、当社は以下の資金調達方法について検討いたしました。

新株式発行による増資

(a) 公募増資：公募増資は、広く投資家から資金を調達できる手段である一方、主幹事証券会社の選定、引受審査、開示書類の整備及びブックビルディング等に相当の時間とコストを要します。当社は継続企業の前提に関する注記が付されている状況にあり、主要証券会社を主幹事又はアレンジャーとして選任することが現実的に困難であることから、迅速な資金調達を要する当社の状況には不適合であり、適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資：株主割当増資は、第三者割当と比較して、募集手続や実務対応に時間及びコストを要しやすく、また株主の応募率が事前に見通しにくいことから、必要額の調達の確度を担保することが困難となります。加えて、株価への影響も大きくなり得るため、当社における本資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

CB(転換社債型新株予約権付社債)

転換社債型新株予約権付社債は、発行後に株式への転換が進まなかった場合、償還に係る返済原資の確保が必要となりますが、当社には返済原資を十分に担保するだけの資産がなく、また負債の増加により財務健全性へ悪影響を及ぼすおそれがあります。このため、本資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、MSCB(転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債)は、株価下落局面では転換価額の低下を通じて希薄化が拡大し得ることから、既存株主への影響が大きいと判断し、採用いたしませんでした。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

ライツ・イシューについては、コミットメント型は国内実績が乏しく、引受条件及びコスト面の不確実性が大きいことに加え、実務負担及び費用増大が見込まれます。また、ノンコミットメント型は、調達の確実性が担保されず、当社の財務状況及び直近の経営成績等を踏まえると上場基準その他の要件を満たさないため実施することができません。以上により、適当ではないと判断いたしました。

借入・社債・劣後債による資金調達

銀行借入は、当社と取引金融機関との取引状況、与信枠及び借入コスト等の制約に加え、自己資本比率の低下を招くおそれがあることから、当社にとって現実的ではなく、適当ではないと判断いたしました。社債及び劣後債についても、調達実現までの時間を要すること及び管理コスト等の費用増大の問題があり、また負債性資金として財務健全性へ悪影響を及ぼすおそれがあることから、本資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は、株価動向によっては必要な資金を十分に調達できない可能性があり、また株価下落局面では行使価額の低下を通じて希薄化が拡大し得ることから、当社の資金調達ニーズを安定的に満たす手法として適当ではないと判断いたしました。

(3) 本新株予約権の特徴

本買取契約において、FCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合による第16回新株予約権の行使コミットメントが定められる予定です。

詳細は以下のとおりです。

130%行使コミットメント

当社は、東京証券取引所における5連続取引日(終値のない日を除きます。)の当社の株式の市場内取引の終値がいずれも行使価額の130%相当額の325円を超過している場合(以下、かかる5連続取引日のうち、最終取引日を「条件成就日(130%行使コミットメント)」といいます。)、その翌取引日から当日を含めた5連続取引日(但し、除外日が含まれる場合には、当該除外日を除く5連続取引日とします。)の期間において、当該期間の累計で以下(a)乃至(c)のうち最少の株式数(但し、単元株式数等の調整を行い、当該数量を超えない最も近い値とする。)に相当する数以上の第16回新株予約権を、FCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合に行使させることができます。

(a)条件成就日(130%行使コミットメント)の東京証券取引所における発行会社の普通株式の出来高の50%

(b)条件成就日(130%行使コミットメント)(当日を含みます。)までの5連続取引日の出来高の日次平均の50%

(c)条件成就日において株式会社ファンドコーポレートインベストメントが株式貸借に関する契約に基づき株式会社a'gil、田原弘貴氏及び伊藤光佑氏より借り入れている株式の合計数最大1,148,016株

なお、除外日とは、以下のいずれかの事由を含む日をいいます。

(a)発行会社の普通株式が東京証券取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定された場合：当該期間

(b)東京証券取引所において発行会社の普通株式の普通取引が終日行われなかった場合：当該取引日

(c)発行会社の普通株式の普通取引が東京証券取引所の定める株式の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合：当該取引日(なお、東京証券取引所における発行会社の株式の市場内取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずのものとする。)

(d)証券保管振替機構のシステム上の制約により、証券代行業者により新株予約権の行使請求を受付ける事ができない場合：当該取引日

160%行使コミットメント

当社は東京証券取引所における5連続取引日(終値のない日を除く。)の当社の株式の普通取引の終値がいずれも行使価額の160%相当額の400円を超過している場合(以下、かかる5連続取引日のうち、最終取引日を「条件成就日(160%行使コミットメント)」といいます。)、その翌取引日から当日を含めた5連続取引日(但し、除外日が含まれる場合、当該除外日を除く5連続取引日とします。)の期間において、当該期間の累計で以下(a)乃至(c)のうち最少の株式数(但し、単元株式数等の調整を行い、当該数量を超えない最も近い値とする。)に相当する数以上の第16回新株予約権を、FCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合に行使させることができます。

(a)条件成就日(160%行使コミットメント)の東京証券取引所における発行会社の普通株式の出来高の75%

(b)条件成就日(160%行使コミットメント)(当日を含みます。)までの5連続取引日の出来高の日次平均の75%

(c)条件成就日において株式会社ファンドコーポレートインベストメントが株式貸借に関する契約に基づき株式会社a'gil、田原弘貴氏及び伊藤光佑氏より借り入れている株式の合計数最大1,148,016株

(本新株予約権のメリット)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、発行条件を明確化し、希薄化の程度や株主への影響が予見可能となるよう定められており、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される修正価額条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から第16回新株予約権の行使価額は250円で固定、第17回新株予約権の行使価額は400円でそれぞれ固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の

変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

取得条項

本新株予約権は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、2026年11月15日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、かつ、取得日の20取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されており、当社が本新株予約権の譲渡の承認を決議した場合には、速やかに開示いたします。

(本新株予約権のデメリット)

既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権の行使が進んだ場合、22,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではなく、また権利行使の状況によっては、結果として満額の資金調達が実現しない可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

各種の資金調達方法を検討し、今回の新株予約権による方法が現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

2. 第16回新株予約権の行使請求の方法

(1) 第16回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第16回新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 第16回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、振込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生します。

3. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる証券を発行しません。

5. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

6. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

第16回新株予約権の発行に伴い、第16回新株予約権の割当予定先の無限責任組員である株式会社ファンドコーポレートインベストメントは、株式会社a'gil、当社代表取締役の田原弘貴及び当社取締役の伊藤光佑より、当社普通株式について借株(合計貸借株数上限:1,148,016株、貸借料:年率2.0%、貸株可能期間:2026年5月18日~2026年11月17日(但し、貸借期間満了日の1か月前までに、貸借取引の終了を通知しない場合、更に6か月間自動延長される。)、担保:無し)を行う予定です。また、株式会社ファンドコーポレートインベストメントは、割当予定先が第16回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けのため、当該借株を割当予定先に譲渡する予定です。なお、第16回新株予約権の行使が完了した等の場合には、速やかに当該株式を株式会社ファンドコーポレートインベストメントに再譲渡し、また株式会社ファンドコーポレートインベストメントは当該株式を以て借株の返還を行います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	60,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	4,920,000円
発行価格	新株予約権1個につき82円 (新株予約権の目的である株式1株当たり0.82円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年5月19日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行業務部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
割当日	2026年5月19日(火)
払込期日	2026年5月19日(火)
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(注) 1. 本有価証券届出書による株式会社HODL1(以下「当社」といいます。)第17回新株予約権(以下「第17回新株予約権」といいます。)に係る募集は、2026年4月30日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に第17回新株予約権の割当予定先との間で第17回募集新株予約権引受契約(以下、「本引受契約(第17回)」)と申します。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ払込価額の総額を払い込むものとします。

3. 第17回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 申込期日に第17回新株予約権の割当予定先との間で本引受契約(第17回)を締結しない場合は、第17回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

5. 当該第17回新株予約権の行使により交付される当社普通株式に関し、振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
------------------	---

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 第17回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式6,000,000株とする(第17回新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、第17回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3号の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>4. 本項第2号及び前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の第17回新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>5. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)及び(4)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>6. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を第17回新株予約権者(以下「第17回新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
------------------------	--

1. 第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 第17回新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第2号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

2. 第17回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金400円とする。ただし、行使価額は、本項第3号に従い調整される。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、第17回新株予約権の発行後、本項第3号下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第3号(2)乃至第(4)に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 行使価額調整式により第17回新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第3号(3)に定義する。

本項第3号(4)の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたもの及びストック・オプション制度に基づき交付された新株予約権を含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、ストック・オプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。)

新株予約
権の行使
時の払込
金額

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを
含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、
交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものと
し、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割
当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与える
ための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式
等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されてい
る取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交
付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以
降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含
む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたも
のを含む。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()
上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第3号(3) に定義する。)が、上記交付の
直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式
の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発
行普通株式数を超えない場合は、本 に定める調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本 において「取得価額
等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第3号(2)乃至第
(4)と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行
われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」とい
う。)における時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われて
いない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修
正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用
して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日
前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等
後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株
式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額
は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算
出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含
む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付された
ものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その

取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている場合には、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、第17回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数調整後行使価額

(3) 行使価額の調整

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第3号(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第3号(2)乃至第(4)に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第3号(2)乃至第(4)に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第3号(2)乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第3号(2)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4)本項第3号(2)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第17回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第3号(1)乃至第(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を第17回新株予約権者に通知する。ただし、本項第3号(2)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,404,920,000円</p> <p>(注)全ての第17回新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。第17回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、第17回新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第17回新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入金	<p>1. 第17回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第17回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る第17回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 第17回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第17回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2026年5月20日から2031年5月19日までとする。(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が第17回新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する第17回新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行業務部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>第17回新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株 予約権の 取得の事 由及び取 得の条件	<p>(1) 当社は、第17回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、2026年11月15日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、かつ、取得日の20取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第17回新株予約権1個あたり払込金額にて、残存する第17回新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、かつ、取得日の20取引日前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、当社が第17回新株予約権を取得するのと引換えに当該第17回新株予約権の新株予約権者に対して第17回新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する第17回新株予約権の全部を取得する。</p> <p>(3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。)に、第17回新株予約権を取得するのと引換えに当該第17回新株予約権の新株予約権者に対して第17回新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第17回新株予約権を消却するものとする。</p>
新株予約 権の譲渡 に関する 事項	会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限について、該当事項はありません。ただし、本引受契約(第17回)において、第17回新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
代用払込 みに関す る事項	該当事項はありません。

<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第17回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき第17回新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が有する第17回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類</p> <p>再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件</p> <p>発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p>
--------------------------------	---

(注)

1. 第17回新株予約権の行使の方法

- (1) 第17回新株予約権を行使する場合には、機構(株式会社証券保管振替機構をいう。以下同じ。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に機構により別記「新株予約権の行使請求の受付場所、払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 第17回新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、払込取扱場所」欄第3号に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 第17回新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (4) 第17回新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる証券を発行しない。

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第17回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第17回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,426,200,000	12,202,800	6,413,997,200

- (注) 1. 払込金額の総額は、第16回新株予約権の払込金額の総額及び第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した4,021,280,000円と第17回新株予約権の払込金額の総額及び第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した2,404,920,000円の総額である6,426,200,000円であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用(2,000千円)、有価証券届出書等作成支援費用(1,702千円)、特別委員会費用(7,500千円)、割当先信用調査費用(1,000千円)等の合計額であります。
4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
5. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに公表いたします。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当によって調達する資金の額は、上記のとおり6,413,997,200円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
ETHの購入(HODL事業)	5,195,797,200	2026年5月～2031年4月
イーサリアムエコシステム開発事業 (BUIDL事業)	863,200,000	2026年5月～2031年4月
経営基盤強化費用	355,000,000	2026年10月～2031年4月
合計	6,413,997,200	

- (注) 1. 調達資金は本表の記載の順に充当する予定です。
2. 当社は、本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定です。
3. 市場動向や事業進捗等により各資金使途の費用が増減する場合には、同表の範囲内で充当額を適宜調整し、重要な変更が生じると判断されるときは必要に応じて適時開示いたします。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです

・ 調達資金の全体説明

当社は、2026年2月に社名を株式会社クシムから株式会社HODL1に変更し、「HODL & BUIDL」戦略を経営の中核に据え

た事業転換を進めております。「HODL」とは、暗号資産コミュニティにおいてデジタル資産を長期保有する姿勢を示す用語であり、「BUIDL」とはイーサリアムエコシステムの発展に実際に貢献する事業活動を指す用語であります。当社は、イーサリアム（ETH）をDigital Asset Treasury（デジタル資産準備金）として長期保有しつつ、ステーキングを中心としたインカムゲイン型の収益基盤の構築、及びイーサリアムエコシステムの発展に資する事業活動を推進することで、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

当社がイーサリアム（ETH）を長期財務資産として選定した理由は、以下のとおりであります。

第一に、ETHはイーサリアムネットワークのネイティブアセットとして、スマートコントラクト及び分散型アプリケーション（DApps）のエコシステムにおいて基軸的な役割を果たしており、長期的な需要の裏付けを有しております。イーサリアムは、プログラマブルなスマートコントラクト基盤として、NFT（非代替性トークン）、DAO（分散型自律組織）、DeFi（分散型金融）ソリューション等の幅広い領域においてエコシステムの中核を担っており、2026年2月現在、DeFi領域におけるTVL（Total Value Locked）の過半をイーサリアムおよびそのレイヤー2ネットワークが占めるなど、スマートコントラクトプラットフォームとして圧倒的なネットワーク効果を有しております。

第二に、ETHはProof of Stake（PoS）コンセンサスメカニズムへ2022年に移行して以降、ステーキングによるネットワーク報酬の獲得が可能であり、単なる価格変動による値上がり益を期待する投機的な保有とは本質的に異なり、保有するETH自体がプロトコル報酬を生み出すインカムゲイン型の資産であります。この点は、Proof of Work（PoW）コンセンサスメカニズムを採用するビットコイン（BTC）との本質的な差異であります。ビットコインは保有するだけではプロトコルレベルの報酬を生み出さず、収益を得るには大規模なマイニング設備への投資が必要となりますが、ETHはステーキングにより保有資産そのものから年率約2.5～3.5%程度（2026年2月現在）のネットワーク報酬を継続的に獲得することが可能であります。

第三に、ETHはステーキングに加え、リステーキングプロトコル（EigenLayer等）の発展により、将来的にステーキング報酬を基盤としたさらなる収益機会の拡大が見込まれる資産であります。リステーキングとは、ステーキング済みのETHを他のネットワークやプロトコルのセキュリティ提供に再活用することにより、追加的な報酬を獲得する仕組みであり、ステーキングの延長線上にある収益機会として注目されております。当社は現時点ではステーキングによる収益獲得に注力する方針ですが、リステーキングプロトコルの成熟度や安全性が十分に確認された段階において、その活用を検討する可能性があります。ビットコインについても近年ステーキング類似の仕組みの試みがなされておりますが、スマートコントラクト基盤を持たないビットコインでは、ラッピング（Wrapped BTC等）やブリッジを介した間接的な利用が中心であり、カウンターパーティリスクや技術的複雑性が伴います。これに対し、ETHはイーサリアムネットワーク上でネイティブにステーキング及びリステーキングが可能であり、プロトコルレベルでの収益獲得手段の厚み及びリスク管理の容易さにおいて優位性を有しております。なお、将来的にDeFiプロトコルの活用を検討する可能性がありますが、現時点では具体的な実施計画はありません。イーサリアムエコシステムの発展に伴い、将来的に安全性が確立されたプロトコルを通じた運用機会が拡大する可能性がある点は、ETH選定における中長期的な利点の一つであると認識しております。

第四に、当社の事業戦略との整合性であります。当社は「HODL & BUIDL」戦略のもと、単なる暗号資産の保有にとどまらず、イーサリアムエコシステムの発展に実際に貢献する事業活動を通じて企業価値を創出することを目指しております。イーサリアムは、最大のスマートコントラクトプラットフォームとして、バリデーターノード運用、ステーキング、プロトコル開発支援、エコシステムプロジェクトとの連携等の多様な事業機会を提供しており、当社の「BUIDL」活動の基盤として最も適したエコシステムであると判断しております。

このように、ETHは「保有する財務資産」であると同時に、イーサリアム上で経済活動が拡張されることで基盤価値が高まるアセットであることから、当社はETHの保有と、イーサリアムが前提となる経済活動を拡張する取組みを相互補完的に推進し、企業価値の中長期的な向上を目指してまいります。

当社は、2028年10月期までに「HODL事業」と「BUIDL事業」の二本柱で再建及び成長を目指します。暗号資産の長期保有と運用で財務基盤を作る「HODL」と、ブロックチェーン関連の企画・開発支援で安定収益を作る「BUIDL」を両輪で進

めるというものです。

数値目標としては、2028年10月期までにイーサリアム保有額300億円、売上高20億円、営業利益11億円を掲げています。

内訳としては、HODL事業でイーサリアム保有300億円、年間運用収益12億円、年間運用利益9億円を目指し、BUIDL事業では売上高8億円、営業利益2億円を計画しています。イーサリアムの値上がり益は前提に含めず、ステーキング及びDeFi等による年利4%程度の運用収益を想定しています。

なお、この計画は値上がり益を前提にしておらず、保有及び運用による収益を中心に組み立てています。

当社の市場認識としては、国内のブロックチェーン及びオンチェーン金融はまだ黎明期ですが、海外ではRWA、トークン化証券、予測市場、AI Agent決済など実需が進み、それらに合わせて国内でも暗号資産の法整備、セキュリティトークン市場拡大、ステーブルコイン活用が進むと見えています。その中で、HODL1はイーサリアムを金融インフラとして最も適格なチェーンと位置づけ、国内のオンチェーン金融の実装を主導する立場を狙っております。

2026年4月30日付「中期経営計画「HODL&BUIDL2028」策定に関するお知らせ」を適時開示しております。ご参照のほど、お願い申し上げます。

ETHの購入(HODL事業)

当社は、調達資金のうち5,195,797,200円をイーサリアム(ETH)の購入費用に充当する予定であります。取得したETHは、当社のDigital Asset Treasury(デジタル資産準備金)として長期保有する方針であり、短期的な売買差益を目的としたトレーディングは行わない方針であります。また、今後もMSワラントを使わず、第三者割当増資や固定行使価額型新株予約権など、既存株主価値を意識した資金調達を行う方針です。調達資金でイーサリアムを段階的に取得し、ステーキングを中心に安全性を意識した運用を行います。レバレッジを使った高リスク運用や、借入による暗号資産購入も行わない方針です。当社はイーサリアムを中核資産と位置づけ、段階的に取得及び保有を進めてまいります。

単に保有するだけでなく、ステーキングなどを通じて運用収益を積み上げることで、継続的な収益基盤を構築していきます。

第16回新株予約権及び第17回新株予約権の行使期間はそれぞれ3年間と5年間でございますが、支出予定時期は第17回の行使期間に合わせております。理由は、新株予約権の行使により調達した資金は、HODL市場を取り巻くその時々々の外部環境、当社財政状態によるところが大きく、投資時期を慎重に判断するためでございます。

イーサリアムエコシステム開発事業(BUIDL事業)

当該イーサリアムエコシステム開発事業(BUIDL事業)は、前回2025年10月に実施した増資用途である「事業開発」の継続項目です。前回増資用途明細の内、ウォレット導入・設計・監査対応、運用基盤構築や社内外のリソースの人材確保及び運用マニュアル等の作成は実施しております。支出予定時期が2026年5月～9月まで重複する理由は、法整備や税務メリットを考慮した場合、暗号資産関連の法体系が日本よりも進んでいる香港においてウォレット事業の導入を早めた方がよいと考えているため、及び、前回増資目的には含めておりませんでした「マーケティング(事業推進及び対外展開)」を迅速に展開する必要があるためでございます。香港法人の設立(2026年5月より現地当局へ申請予定)後、約2カ月後からウォレットを本格導入いたします。

当社は、ETHの長期保有(HODL)に加え、イーサリアムエコシステムにおける事業活動(BUIDL)を通じた収益基盤の構築を推進いたします。調達資金のうち863,200,000円を、以下の3つの分野に充当する予定であります。

具体的な内訳は、資金管理・体制整備に209,200,000円、事業推進及び対外展開費用に294,000,000円、人材採用及び開発体制強化費用に360,000,000円、を充当いたします。

資金管理・体制整備は、イーサリアムエコシステム開発事業を継続的に実行するための運用基盤を整備し、当該事業に係る暗号資産及び関連取引の安全性、透明性及び説明可能性を担保することを目的とするものであります。具体的には、エンタープライズウォレットの導入及び維持、アクセス権限設計及び多段承認を前提とした運用フローの整備、口

グ取得及び監査証跡の確保、ならびに運用監視体制の構築を通じて、エコシステム開発に伴って発生し得るオペレーショナルリスク及びセキュリティリスクを低減いたします。また、日次・週次・月次の残高照合及びレポートの定型化を行い、外部関係者との連携においても再現性のある運用を可能とします。これらは、イーサリアム関連の事業活動を「実運用」として成立させるための前提条件であり、当社は本基盤整備を通じて、BUIDL事業を拡張可能な形で推進してまいります。

人材採用及び開発体制強化費用は、イーサリアム関連技術に係る開発及び運用を継続的に実行するための体制確立を目的とするものであります。具体的には、プロジェクト推進及び開発を担うPM及びエンジニア体制の整備に加え、セキュリティ設計及び運用統制に関する専門性を有する人材の確保、ならびに資金管理の実務を担う人材の配置を通じて、運用と開発の両輪を支える体制を構築いたします。あわせて、監視の自動化、運用の省力化、レポートの定型化など、継続運用に必要な開発及び改善を積み上げ、属人性を低減します。さらに、実運用を通じて得られる知見を社内に蓄積し、将来的にトレジャリー支援及び関連サービスへ展開する場合の基盤となる技術力及び実行力の確立を図ります。

事業推進及び対外展開費用は、イーサリアムエコシステムにおける当社のプレゼンス向上及び事業機会の創出を目的とするものであります。具体的には、マーケティング及びPR体制を整備し、当社の取組み及び実績の発信を継続的に行うとともに、イベント出展・開催、広告出稿及びコンテンツ制作等を通じて、ブランド認知及び信頼の獲得を図ります。また、専門性が求められる領域については外部人材・外部事業者の知見も活用し、実行スピードと品質を確保いたします。さらに、業界団体等への参画を通じて、規制・市場動向の把握、関係者との情報交換及び連携基盤の拡充を進め、レギュレーションに関する提言を行うとともに、事業推進上の不確実性を低減します。これらの取組みにより、エコシステム内での連携機会を拡大し、当社の事業基盤の強化及び収益機会の拡大につなげることを目指します。

2028年10月期までにBUIDL事業では売上高8億円、営業利益2億円を計画しています。実現のため、金融機関、大手SIer、ステーブルコイン発行体、暗号資産交換業者、DAT企業などを主な顧客として、Web3及びブロックチェーンの企画・開発支援を進めてまいります。特に金融のオンチェーン化、ステーブルコイン、セキュリティトークン、規制対応型レイヤー2などを重点領域とし、受託及び準委任案件で安定収益を積み上げる構想です。加えて、支援を通じて新規事業の種を見つけ、将来的にはステーブルコイン、暗号資産仲介、予測市場、DeFiなど自社事業にも広げる想定です。

第16回新株予約権及び第17回新株予約権の行使期間はそれぞれ3年間で5年間でございますが、支出予定時期は第17回の行使期間に合わせております。理由は、新株予約権の行使により調達した資金は、イーサリアムエコシステムの社会浸透度合い及び技術革新等によりBUIDL事業を取り巻く、その時々の新技術や当社財政状態によるところが大きく、投資時期を慎重に判断するためでございます。

経営基盤強化費用

当社は、「HODL & BUIDL」戦略の遂行及び上場会社としての適切な経営管理体制を維持・強化するための運営費用として、355,000,000円を充当する予定であります。当社は、旧経営体制下で毀損した管理体制及び統制環境の再構築を進めており、財務・法務・IR・監査・リスク管理等の中核機能を、少人数体制でも再現性をもって運用できる状態に整備し、上場会社としての説明責任を果たし得る基盤を確立することが喫緊の経営課題であります。

2025年10月に実施した第三者割当増資の調達資金の用途として「運転資金(人員拡充に伴う人件費等)」を2026年9月までの支出予定として、74,560,000円を開示させて頂いております。今回の「経営基盤強化費用」は上記「運転資金(人員拡充に伴う人件費等)」を継承する形で進めてまいります。名称を変更した理由は、最低限の人員拡充段階を経て、より、上場会社としてあるべきガバナンス体制を構築するため、外部専門家の積極招聘や経験豊富な人材の登用、単純作業を極力排したAI導入を進めてまいるためであります。

具体的な内訳は、人件費として143,000,000円を充当し、一般管理費として77,000,000円を充当し、オフィス賃借料及び内装費用として135,000,000円を充当いたします。これらを合わせた総額として355,000,000円を充当いたします。支出予定時期は2026年10月から2031年4月までを想定しております。

当社は、2025年に発生した臨時的な経営陣の交代により、本社管理業務人員及び全ての子会社群を喪失しており、上場会社に求められるガバナンス体制の立て直しも喫緊の課題であり、支出目的である「経営基盤強化費用」には、ガバナンス体制の立て直し費用が含まれております。

人件費については、内部監査、経理・財務、IR・法務、労務・総務といった管理部門の実務を担う体制を整備し、決算・開示・監査対応、契約管理、法務リスク管理、内部統制の運用及び改善、並びに株主及び投資家への説明責任を支える実務基盤を安定的に確立することを目的とするものであります。特に、内部監査機能の整備により、資金使途管理、証跡管理、業務プロセスの標準化及びモニタリングを実行し、J-SOXを含む内部統制対応の実効性を高めてまいります。また、経理・財務機能の強化により、月次及び四半期決算の早期化、残高及び取引の整合性確保、及び監査対応資料の整備を推進いたします。IR・法務機能については、開示実務の品質向上、契約・規程の整備、係争・リスク事案への初動及び外部専門家連携を含め、上場会社としての対外対応力を強化いたします。労務・総務機能については、職務分掌及び承認権限の運用、規程の整備、情報管理及び社内オペレーションの統一を通じ、継続的な統制運用を支える土台を整備いたします。

一般管理費については、決算・開示及び監査対応に必要な専門的支援並びに株主名簿管理その他の株式事務を適切に運用するための基盤を確保するとともに、会計・稟議・文書管理等の基盤システムを活用し、証跡管理、承認プロセスの標準化及び業務効率化を図ることを目的とするものであります。その他一般管理費には、管理部門を含む業務運営の拠点機能の維持に係る費用を含み、監査対応、重要書類の保管・管理、機密性の高い業務の取扱い、並びに緊急時の意思決定及び業務遂行を可能とする体制を確保し、事業運営及び統制運用の安定性を高めてまいります。

オフィス賃料については、人員増加及び集約化のため、2026年10月頃から本社オフィスの移転を計画しております。移転先は、当社定款に基づき、東京都港区内です。なお、上記金額は現時点の想定であり、採用状況、外部専門家の活用範囲、並びに業務運用の進捗等により変動する可能性があります。重要な変更が生じると判断される場合には、適時適切に開示いたします。

第16回新株予約権及び第17回新株予約権の行使期間はそれぞれ3年間と5年間でございますが、支出予定時期は第17回の行使期間に合わせております。理由は、新株予約権の行使により調達した資金は、ガバナンス体制の構築後のAIや外部システムの利用により、より効率的な経営基盤を構築して参る所存であります。そのため、その時々々の技術革新や新製品の活用や当社財政状態によるところが大きく、投資時期を慎重に判断するために5年間に合わせております。

4 【資金調達の方法の選定理由】

当社は、資金調達手段として複数の方法を比較検討した結果、下記「資金調達方法の概要」に記載の本スキームが、当社の資金需要に対し、実現可能性及び機動性の観点から現時点で最も適切であると判断し、採用を決定いたしました。

5 【資金調達方法の概要】

今回の資金調達は、第16回新株予約権をFCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合に対して有償で割り当てること、および第17回新株予約権を株式会社a'gil、Fracton Ventures株式会社、田原弘貴氏、田中遼氏、坂井豊貴氏に有償で割り当てることにより実施いたします。

新株式発行による増資

(a) 公募増資：公募増資は、広く投資家から資金を調達できる手段である一方、主幹事証券会社の選定、引受審査、開示書類の整備及びブックビルディング等に相当の時間とコストを要します。当社は継続企業の前提に関する注記が付

されている状況にあり、主要証券会社を主幹事又はアレンジャーとして選任することが現実的に困難であることから、迅速な資金調達を要する当社の状況には不適合であり、適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資：株主割当増資は、第三者割当と比較して、募集手続や実務対応に時間及びコストを要しやすく、また株主の応募率が事前に見通しにくいことから、必要額の調達の確度を担保することが困難となります。加えて、株価への影響も大きくなり得るため、当社における本資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

C B（転換社債型新株予約権付社債）

転換社債型新株予約権付社債は、発行後に株式への転換が進まなかった場合、償還に係る返済原資の確保が必要となりますが、当社には返済原資を十分に担保するだけの資産がなく、また負債の増加により財務健全性へ悪影響を及ぼすおそれがあります。このため、本資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、MSCB（転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債）は、株価下落局面では転換価額の低下を通じて希薄化が拡大し得ることから、既存株主への影響が大きいと判断し、採用いたしませんでした。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

ライツ・イシューについては、コミットメント型は国内実績が乏しく、引受条件及びコスト面の不確実性が大きいことに加え、実務負担及び費用増大が見込まれます。また、ノンコミットメント型は、調達の確実性が担保されず、当社の財務状況及び直近の経営成績等を踏まえると上場基準その他の要件を満たさないため実施することができません。以上により、適当ではないと判断いたしました。

借入・社債・劣後債による資金調達

銀行借入は、当社と取引金融機関との取引状況、与信枠及び借入コスト等の制約に加え、自己資本比率の低下を招くおそれがあることから、当社にとって現実的ではなく、適当ではないと判断いたしました。社債及び劣後債についても、調達実現までの時間を要すること及び管理コスト等の費用増大の問題があり、また負債性資金として財務健全性へ悪影響を及ぼすおそれがあることから、本資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は、株価動向によっては必要な資金を十分に調達できない可能性があり、また株価下落局面では行使価額の低下を通じて希薄化が拡大し得ることから、当社の資金調達ニーズを安定的に満たす手法として適当ではないと判断いたしました。

6 【前回の調達実績の概要】

2025年10月28日、当社は第三者割当により198,664,000円を調達いたしました。2026年2月末における当資金の使用状況は以下のとおりでございます。

具体的な用途	予定金額 (円)	当初の支出予定 時期	支出金額 (円)	実際の支出時期	今後の支出終了時期
事業開発費	74,560,000	2025年10月～ 2026年9月	29,025,979	2025年10月～ 2026年2月	2026年3月～8月
運転資金 (人員拡充に伴う 人件費等)	74,560,000	2025年10月～ 2026年9月	44,170,243	2025年10月～ 2026年2月	2026年9月まで継続
調査費用及び 法的手続き費用	49,544,000	2025年10月～ 2029年9月	15,963,962	2025年10月～ 2026年2月	2029年9月まで継続

合計	198,664,000		89,160,184		
----	-------------	--	------------	--	--

注記： トレジャーリー事業の運用利率とリスク管理のバランスを精緻化するため20ETHを2025年12月に購入し、テストを開始しております。そのほか、ベンダー選定に関する契約レビュー等は2026年2月までに終了しており、今後は、ウォレット本格導入に関する利用料及び事業提携PoC費等の支出を予定しており、ウォレットの規範・設計・導入を進めてまいります。

ガバナンス強化のため、内部監査人員、財務経理人員、法務総務人員は2025年度中に当初予定とおりに採用及び業務委託ができております。今後は、業務委託やAI化を進め、費用支出を抑えて参ります。

会社財産の調査費用などは、2026年1月27日付「調査者からの調査報告書(最終版)の受領について」にてお知らせしたとおり、全ての調査が終了し、関連する費用の支払を行っております。今後は、調査報告書にて認定された前経営陣の不正行為等について、現在訴訟準備中であります。訴訟の進捗にもよりますが、2029年9月まで支払は継続の予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況(第16回新株予約権)】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	名称	FCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合		
	本店の所在地	東京都多摩市鶴牧一丁目17番地C-604号		
	出資約束金額	3億円(2026年4月28日現在)		
	組成目的	投資業		
	主たる出資者及びその出資比率	(無限責任組員) 株式会社ファンドコーポレートインベストメント 0.03% (有限責任組員) 法人1社、個人3名で構成されておりますが、具体的な名称・氏名及び出資比率の記載については、当該ファンドの方針(出資者との守秘義務)により控えさせていただきます。		
	業務執行組員の概要	名称	無限責任組員	株式会社ファンドコーポレートインベストメント
		本店の所在地	東京都新宿区西新宿3-3-13	
代表者の役職及び氏名		代表取締役 河合 皓介		
資本金		10万円		
事業の内容		投資事業及び投資顧問業		
主たる出資者及びその出資比率		一般社団法人価値共創投資基盤 100%		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社と当該会社との間には記載すべき出資関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、資金関係はありません。		
	人事関係	当社と当該会社との間には記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、人的関係はありません。		
	資金関係	当社と当該会社との間には記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、資金関係はありません。		
	技術又は取引等関係	当社と当該会社との間には記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、取引関係はありません。		

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年3月31日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、事業及びガバナンス体制の再構築並びにHODL及びBUIDL戦略の推進のため、機動的かつ確実に資金を確保する必要があります。一方で、株式の一括発行による資金調達のみでは、既存株主への希薄化影響及び市場への影響に

配慮しつつ資金需要を満たすことが難しい局面があり得ることから、当社は、資金需要の時期及び市場環境に応じて段階的に資金を確保し得る手段として、資金調達による新株予約権の発行も併せて検討しました。

割当予定先の無限責任組合員である株式会社ファンドコーポレートインベストメントの代表取締役である河合皓介氏は、昨年末より当社代表取締役CEOである田原が今回の投資引受候補先のいくつかを訪問する中で、株式会社ファンクラウド様とお知り合いになり、当社の業務内容や将来性についてご納得頂いた上で、先方の代表取締役の中澤様からご紹介頂きました。河合氏と田原は、2025年12月22日、2025年12月23日、2025年12月30日、2026年1月14日、2026年1月20日に渡り、面談及び電話会議を重ね、当社の経営内容及びガバナンスの改善状況及び資金調達に関するご相談についてご説明をしておりました。これらの面談の過程で、同社からも当社の再建方針を支持する旨が示され、複数候補先と比較しても最も早期かつ確実に資金提供が可能である点が評価されました。

割当予定先の選定に当たっては、第一に当社の資金調達の趣旨及びスキームの構造を理解し、市場環境に配慮した行使及び株式処分を行うことが期待できること、第二に本新株予約権の発行価額の払込み及び将来の行使に係る払込の蓋然性が高いこと、第三にコンプライアンス及び反社会的勢力排除の観点から適切な確認が可能であることを重視しました。

当社は、複数の候補先と協議及び交渉を行いましたが、投資判断に時間を要する先や、資金供給の確実性に課題がある先が多く、当社が必要とするタイムラインでの資金確保が困難でした。その中で割当予定先は、当社の方針に対する理解を示すとともに、スキームの条件について協議を重ねた結果、当社の資金需要に照らして実行可能性が高い提案を提示しました。

以上により、当社は、ファンドコーポレートインベストメントが組成するLPSが本新株予約権の割当先として最も適切であると判断し、本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
FCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合	第16回新株予約権 160,000個
	(その目的となる株式 16,000,000株)

(4) 株券等の保有方針及び行使制限措置

当社と割当予定先との間で、第16回新株予約権について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社は、割当予定先の保有方針が純投資であることを当社代表取締役CEO田原が、2026年1月20日に割当予定先に確認しております。

また、当社は、割当予定先が第16回新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式について、割当予定先の投資判断に基づき売却が行われ得るものの、売却に当たっては市場環境及び売買動向に十分配慮し、市場への影響に留意して実施する方針であることを確認しております。当社としても、当該株式の売却が市場に与える影響を注視し、必要に応じて割当予定先との間で情報共有を行う方針であります。

なお、第16回新株予約権については、本割当契約において、譲渡について当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。割当予定先から第16回新株予約権の全部又は一部について譲渡の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、第16回新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び第16回新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に限り、当社取締役会で承認するものとします。承認が行われた場合には、その旨及び譲渡内容を速やかに開示いたします。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より共有されたLPAにおいて有限責任組合員に対し、合計3億円分の出資金の支払義務を課しており、これをもって行使に係る資金を確保していると判断しております。

第16回新株予約権の行使は、市場環境に配慮しつつ段階的に行われ、行使により取得した株式の売却により資金回収を行うことが想定されることから、当社は、割当予定先の資金状況及び本スキームの構造を踏まえ、第16回新株予約権の行使に係る資金についても合理的に充足し得るものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及びその無限責任組合、その役員並びに主要な有限責任組員(以下、総称して「割当予定先関係者」といいます。)が、反社会勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社アキュレートアドバイザーズ(住所 大阪市中央区南船場2丁目5番19号 心齋橋イーストビル4F 代表取締役 小林 弘樹)に調査を依頼しました。その結果、いずれの割当予定先関係者についても、反社会勢力である又は反社会勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先関係者が反社会勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【割当予定先の状況(第17回新株予約権)】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

株式会社a'gil a . 割当予定先の概要	名称	株式会社a'gil
	本店の所在地	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-11-3
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 坂元政弘
	資本金 (2026年3月31日現在)	8,000,000円
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	議決権： 60% 坂元政弘 40% 坂元俊斗 出資比率：60% 坂元政弘 40% 坂元俊斗
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	株式会社a'gilは当社普通株式862千株を保有しております。また、株式会社a'gilの代表取締役である坂元政弘氏は、2025年10月31日時点において、当社の普通株式719千株を保有しております。
	人事関係	当社と当該会社との間には記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、人的関係はありません。
	資金関係	当社と当該会社との間には記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、資金関係はありません。
	技術又は取引等関係	当社と当該会社との間には記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、取引関係はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年3月31日現在におけるものです。

Fracton Ventures株式会社

a . 割当予定先の概要	名称	Fracton Ventures株式会社
	本店の所在地	東京都品川区西品川1 - 1 - 1
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 鈴木 雄大、亀井 聡彦
	資本金 (2026年3月31日現在)	1,500,000円
	事業の内容	Ethereumエコシステムに寄与するプロトコル・プロジェクトの育成、開発及び研究事業
	主たる出資者及びその出資比率	議決権及び出資比率： 33.33% 鈴木雄大 33.33% 亀井聡彦 33.33% 赤澤直樹
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社と当該会社との間には記載すべき出資関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、出資関係はありません。
	人事関係	当該会社の代表取締役である鈴木雄大氏は当社のアドバイザーに就任頂いております。しかし、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、人的関係はありません。
	資金関係	当社と当該会社との間には記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、資金関係はありません。
	技術又は取引等関係	当社と当該会社は、暗号資産トレジャリー事業推進及びイーサリアムコミュニティ支援に向けた基本合意書を締結し、共同で当社トレジャリー事業推進における透明性向上、技術調査、教育・啓発等を進めております。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、取引関係はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年3月31日現在におけるものです。

田原弘貴

a . 割当予定先の概要	氏名	田原 弘貴
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容	株式会社HODL1 代表取締役CEO 株式会社クシムインサイト 代表取締役社長

b. 提出者と割当 予定先との間の関 係	出資関係	田原弘貴氏は当社普通株式315,400株を保有しております。
	人事関係	田原弘貴氏は、当社代表取締役CEOを務めており、また、当社が100%出資する株式会社クシムインサイトの代表取締役社長を務めております。また、当社の関係者及び関係会社と田原弘貴の関係者及び近親者との間には、人的関係はありません。
	資金関係	当社と田原弘貴氏の間には記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と田原弘貴氏の関係者及び近親者との間には、資金関係はありません。
	技術又は取引等関 係	当社と田原弘貴氏の間には記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と田原弘貴氏の関係者及び近親者との間には、資金関係はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年3月31日現在におけるものです。

田中遼

a. 割当予定先の 概要	氏名	田中 遼
	住所	神奈川県逗子市
	職業の内容	株式会社HODL1 取締役CSO 株式会社クシムインサイト 取締役
b. 提出者と割当 予定先との間の関 係	出資関係	当社と田中遼氏の間には記載すべき出資関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と田中遼氏の関係者及び近親者との間には、出資関係はありません。
	人事関係	田中遼氏は、当社取締役CSOを務めており、また、当社が100%出資する株式会社クシムインサイトの取締役を務めております。また、当社の関係者及び関係会社と田中遼氏の関係者及び近親者との間には、人的関係はありません。
	資金関係	当社と田中遼氏の間には記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と田中遼氏の関係者及び近親者との間には、資金関係はありません。
	技術又は取引等関 係	当社と田中遼氏の間には記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と田中遼氏の関係者及び近親者との間には、資金関係はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年3月31日現在におけるものです。

坂井豊貴

a. 割当予定先の概要	氏名	坂井豊貴
	住所	神奈川県川崎市
	職業の内容	慶應義塾大学経済学部 教授
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社と坂井豊貴氏との間には記載すべき出資関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と坂井豊貴氏の関係者及び近親者との間には、出資関係はありません。
	人事関係	当社と坂井豊貴氏との間には記載すべき人事関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と坂井豊貴氏の関係者及び近親者との間には、人事関係はありません。
	資金関係	当社と坂井豊貴氏との間には記載すべき資金関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と坂井豊貴氏の関係者及び近親者との間には、資金関係はありません。
	技術又は取引等関係	当社と坂井豊貴氏との間には記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と坂井豊貴氏の関係者及び近親者との間には、取引関係はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年3月31日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

株式会社a'gil当社は、事業及びガバナンス体制の再構築並びにHODL及びBUIDL戦略の推進のため、機動的かつ確実に資金を確保する必要があります。一方で、株式の一括発行による資金調達のみでは、既存株主への希薄化影響及び市場への影響に配慮しつつ資金需要を満たすことが難しい局面があり得ることから、当社は、資金需要の時期及び市場環境に応じて段階的に資金を確保し得る手段として、第三者割当による新株予約権の発行も併せて検討しました。

株式会社a'gilの代表取締役である坂元政弘氏(以下「坂元氏」といいます。)とは、2024年11月25日付「取締役1名に対する辞任勧告決議および社内調査委員会設置に関するお知らせ」のとおり、当時の株式会社クシムの経営陣により現代表取締役CEOである田原弘貴に対して、取締役の辞職勧告決議が公表され、また、田原弘貴の情報漏洩行為等の不適切行使に対する調査委員会の設立が決定されるなか、田原弘貴が当社第3位の大株主として、単独で臨時株主総会の開催を目指す過程において、当社第2位の大株主であった坂元氏と知り合いました。それを機に、坂元氏は複数の異なる業種の企業を経営されており、長年の経営経験に基づく組織運営の難しさ及び各種法律法規に係る深い知識に基づいた、当社のガバナンス改善に資する幅広いアドバイスを頂き、2025年10月28日に実施した第三者割当増資の引受先として選定しました。当社及び田原弘貴個人と坂元氏との間にアドバイザー契約等は締結しておりません。

また、2024年11月25日付「取締役1名に対する辞任勧告決議および社内調査委員会設置に関するお知らせ」の根拠とされた全ての不正行為は、2026年1月27日付「調査者からの調査報告書(最終報告)の受領について」のとおり、その全ての存在が否定されております。

今回の新株予約権の発行に関しても、必要資金についてのご相談を2025年12月12日に開始し、その後、2026年1月26日、2026年2月28日に渡り、面談を重ね、当社の経営内容及びガバナンスの改善状況及び資金調達に関するご相談につい

てご説明をしておりました。これらの面談の過程で、第一に当社の資金調達の趣旨及びスキームの構造を理解し、市場環境に配慮した行使及び株式処分を行うことが期待できること、第二に本新株予約権の発行価額の払込み及び将来の行使に係る払込の蓋然性が高いこと、第三にコンプライアンス及び反社会的勢力排除の観点から適切な確認が可能であることを重視しており、ご理解いただいております。

当社は、複数の候補先と協議及び交渉を行いましたが、投資判断に時間を要する先や、資金供給の確実性に課題がある先が多く、当社が必要とするタイムラインでの資金確保が困難でした。その中で割当予定先は、当社の方針に対する理解を示すとともに、スキームの条件について協議を重ねた結果、当社の資金需要に照らして実行可能性が高い提案を提示しました。

以上により、当社は、株式会社a'gilが本新株予約権の割当先として最も適切であると判断し、本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

Fracton Ventures株式会社

当社は2026年1月15日付「Fracton Ventures株式会社と暗号資産トレジャリー事業推進及びイーサリアムコミュニティ支援に向けた基本合意書締結のお知らせ」のとおり、割当先であるFracton Ventures株式会社とは当社のトレジャリー事業推進における透明性向上、技術調査、教育・啓発等を共同で進めて参りました。業務上の提携を土台に、今回の新株予約権の引受先として選定することにより、より一層強固な協業体制を構築できると考えております。

Fracton Ventures株式会社の代表取締役である鈴木氏及び亀井氏と当社代表取締役である田原は、Fracton Ventures株式会社の設立前からブロックチェーン業界の中で面識があったことを契機に、上記基本合意書の締結を経て提携しておりました。今回の新株予約権のご相談を2026年1月10日に開始し、資料の提供や電話でのコミュニケーションを継続し、2026年3月20日の面談において、当社の経営内容及びガバナンスの改善状況をご理解頂いたうえで、資金調達についてもご同意をいただきました。これらの面談の過程で、第一に当社の資金調達の趣旨及びスキームの構造を理解し、市場環境に配慮した行使及び株式処分を行うことが期待できること、第二に本新株予約権の発行価額の払込み及び将来の行使に係る払込の蓋然性が高いこと、第三にコンプライアンス及び反社会的勢力排除の観点から適切な確認が可能であることを重視しており、ご理解いただいております。

当社は、複数の候補先と協議及び交渉を行いましたが、投資判断に時間を要する先や、資金供給の確実性に課題がある先が多く、当社が必要とするタイムラインでの資金確保が困難でした。その中で当該割当予定先は、業務上の協業強化が見込める上、当社の方針に対する理解を示すとともに、スキームの条件について協議を重ねた結果、当社の資金需要に照らして実行可能性が高い提案を提示しました。

以上により、当社は、Fracton Ventures株式会社が本新株予約権の割当先として最も適切であると判断し、本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

田原弘貴

田原弘貴氏は、チューリングガム株式会社代表取締役CTOを務めるなど、当社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」の経営者として豊富な経験を有しており、2025年4月より当社代表取締役を務めております。当社の中長期的な企業価値の成長に対するコミットメントを示し、ガバナンス体制の実効性をより向上させるた

め、田原弘貴氏が本新株予約権の割当先として適切であると判断し、選定いたしました。

田中遼

田中遼氏は、チューリング代表取締役を務め、マーケティングやブロックチェーン技術に精通していることから、2025年4月より当社取締役を務めております。

当社の中長期的な企業価値の成長に対するコミットメントを示し、ガバナンス体制の実効性をより向上させるため、田中遼氏が本新株予約権の割当先として適切であると判断し、選定いたしました。

坂井豊貴

坂井豊貴氏は、数理経済学の概念及び技術を用いてより良い社会制度の設計を行う「メカニズムデザイン」を研究されております。当社代表取締役である田原が同氏と過去のプロジェクトにおいて関与していた経緯を踏まえ、この度の新株予約権のご相談をいたしました。当社はブロックチェーン技術を「暗号資産の取引基盤」としてのみとは認識しておらず、社会全体に広く浸透する「新たな金融インフラ」と捉えております。坂井氏の研究テーマを社会的に実装する場として当社の知識及び技術を活用することにより、当社が戦略とする「社会インフラとしてのEthereumエコシステムとの実現」に寄与するものと考え、今後の当社顧問等への就任により協業をより強固とするため、本新株予約権の割当先として適切であると判断し、選定いたしました。

(3) 割当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
株式会社a'gil	第17回新株予約権 2,500,000株
Fracton Ventures株式会社	第17回新株予約権 250,000株
田原弘貴	第17回新株予約権 2,000,000株
田中遼	第17回新株予約権 1,000,000株
坂井豊貴	第17回新株予約権 250,000株
合計	第17回新株予約権 6,000,000株

(4) 株券等の保有方針及び行使制限措置

株式会社a'gil

当社と割当予定先との間で、本新株予約権について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社は、割当予定先の保有方針が純投資であることを当社代表取締役田原が、2026年1月20日に割当先に確認しております。

また、当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式について、割当予定先の投資判断に基づき売却が行われ得るものの、売却に当たっては市場環境及び売買動向に十分配慮し、市場への影響に留意して実施する方針であることを確認しております。当社としても、当該株式の売却が市場に与える影響を注視し、必要に応じて割当予定先との間で情報共有を行う方針であります。

なお、本新株予約権については、本割当契約において、譲渡について当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について譲渡の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に限り、当社取締役会で承認するものとします。承認が行われた場合には、その旨及び譲渡内容を速やかに開示いたします。

Fracton Ventures株式会社

当社と割当予定先との間で、本新株予約権について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社は、割当予定先の保有方針が当社との業務提携を強化するための中長期的な投資であり、当社の成長を期待し、それが実現した段階で一部の売却及び購入を行うことであることを当社代表取締役田原が、2026年3月20日に割当先に確認しております。

また、当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式について、割当予定先の投資判断に基づき一部の売却が行われ得るものの、売却に当たっては市場環境及び売買動向に十分配慮し、市場への影響に留意して実施する方針であること、及び一部を長期保有する方針であることを確認しております。当社としても、当該株式の売却が市場に与える影響を注視し、必要に応じて割当予定先との間で情報共有を行う方針であります。

なお、本新株予約権については、本割当契約において、譲渡について当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について譲渡の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に限り、当社取締役会で承認するものとします。承認が行われた場合には、その旨及び譲渡内容を速やかに開示いたします。

田原弘貴

当社と田原弘貴氏との間で、本新株予約権について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社は、割当予定先の保有方針が当社の企業価値向上に取り組むためのコミットメントであり、当社の持続的な成長を志すことによる長期保有が目的であることを当社取締役大島及び竹中が、2026年3月15日に割当予定先に確認しております。

また、当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式について、割当予定先の投資判断に基づき売却が行われ得るものの、売却に当たっては市場環境及び売買動向に十分配慮し、市場への影響に留意して実施する方針であることを確認しております。当社としても、当該株式の売却が市場に与える影響を注視し、必要に応じて割当予定先との間で情報共有を行う方針であります。

なお、本新株予約権については、本割当契約において、譲渡について当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について譲渡の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に限り、当社取締役会で承認するものとします。承認が行われた場合には、その旨及び譲渡内容を速やかに開示いたします。

田中遼

当社と田中遼氏との間で、本新株予約権について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社は、割当予定先の保有方針が当社の企業価値向上に取り組むためのコミットメントであり、当社の持続的な成長を志すことによる長期保有が目的であることを当社取締役大島及び竹中が、2026年3月15日に割当予定先に確認しております。

また、当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式について、割当予定先の投資判断に基づき売却が行われ得るものの、売却に当たっては市場環境及び売買動向に十分配慮し、市場への影響に留意して実施する方針であることを確認しております。当社としても、当該株式の売却が市場に与える影響を注視し、必要に応じて割当予定先との間で情報共有を行う方針であります。

なお、本新株予約権については、本割当契約において、譲渡について当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について譲渡の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に限り、当社取締役会で承認するものとします。承認が行われた場合には、その旨及び譲渡内容を速やかに開示いたします。

坂井豊貴

当社と割当予定先との間で、本新株予約権について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社は、割当予定先の保有方針が当社との協業促進を目的とした中長期的な投資であり、当社の成長を期待し、それが実現した段階で一部の売却及び購入を行うことであるとのことを当社取締役COO大島が、2026年3月20日に割当先予定先に確認しております。

また、当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式について、割当予定先の投資判断に基づき一部の売却が行われ得るものの、売却に当たっては市場環境及び売買動向に十分配慮し、市場への影響に留意して実施する方針であることを確認しております。当社としても、当該株式の売却が市場に与える影響を注視し、必要に応じて割当予定先との間で情報共有を行う方針であります。

なお、本新株予約権については、本割当契約において、譲渡について当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について譲渡の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に限り、当社取締役会で承認するものとします。承認が行われた場合には、その旨及び譲渡内容を速やかに開示いたします。

(5) 払込みに要する資金等の状況

株式会社a'gil

当社は、当社代表取締役CEOである田原が、割当予定先の代表取締役社長である坂元氏から2026年3月21日に電話確認にて今回の払込みに要する資金は、自己資金である旨の説明を受けております。当社は、割当予定先との面談及び割当予定先から受領した過去3期分の決算報告書、2025年11月25日から2026年3月23日までの出入金明細により、本新株予約権の払込みに要する資金の裏付けを確認し、払込みに支障はないものと判断しております。

本新株予約権の行使に要する資金については、割当予定先と平川順基氏が2025年6月25日付にて締結しました金銭消費貸借契約の返済期間を2027年7月1日から延長することにより確保する旨を確認しております。

本届出書提出時点において、当社は当該金銭消費貸借契約の返済期間延長に関する確約書を入手しておりませんが、割当先より平川順基氏より口頭にて返済期間の延長について同意を得ている旨の説明を受けております。加えて、本新株予約権の行使は、市場環境に配慮しつつ段階的に行われ、行使により取得した株式の売却により資金回収を行うことが想定されることから、当社は、割当予定先の資金状況及び本スキームの構造を踏まえ、本新株予約権の行使に係る資金についても合理的に充足し得るものと判断しております。

Fracton Ventures株式会社

当社は、当社取締役COOである竹中が、割当予定先の代表取締役である亀井氏から2026年3月31日にウェブミーティングにて今回の払込みに要する資金が自己資金であり、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金が確保されている旨の説明を受けております。また、当社は、割当予定先との面談及び割当予定先から受領した過去3期分の決算報告書、2026年1月1日から2026年4月1日までの出入金明細により、本新株予約権の払込みに要する資金の裏付けを確認し、払込みに支障はないものと判断しております。

本新株予約権の行使に要する資金については、割当予定先と割当予定先の代表取締役かつ大株主である鈴木雄大氏がコミットメントライン契約（限度額：10,000,000円 期間：2026年5月18日～2031年5月19日）を締結し、自己資金に加え行使に必要な資金を拠出し得ることを確認しております。加えて、本新株予約権の行使は、市場環境に配慮しつつ段階的に行われ、行使により取得した株式の売却により資金回収及び返済を行うことが想定されることから、当社は、割当予定先の資金状況及び本スキームの構造を踏まえ、本新株予約権の行使に係る資金についても合理的に充足し

得るものと判断しております。

田原弘貴

当社は、当社取締役CF0である竹中が、割当予定先である田原氏から2026年3月24日にウェブミーティングにて今回の払込みに要する資金が自己資金であり、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金が確保されている旨の説明を受けております。また、当社は、2025年12月1日から2026年4月5日までの出入金明細により、本新株予約権の払込みに要する資金の裏付けを確認し、払込みに支障はないものと判断しております。

本新株予約権の行使に要する資金については、証券会社が提供する立替制度を利用し、行使に必要となる資金を抛出し得ることを確認しております。加えて、本新株予約権の行使は、市場環境に配慮しつつ段階的に行われ、行使により取得した株式の売却により資金回収を行うことが想定されることから、当社は、割当予定先の資金状況及び本スキームの構造を踏まえ、本新株予約権の行使に係る資金についても合理的に充足し得るものと判断しております。

田原氏は、当社代表取締役CEOであるため、インサイダー取引を規制するため、「取締役による新株予約権の行使及び取得株式の処分管理規程」を制定し、当該規程に基づいた保有・売却を行います。

田中遼

当社は、当社取締役CF0である竹中が、割当予定先である田中氏から2026年3月24日にウェブミーティングにて今回の払込みに要する資金が自己資金であり、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金が確保されている旨の説明を受けております。また、当社は、2026年1月1日から2026年3月30日までの出入金明細により、本新株予約権の払込みに要する資金の裏付けを確認し、払込みに支障はないものと判断しております。

本新株予約権の行使に要する資金については、証券会社が提供する立替制度を利用し、行使に必要となる資金を抛出し得ることを確認しております。加えて、本新株予約権の行使は、市場環境に配慮しつつ段階的に行われ、行使により取得した株式の売却により資金回収を行うことが想定されることから、当社は、割当予定先の資金状況及び本スキームの構造を踏まえ、本新株予約権の行使に係る資金についても合理的に充足し得るものと判断しております。

田中氏は、当社取締役CS0であるため、インサイダー取引を規制するため、「取締役による新株予約権の行使及び取得株式の処分管理規程」を制定し、当該規程に基づいた保有・売却を行います。

坂井豊貴

当社は、当社取締役C00である大島が、割当予定先である坂井氏から2026年4月8日にウェブミーティングにて今回の払込みに要する資金が自己資金であり、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金が確保されている旨の説明を受けております。また、当社は、2025年8月29日から2026年3月31日までの出入金明細により、本新株予約権の払込みに要する資金の裏付けを確認し、払込みに支障はないものと判断しております。

本新株予約権の行使に要する資金については、割当予定先と割当予定先が代表を務める合同会社坂井豊貴事務所がコミットメントライン契約(限度額:10,000,000円 期間:2026年5月18日~2031年5月19日)を締結し、自己資金に加え行使に必要となる資金を抛出し得ることを確認しております。加えて、本新株予約権の行使は、市場環境に配慮しつつ段階的に行われ、行使により取得した株式の売却により資金回収及び返済を行うことが想定されることから、当社は、割当予定先の資金状況及び本スキームの構造を踏まえ、本新株予約権の行使に係る資金についても合理的に充足し得るものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

株式会社a'gil

当社は、割当予定先及びその役員並びに主要株主(以下、総称して「割当予定先関係者」といいます。)が、反社会勢力と何らかの関係性を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社アキュレートアドバイザーズ(住所 大

阪市中央区南船場2丁目5番19号 心斎橋イーストビル4F 代表取締役 小林 弘樹)に調査を依頼しました。その結果、いずれの割当予定先関係者についても、反社会勢力である又は反社会勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先関係者が反社会勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

Fracton Ventures株式会社

当社は、割当予定先及びその役員並びに主要株主(以下、総称して「割当予定先関係者」といいます。)が、反社会勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社アキュレートアドバイザーズ(住所 大阪市中央区南船場2丁目5番19号 心斎橋イーストビル4F 代表取締役 小林 弘樹)及び株式会社ディークエストホールディングス(住所 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル5階 代表取締役 脇山 太介)に調査を依頼しました。その結果、いずれの割当予定先関係者についても、反社会勢力である又は反社会勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先関係者が反社会勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

田原弘貴

当社は、割当予定先である田原氏が当社の代表取締役を務めており、また、本人より反社会的勢力との関係確認及び犯罪歴の有無の自己申告を受けております。また、反社会勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社ディークエストホールディングス(住所 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル5階 代表取締役 脇山 太介)に調査を依頼しました。その結果、いずれの割当予定先関係者についても、反社会勢力である又は反社会勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先関係者が反社会勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

田中遼

当社は、割当予定先である田中氏が当社の取締役を務めており、また、本人より反社会的勢力との関係確認及び犯罪歴の有無の自己申告を受けております。また、反社会勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社ディークエストホールディングス(住所 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル5階 代表取締役 脇山 太介)に調査を依頼しました。その結果、いずれの割当予定先関係者についても、反社会勢力である又は反社会勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先関係者が反社会勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

坂井豊貴

当社は、割当予定先が、反社会勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社アキュレートアドバイザーズ(住所 大阪市中央区南船場2丁目5番19号 心斎橋イーストビル4F 代表取締役 小林 弘樹)に調査を依頼しました。その結果、割当予定先が、反社会勢力である又は反社会勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

3 【株券等の譲渡制限】

(1) 本新株予約権

該当事項はありません。ただし、第16回新株予約権の割当契約第10条及び第17回新株予約権の割当契約第11条において本新株予約権の譲渡には取締役会の承認が必要である旨が規定されています。

4 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第16回新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(所在地:東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役:能勢 元)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価推移、行使価額(250円)、配当率(0円/0.00%)、満期までの期間(権利行使期間:2026年5月20日から2029年5月21日)、リスクフリーレート(1.261%)、ボラティリティ(104.87%)、当社と割当予定先の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である第16回新株予約権1個あたり133円(1株あたり1.33円)は妥当であると判断し、この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、第16回新株予約権1個の払込金額を133円(1株当たり1.33円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等)を勘案し、割当予定先と協議した結果、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2026年4月28日)までの1か月間の当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値である250円としました。

基準となる価格について、直前取引日の終値ではなく、直前取引日までの直近1か月間の終値の単純平均値を採用した理由は、当社は、2025年における非連続的な経営体制の移行及び主要子会社群の喪失を受け、現在、事業基盤、収益構造及び内部管理体制の再構築を進める経営再建局面にあります。加えて、過去の取引等に関連する係争リスクも存在していることから、再建施策の進捗、係争の状況、資本政策及び業績見通しに関する情報が市場に与える影響は相対的に大きく、当社株式の市場価格は短期的に大きく変動する可能性があり、上記理由によるボラティリティの高さを懸念した各割当予定先より、交渉当初は、直近3か月間以上の平均株価をご提示されました。しかし、当社は決議日前日の株価が最も企業価値を反映していると考えられることから、交渉を続け、各割当予定先も受入可能な範囲であり、かつ、一定期間の平均株価という平準化された値であれば、外部要因による影響を極力抑える事ができると考え、直近1か月間の終値の単純平均値を採用しました。

第17回新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(所在地:東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役:能勢 元)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価推移、行使価額(400円)、配当率(0円/0.00%)、満期までの期間(権利行使期間:2026年5月20日から2031年5月19日)、リスクフリーレート(1.261%)、ボラティリティ(104.87%)、当社と割当予定先の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である第17回新株予約権1個あたり82円(1株あたり0.82円)は妥当であると判断し、この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、第17回新株予約権1個の払込金額を82円(1株当たり0.82円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等)を勘案し、割当予定先と協議した結果、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2026年4月28日)までの1か月間の当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値である250円に160%を乗じた400円としました。160%を乗じた理由は、各割当先が当社の企業価値向上にコミットする意思を示すためであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

第16回新株予約権及び第17回新株予約権に係る潜在株式数は22,000,000株(議決権数220,000個)となり、2025年10月31日現在の発行済株式総数18,608,733株(議決権数185,695)に対して、118.22%(議決権比118.47%)の希薄化が生じます。

また、2025年10月28日に実施した第三者割当増資においては、862,000株(議決権数8,620個)を発行し、増資前の発行済株式総数17,746,733株(議決権数177,072個)に対して、4.86%(議決権比4.87%)の希薄化が生じております。

過去6か月のファイナンスによる希薄化率は、123.08%(議決権比123.34%)となります。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の資金使途に充当し、当社の財務基盤及び事業基盤の再構築を進める方針であります。

当社は、旧経営体制下で発生した一連の事象により、当社グループの事業及び人員体制が毀損している状況にあり、上場会社として必要となる経営管理体制及び事業遂行体制の回復が喫緊の課題となっております。このため、運転資金の確保及び経営基盤の安定化を図りつつ、当社が掲げるHODL及びBUIDLの両輪を同時に前進させるための事業資金を確保する必要があります。本資金調達は、当該課題への対応を進めるための資金手当てであり、資金使途に沿って執行することで、事業継続性の確保、収益基盤の構築及び中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。したがって、本資金調達に伴う希薄化を考慮しても、既存株主の皆様に対して合理性を有するものと判断しており、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。なお、下記「7 大規模な第三者割当の必要性」の「(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本第三者割当に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、特別委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、本第三者割当につき、必要性及び相当性が認められ、また、本新株予約権は、当社が当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に価額算定を依頼し、同社において、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算出した公正価額と同額であり、本新株予約権の公正価格を著しく下回るものとは認められないことから、会社法238条3項2号の「特に有利な金額」には当たらないとの意見を表明しました。

したがって、本第三者割当による資金調達に係る株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断いたしました。

本新株予約権の全てが行使された場合に交付され得る株式数は最大で22,000,000株となります。これを、行使期間5年間を通じて年間245営業日を前提に段階的に売却すると仮定した場合、1日当たりの売却数量は17,959株となり、当社株式の直近6か月間における1日当たり平均出来高497,422株に対して3.61パーセントに相当します。仮に、これらの株式が市場内で短期間に集中的に売却された場合、当社株価に影響を及ぼす可能性があります。

もっとも、当社は割当予定先に対し、当社株式を売却する場合には、市場環境及び売買動向に十分配慮しつつ、売却時期及び売却方法を検討の上で実施する旨を、書面により確認しております。特に取締役陣については、企業価値向上へのコミットメントを示しており、長期保有が目的であります。当社としても、株式の売却が市場に与える影響を注視しながら、必要に応じて割当予定先との間で情報共有を行う方針であります。

以上を踏まえ、当社は、本資金調達により財務基盤及び事業基盤の安定化を図り、事業の再構築及び成長投資を推進することが、中長期的な企業価値の向上及び既存株主の株式価値の向上に資するものと考えております。

また、交付された株式が市場の状況に配慮しながら適切に売却されることにより、当社株式の流動性向上につながる可能性があるものと判断しております。

5 【大規模な第三者割当に関する事項】

第16回新株予約権及び第17回新株予約権に係る潜在株式数、22,000,000株(議決権数220,000個)となり、2025年10月31日現在の発行済株式総数18,608,733株(議決権数185,695)に対して、118.22%(議決権比118.47%)の希薄化が生じ

ます。

また、2025年10月28日に実施した第三者割当増資においては、862,000株(議決権数8,620個)を発行し、増資前の発行済株式総数17,746,733株(議決権数177,072個)に対して、4.86%(議決権比4.87%)の希薄化が生じております。

過去6か月のファイナンスによる希薄化率は、123.08%(議決権比123.34%)となります。したがって、希薄化率が25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

6 【第三者割当後の大株主の状況】

(割当前)

順位	氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権に対する所有議決権数の割合
1	山中夕典	大阪府大阪市天王寺区	887,300	4.79%
2	株式会社a'gil	大阪府大阪市天王寺区	862,000	4.65%
3	坂元政弘	大阪府大阪市天王寺区	719,000	3.88%
4	楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2-6-21	704,700	3.80%
5	DEUTSCHE BANK(SCHWEIZ)	SWITZERLAND	408,500	2.20%
6	吉田昌勇	神奈川県横浜市	400,000	2.16%
7	田原弘貴	東京都世田谷区	315,400	1.70%
8	富田加奈子	京都府京丹後市	260,000	1.40%
9	山下博	大阪府泉南市	227,400	1.23%
10	NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UnitedKingdom (東京都中央区日本橋一丁目13番1号)	223,856	1.21%
計		-	5,008,156	27.01%
発行株式数			18,608,733	

(割当後)

順位	氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権に対する所有議決権数の割合
1	田原 弘貴	東京都世田谷区	2,315,400	5.71%
2	田中 遼	神奈川県逗子市	1,000,000	2.47%
3	山中 夕典	大阪府大阪市天王寺区	887,300	2.19%
4	株式会社a'gil	大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番 3号DS t 桃谷ビルディング4 F	862,000	2.13%
5	坂元 政弘	大阪府大阪市天王寺区	719,000	1.77%
6	楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2-6-21	704,700	1.74%
7	DEUTSCHE BANK(SCHWEIZ)	SWITZERLAND	408,500	1.01%

8	吉田 昌勇	神奈川県横浜市	400,000	0.99%
9	富田加奈子	京都府京丹後市	260,000	0.64%
10	坂井豊貴	神奈川県川崎市	250,100	0.62%
計			7,807,000	19.26%
発行株式数			40,608,733	

- (注) 1. 割当後の大株主及び持株比率は、2025年10月31日時点における議決権数185,695個から自社株に係る議決権数288個を差し引いた議決権数に、本資金調達に係る議決権数220,000個を加算した数で除して算出しております。
2. 大株主順位第5位の坂元政弘氏は、大株主順位4位の株式会社a'gilの代表取締役であり、かつ、株式会社a'gilの主要株主であります。坂元政弘氏と株式会社a'gilの合算した割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、3.90%となります。
3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。
4. 純投資目的の割当先であるFCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合及び株式会社a'gilについては、本新株予約権の行使により取得する株式を全量売却したものと仮定し、割当後の大株主には反映しておりません。なお、株式会社a'gilの既存保有株式862,000株は反映しております。

7 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社グループは、2024年度までにおいて、当社及び連結子会社8社の9社で構成されており、「ブロックチェーン技術の社会実装を推進し、その普及に貢献する」という企業理念のもと、2030年までの経営及び事業戦略に関する長期構想として「ブロックチェーンサービスカンパニー構想」を掲げ、「ブロックチェーンサービス事業」を中核セグメントとして位置付け、ブロックチェーン技術を活用したサービス・プロダクトの社会実装を推進し、その普及に貢献することを目指しておりました。しかし、当社の当時の取締役会は2025年2月3日付で、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス(以下「カイカFHD」といいます。)に対する借入金について、当社の連結子会社である株式会社ZEDホールディングス(以下「ZEDHD」といいます。)の株式を譲渡することによる代物弁済(以下「本件譲渡」といいます。)を取締役会決議により決議しました。本件譲渡について会社法467条に基づく株主総会の特別決議の承認を得ていないことから、現在の当社取締役会としては、株式譲渡の有効性を争うべく、2025年10月27日付「訴訟提起のお知らせ」のとおり訴訟提起することとしました。並行して、2025年10月20日付「訴訟提起のお知らせ」のとおり、当社の元取締役ら及びカイカFHD、株式会社ネクスグループ等に対して合計約33億円の請求として訴訟提起しています。当社は、子会社譲渡に関する全ての取引の無効を争い、当該事業子会社の経営支配権及び流出した資産の回復を進めてまいります。そのため、当社は、収益基盤の構築に向けた取組の一環として2025年6月1日より「ブロックチェーン開発・コンサルティング事業」を再開し、顧客開拓及び案件獲得を推進しております。同事業においては、当社が暗号資産及びWeb3領域で培ってきた知見・技術力を活用し、ブロックチェーンに係る開発支援及びコンサルティングサービスを提供しております。

2025年度(2024年11月1日から2025年10月31日)の年間売上高は26,550千円でありましたが、2026年第1四半期(2025年11月1日から2026年1月31日)において既に26,592千円を計上しており、2025年度全体を上回っております。受注件数及び稼働率も順調に推進しております。また、2025年度経常損失は、453,968千円でありましたが、2026年第1四半期では90,653千円(2025年度全体の19%)となり、AI等の活用による間接部門人員を抑制できております。

さらに当社は、ブロックチェーン開発・コンサルティング事業による収益基盤の確立を通じて内部資金創出力を高めるとともに、暗号資産トレジャリー(DAT)事業によって財務基盤の安定化を図ることを目指しております。これらの取組の進捗を踏まえ、今後は資産回復及び暗号資産交換業を含む周辺事業の再構築を検討し、事業全体の再成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。上記事業の推進と発展のための運営資金の調達手段として今回の大規模な第三者割当の実施を決断いたしました。

なお、本新株予約権の発行に係る新規発行株式数22,000,000株に係る議決権数220,000個については、当社の総議決権数185,695個(2025年10月31日現在)に占める割合118.47%となり、25%以上の希薄化が生じることとなります。

当社は、発行条件についても第三者機関による算定および特別委員会による意見書を経た結果、有利発行には該当しないと判断していることから、会社法および金融商品取引法、東京証券取引所の定める上場規程その他の関係法令・規則に基づき、取締役会の決議により実施する予定であり、臨時株主総会の承認を前提とするものではありません。

当社は、取締役会において本資金調達の必要性、条件の相当性および既存株主への影響等について十分な検討を行ったうえで、慎重に意思決定を行っております。

当社は、本資金調達を通じて財務基盤の安定化と事業成長の両立を図り、中長期的な企業価値の向上を実現することで、既存株主を含むすべてのステークホルダーの皆様の期待に応えてまいります。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「5 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権の発行に係る新規発行株22,000,000株に係る議決権数220,000個については、当社の総議決権数185,695個(2025年10月31日現在)に占める割合が118.47%となり、25%以上の希薄化が生じることとなります。今般の新株予約権は、このような希薄化を伴いますが、当社の成長戦略の実現に向けて本第三者割当による調達資金を活用していくことが、中長期的な当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであるという事情を考慮すれば必要性があると判断しています。また、本新株予約権は業務提携を強

化・促進する目的で発行されるものでもあり、短期的な売却は想定されていないという事情からすれば、本第三者割当が市場へ及ぼす影響は、ある程度抑えられるものと考えております。当社は、以上の点に加え、下記の当社及び当社の経営者から独立した者からの意見も踏まえこれらを総合的に検討した結果、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「5 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当に係る議決権ベースでの希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。当社は、本第三者割当については、対象となる割当先に対して割当を行って業務提携を強化・促進する必要があること、割当予定先は当社普通株式を長期的に保有する方針であるため、本新株予約権の行使により取得される当社普通株式が短期的・大量に市場で売却されることによる流通市場への悪影響は原則として生じないと考えられること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した特別委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、当社は、経営者から一定程度独立した者として、当社の独立社外取締役である渡辺治氏及び佐藤憲介氏並びに外部の弁護士である渡邊雅之氏の3名によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年4月30日付で入手しております。なお、本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本特別委員会の意見の概要)

1 結論

本委員会は、本第三者割当について、必要性及び相当性が認められると考えます。

2 理由

(1) 必要性

貴社の説明によれば、貴社は、社名変更を含む事業転換を実行し、イーサリアムを中核資産とするDigital Asset Treasury事業と、イーサリアムエコシステムにおける事業活動を通じた収益基盤の構築を両輪として推進する方針であり、併せて上場会社として必要となる経営管理体制及び内部統制体制の再構築を進めているとのことです。

本件資金調達には、これらの方針を実行するための必要資金を、実現可能性及び機動性を確保しつつ、一定規模で確保することを目的とするものです。具体的な資金使途は、第一に、ETHの購入を通じて貴社のDigital Asset Treasuryを形成し、中長期の企業価値向上に資する財務戦略を実行すること、第二に、イーサリアム関連の事業活動を継続的に推進するための体制整備、人材確保及び対外展開を行い、収益基盤の構築につなげること、第三に、上場会社としての説明責任を果たすための経営基盤の強化を図ることにあります。

第一のETHの購入については、貴社がHODL戦略として、短期的な売買差益を目的とした運用ではなく、長期保有を基本方針としてDigital Asset Treasuryを構築することを計画しており、その実行には相応の資金が必要であるとのことです。また、保有後の運用についても、ステーキングを中心としたインカムゲイン型の収益機会を見据えるため、資産形成の初期段階で必要な規模を確保することが重要であるとの説明を受けています。

第二のBUIDL事業については、当該事業を継続的に遂行する前提として、暗号資産及び関連取引に係る運用統制、セキュリティ、監査証跡及びレポーティングの整備が必要であり、加えて、PM及びエンジニア等の人材確保、並びに対外的な発信及び連携を通じた事業機会の創出が必要であるとのことです。貴社の説明する体制整備及び投資内容は、事業

を単発で終わらせず、再現性のある形で拡張するための基盤づくりに位置付けられており、必要性を有するものと考えます。

第三の経営基盤強化については、貴社が旧経営体制下で毀損した管理体制及び統制環境の再構築を進めており、決算、開示、監査対応、契約管理、法務対応、内部監査及びリスク管理等の中核機能を安定的に運用し得る体制を整備することが喫緊の課題であるとのことです。上場会社としての適切な運営及び説明責任を果たす観点からも、当該取組みを支える資金の確保は必要であると考えます。

本委員会としては、本第三者割当の必要性の判断自体は貴社経営陣の経営判断に属するものと考えますが、以上のとおり、貴社が掲げる事業転換の内容及び資金使途の方向性は具体性を有しており、貴社の置かれた状況及び上場会社としての要請に照らして、特に不合理な点は見当たりません。したがって、本第三者割当について必要性は認められると考えます。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

貴社の説明によれば、貴社は、HODL及びBUIDLの両輪を同時に前進させるための資金を確保するとともに、上場会社として必要となる経営管理体制及び内部統制体制の再構築を進める必要があり、資金の調達に当たっては、調達確度、機動性、コスト及び既存株主への影響の観点から複数の手段を比較検討したとのことです。

まず、金融機関等からの借入れ、社債等の負債性資金調達については、貴社が置かれた状況及び事業転換の途上にある点を踏まえると、必要額を必要な時期に確保することの確度が高いとはいえず、また財務制約が強まることにより機動的な事業運営を阻害するおそれもあることから、優先度は高くないと判断したとのことです。

次に、公募増資については、広く投資家から資金を調達し得る一方、主幹事証券会社の選定、引受審査、開示書類の整備及びブックビルディング等に相当の期間とコストを要することから、迅速な資金手当を要する貴社の状況には適合しにくいと判断したとのことです。また、株主割当増資又はライツ・オファリングについても、実務対応に時間及びコストを要しやすいほか、株主の応募率が事前に見通しにくく、必要額の調達確度を担保しにくいという課題があるため、貴社における本件の資金需要に対しては適当ではないと判断したとのことです。

さらに、転換社債型新株予約権付社債等については、商品設計の複雑性、条件交渉及び実務対応の負荷が相対的に大きいことに加え、株価下落局面では行使価額の低下を通じて希薄化が拡大し得ることや、株価水準及び市場環境によっては想定どおりに調達が進まない可能性もあることから、必要なタイミングでの資金確保という観点で不確実性が残ると判断したとのことです。

また、新株予約権による資金調達は、直ちに1株当たり利益の希薄化を確定させない点で株価への直接的影響が小さいと考えられる一方、権利行使は株価推移及び市場環境に左右されるため、必要資金を確実に確保できない可能性があることから、貴社が必要とする資金のうち一定部分については、株式の発行により調達確度を担保する必要があると判断したとのことです。

以上を踏まえ、貴社は、本件では、事業転換の実行に必要な資金を一定程度確実に確保しつつ、機動性を確保する観点から、第三者割当による新株予約権発行を中核とする方法を選択したとのことです。加えて、貴社は、株式発行による確実な資金手当と、新株予約権による追加的な資金調達余地を組み合わせることで、資金需要の充足可能性を高める構成が合理的であると説明しています。

本委員会は、上記の貴社の説明に照らし、他の資金調達手段との比較という観点から、本件で第三者割当を選択したことについて、特に不合理な点は見当たらず、相当性が認められると考えます。

(イ) 割当先について

本委員会は、割当先の選定について、貴社から、割当先の概要、本件の検討経緯、及び割当先を選定した理由に関する説明を受け、これに関連する資料の提示を受けて検討しました。

貴社の説明によれば、本件資金調達には、貴社が推進するイーサリアムを中核とするDigital Asset Treasury事業及びイーサリアムエコシステムにおける事業活動を通じた収益基盤の構築を推進するとともに、上場会社としての経営管理体制及び内部統制体制の整備を進めるために必要な資金を確保することを目的とするものです。この目的との整合性、及び調達の確実性を重視し、第16回新株予約権の割当先としてFCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合を選定し、第17回新株予約権の割当先として株式会社a'gil及びFracton Ventures株式会社、田原弘貴氏、田中遼氏、坂井豊貴氏を選定したとのことです。

また、貴社の説明によれば、割当先の選定に当たっては、単に資金拠出が可能であることにとどまらず、貴社の事業転換の方向性に対する理解、貴社の中長期的な企業価値向上を見据えた株式保有方針、及び資金拠出の実行可能性の観点から総合的に判断したとのことです。特に、貴社のDigital Asset Treasury事業においては、市場環境の変動に対する慎重なリスク管理が求められるところ、当該方針を前提に貴社の事業計画を支える資金を確実に手当てできることは重要であるとの説明を受けています。

本委員会は、割当先の適格性の確認として、貴社より、割当先に関する反社会的勢力排除のための確認を実施した旨の説明を受け、併せて、本件の契約関係において反社会的勢力の排除に関する表明保証及び解除条項等が設けられること、及び当該点について貴社が外部専門家の助言を受けながら手続を進めている旨の説明を受けました。さらに、本委員会としても、提示された資料及び貴社からの説明内容を踏まえ、当該確認手続に不合理な点は見当たらないと判断しました。

加えて、本委員会は、貴社の説明及び提示資料に基づき、割当先が本件に係る払込みを行うための資金を確保し得る見込みがあること、及び本件の払込みの実行に当たり手続上の支障となる事情が見当たらないことについて検討しました。本委員会としても、当該整理は合理的であると考えます。

以上の検討を踏まえ、本委員会としては、貴社における割当先の選定の経緯、割当先の適格性及び反社会的勢力に該当しないことの確認、並びに払込みの実行可能性に関する貴社の整理について、特に不合理な点は見当たらず、割当先の選定について相当性は認められると考えます。

(ウ) 発行条件について

本委員会は、本第三者割当における発行条件の相当性を検討するに当たり、貴社から、払込金額の算定方法、交渉経緯、並びに本新株予約権を含むその他の主要条件に関する説明を受け、関連資料の提示を受けて検討しました。

本委員会は、会社法上の「特に有利な発行価額」該当性の観点からも検討しました。貴社監査等委員会は、払込金額が取締役会決議日前日の終値までの過去1か月間の終値の平均値という一定期間に市場で実際に形成された終値の平均を基準として算定され、貴社の裁量で恣意的に低位に設定したものではないこと、及び日証協指針に適合する枠組みで決定されていることを確認した上で、本件は既存株主に不当に不利益を与える「特に有利な発行価額」には該当しない旨の意見を表明しているとの説明を受けており、本委員会としても、その判断枠組みに不合理な点は見当たらないと考えます。

加えて、本委員会は、貴社の説明及び提示資料に基づき、貴社普通株式の株価推移及び変動の状況を踏まえ、直前取引日の単一終値ではなく一定期間の平均値を基礎とする算定方法を採用した点は、客観性及び合理性の観点から一定の合理性があると考えます。

以上を踏まえ、本委員会は、本新株予約権の発行条件の算定方法及び水準、並びに割当予定先との交渉を経て合意したその他の発行条件について、法令及び日証協指針に照らして特に不合理な点は見当たらず、相当であると考えます。

(エ) 希薄化について

本委員会は、本第三者割当に伴う希薄化の規模及びその影響について、貴社から、本新株予約権に係る潜在株式数、並びに希薄化率の算定及び市場影響に関する説明を受け、提示資料に基づき検討しました。

本新株予約権の全てが行使された場合に交付され得る株式数は22,000,000株であることから、最大22,000,000株が増加する可能性があります。これを2025年10月31日現在の議決権数を分母として算定した場合、本新株予約権の行使による希薄化は118.47%になり得るとの説明を受けています。

貴社の説明によれば、本件は希薄化率が25%以上となる見込みであることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づく手続を要するため、貴社は特別委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性について検討を行ってきたとのことです。

希薄化の影響については、第三者割当による資金調達の本質上、既存株主に一定の希薄化が生じることは免れないものの、貴社が掲げるDigital Asset Treasury事業及びBUIDL事業の推進、並びに上場会社としての経営基盤及び内部統制体制の整備を同時に進めるためには、必要資金を一定程度確実に確保することが重要であり、本件は他の資金調達手段との比較に照らしても相当性が認められるとの貴社説明を踏まえ、本委員会としても、希薄化を考慮してもなお、本件実施には合理性があると考えます。

また、本新株予約権については、権利行使が行使期間にわたり段階的に行われ得ることから、潜在的な希薄化が一時点で直ちに顕在化するものではない一方、株式の市場内売却が短期間に集中した場合には株価に影響を及ぼす可能性があるため、貴社において、行使及び売却の状況を含む適切なモニタリング及び情報開示を継続し、既存株主への影響を最小化する努力を行うことが重要であると考えます。

以上を踏まえ、本委員会としては、本第三者割当に伴う希薄化の規模は小さくはないものの、貴社の資金需要及び本資金調達の目的、並びに他の資金調達手段との比較に照らせば、特に不合理な点は見当たらず、相当であると考えます。

(オ) 本第三者割当の相当性を補強するその他の事情(業務提携の内容)

本委員会は、本第三者割当について、希薄化を伴うことから、貴社の一般株主にとって希薄化という不利益を上回る合理的なメリットが見込まれるかという観点でも検討しました。この点、貴社の説明によれば、本件は単なる資金調達にとどまらず、割当予定先との関係構築を通じて、貴社が推進するETHを中核資産とするDigital Asset Treasury事業及びイーサリアムエコシステム開発に係るBUIDL事業の推進を加速させることを企図しているとのことです。

貴社の説明によれば、Fracton Ventures株式会社との関係においては、貴社の事業転換の方向性及びガバナンス改善の状況に対する理解を前提として、貴社の中長期的な企業価値向上に資する観点から、国内外のネットワーク及び知見を活用した事業機会の探索、パートナー候補の紹介、並びに貴社の対外的な信用力及び認知の向上に資する支援を受け得るとのことです。

FCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社ファンドコーポレートインベストメントとの関係においては、貴社が上場会社としての経営基盤及びガバナンス体制を再構築する過程にあることを踏まえ、貴社の資金需要を適時に満たす観点で払込みの確実性を確保するとともに、貴社の事業推進に必要な外部ネットワークの活用を含め、貴社の事業計画の実行に資する連携の可能性について協議していく方針であるとの説明を受けています。

さらに、貴社の説明によれば、上記の割当予定先との関係構築を通じて、貴社は、BUIDL事業に必要な人材確保、外部パートナーとの連携及び事業機会の創出を進めるとともに、Digital Asset Treasury事業における運用体制及びレポート体制の整備を加速させ、結果として中長期の企業価値向上につなげることを目指しているとのことです。

本委員会としては、貴社が掲げる事業転換の内容及びその実行に必要な外部連携の重要性に照らし、当該方針は一定の合理性を有し、貴社の企業価値向上に資する現実的可能性を一概に否定する事情は見当たりません。したがって、本第三者割当については、希薄化という不利益を考慮してもなお、の一般株主にとって合理的なメリットが見込まれるものと考え、この点においても相当性は補強されることが考えます。

(カ)小括

本委員会は、上記(ア)から(オ)で検討してきたとおり、本第三者割当について、貴社が推進するETHを中核資産とするDigital Asset Treasury事業及びイーサリアムエコシステム開発に係るBUIDL事業、並びに上場会社としての経営基盤及び内部統制体制の整備を同時に前進させるために必要な資金を、一定程度確実に確保する手段として必要性が認められると考えます。

また、他の資金調達手段との比較、割当先の選定、発行条件の合理性及び適正性、並びに本件に伴い生じ得る希薄化の規模と影響を総合的に勘案しても、貴社の資金需要及び本件の目的に照らし、特に不合理な点は見当たらず、相当性が認められると考えます。加えて、割当予定先との関係構築を通じて、貴社の事業転換の実行及び対外展開を後押しし得る事情がある点も、相当性を補強するものと考えます。

したがって、本委員会は、本第三者割当について、必要性及び相当性が認められるとの結論に至りました。上記意見書を参考に討議・検討した結果、貴社は、2026年4月30日開催の取締役会において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

8 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

9 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月	2025年10月
売上高 (千円)	1,621,924	1,603,399	962,801	1,613,430	26,550
経常利益又は経常損失() (千円)	114,387	179,942	1,401,973	1,151,352	453,968
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	362,697	605,451	2,742,920	1,960,239	1,366,529
包括利益 (千円)	148,029	539,053	2,914,580	2,173,467	1,177,826
純資産額 (千円)	3,066,099	5,834,614	2,932,851	1,431,872	427,843
総資産額 (千円)	3,794,225	6,430,657	60,563,539	86,538,161	533,389
1株当たり純資産額 (円)	381.93	394.55	196.53	78.87	22.58
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	49.72	47.47	186.36	114.63	77.12
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			-	-	-
自己資本比率 (%)	80.1	90.3	4.8	1.6	78.7
自己資本利益率 (%)	15.9	13.7	63.1	91.4	150.4
株価収益率 (倍)		11.7	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	49,068	999,614	200,850	628,155	645,410
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	380,087	66,956	612,809	301,266	251,837
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,569,209	354,371	52,760	942,779	199,949
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,692,245	1,169,098	1,528,296	1,541,653	222,836
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	65 (2)	58 (2)	79 (3)	80 (9)	7 (-)

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権を発行しておりますが、第26期及び第28期につきましては、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。第27期につきましては、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 株価収益率について、第26期及び第28期につきましては、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(契約社員、派遣社員含む)は、1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
5. 第27期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。また、過年度の決算訂正を行い、2023年5月10日に訂正報告書を提出しております。
6. 第28期における総資産額の大幅な増加、自己資本比率の大幅な減少及び従業員の増加については、株式会社カイクスチェンジホールディングス(現株式会社ZEDホールディングス)及びその子会社を連結の範囲に含めたことによるものであります。

7. 第30期における総資産額及び従業員の大幅な減少については、当社の当時の取締役会は2025年2月3日付で、株式会社カイカフィナンシャルホールディングスに対する借入金について、当社の連結子会社である株式会社ZEDホールディングスの株式を譲渡することによる代物弁済を取締役会決議により決議したため、当社は全事業子会社の実質的な経営権を喪失し、資産、従業員等が流出したためであります。

(2) 提出会社の状況

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月	2025年10月
売上高 (千円)	749,469	320,294	50,768	43,703	21,861
経常利益又は経常損失() (千円)	179,109	22,119	907,273	765,929	449,944
当期純利益又は当期純損失() (千円)	382,595	210,414	1,001,939	2,903,028	1,806,412
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			-	-	-
資本金 (千円)	1,545,205	50,000	50,000	10,000	109,992
発行済株式総数 (株)	7,985,036	14,746,733	14,746,733	17,746,733	18,608,733
純資産額 (千円)	2,983,495	5,255,712	4,168,874	1,801,411	278,164
総資産額 (千円)	3,235,677	5,433,885	4,225,000	1,881,527	420,674
1株当たり純資産額 (円)	371.55	355.22	280.51	99.73	14.53
1株当たり配当額 (円)			-	-	-
(内、1株当たり中間配当額) (円)	()	()	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	52.45	16.50	68.07	169.76	101.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)			-	-	-
自己資本比率 (%)	91.4	96.2	97.7	93.9	64.2
自己資本利益率 (%)	17.6	5.1	21.4	98.5	177.4
株価収益率 (倍)		33.6	-	-	-
配当性向 (%)			-	-	-
従業員数 (名)	11 (2)	5 (1)	5 (1)	6 (2)	7 (-)
株主総利回り (%)	61.6	95.9	73.4	59.6	54.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(125.6)	(124.3)	(148.9)	(182.3)	(193)
最高株価 (円)	841	775	650	415	627
最低株価 (円)	336	270	262	206	159

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権を発行しておりますが、第26期、第28期及び第29期は1株当たり当期純損失のため、第27期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。
3. 株価収益率については、第26期、第28期、第29期及び30期は1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4. 配当性向については、第26期、第27期、第28期及び第29期は無配であるため記載しておりません。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については関連会社が存在しないため記載しておりません。
6. 新株予約権の行使により、第27期において1,366,000株及び第29期において3,000,000株の新株発行を行っております。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(契約社員、派遣社員含む)は、1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
8. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

2 【沿革】

年月	概要
1997年6月	東京都渋谷区恵比寿において株式会社オープンシステム研究所とインドKumaran Systems Inc.両社の共同出資により、株式会社アイキャン(現 当社)を設立
1998年2月	本店を東京都中央区湊に移転、社名を株式会社クマランに変更
1998年9月	本店を東京都中央区新富町に移転
1999年5月	Kumaran Systems Inc.と資本関係を解消し、社名を株式会社システム・テクノロジー・アイに変更
1999年8月	ベンダー資格取得のための学習支援ソフトウェアである「iStudy」シリーズの販売を開始し、iLearning事業(後のEラーニング事業、現 システムエンジニアリング事業)を開始
2000年7月	株式会社オープンシステム研究所と合併
2001年3月	本店を東京都中央区銀座に移転
2002年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2005年6月	本店を東京都中央区築地に移転
2007年7月	株式交換により株式会社SEプラスを連結子会社とする
2014年8月	東京証券取引所マザーズより東京証券取引所市場第二部に市場変更
2015年11月	株式会社SEプラスの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外
2015年12月	株式会社ブイキューブによる株式公開買付により同社の連結子会社となる
2016年4月	本店を東京都品川区に移転、社名をアイスタディ株式会社に変更
2017年8月	フィスコ関連グループ(株式会社イーフロンティア(現 株式会社ピアズ)、株式会社實業之日本社、株式会社フィスコ、株式会社ネクスグループ、株式会社フィスコ仮想通貨取引所(現 株式会社Zaif))との業務提携開始
2017年12月	株式会社イーフロンティア(現 株式会社ピアズ)との資本提携解消 株式会社カイカ(現 株式会社CAICA DIGITAL)との資本業務提携開始
2018年5月	有料職業紹介事業免許を取得し、高度ITスキルの習得から転職までを総合的にサポートする「iStudy ACADEMY」を開始
2019年4月	株式会社カイカ(現 株式会社CAICA DIGITAL)による株式公開買付により同社の連結子会社となる
2019年8月	本店を東京都港区に移転
2019年10月	株式会社エイム・ソフト(現 株式会社ネクスソフト)の取得による連結子会社化により、研修サービス事業(後のアカデミー事業、現 システムエンジニアリング事業)を拡大 株式会社エイム・ソフト(現 株式会社ネクスソフト)の連結子会社化に伴い同社の連結子会社である株式会社ネクストエッジ(現 株式会社ネクスソフト)を連結子会社(当社孫会社)とする
2019年11月	株式会社東京テック(後の株式会社クシムテクノロジーズ、現 株式会社ネクスソフト)を取得し連結子会社とする 学習者一人ひとりの成長を支援する新LMS「SLAP(スラップ)」の販売を開始
2020年3月	株式会社CCCT(現 株式会社クシムインサイト)を取得し連結子会社とする 株式会社エイム・ソフト(現 株式会社ネクスソフト)が株式会社ネクストエッジを吸収合併
2020年4月	株式会社CAICA(現 株式会社CAICA DIGITAL)の当社株式売却により同社の連結子会社を外れ、持分法適用関連会社となる
2020年5月	社名を株式会社クシム(現社名)に変更 株式会社エイム・ソフト(現 株式会社ネクスソフト)が株式会社ケア・ダイナミクス(現 株式会社クシムソフト)を取得し連結子会社(当社孫会社)とする 株式会社イーフロンティア(現 株式会社ピアズ)を取得し連結子会社とする
2020年6月	株式会社CAICA(現 株式会社CAICA DIGITAL)の当社株式売却により同社の持分法適用関連会社から外れる
2021年4月	株式会社クシムソフト(現 株式会社ネクスソフト)が株式会社クシムテクノロジーズを吸収合併
2021年5月	株式会社クシムインサイトが当社との株式交換により株式会社クシムソフト(現 株式会社ネクスソフト)を連結子会社(当社孫会社)とする
2022年3月	株式交換によるチューリンガム株式会社の連結子会社化により、ブロックチェーンサービス事業を拡大 チューリンガム株式会社の連結子会社化に伴い同社の連結子会社である株式会社SEVENTAGE(現 株式会社チューリンガム株式会社)を連結子会社(当社孫会社)とする 株式会社クシムインサイトが当社との株式交換によりチューリンガム株式会社を連結子会社(当社孫会社)とする
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場に移行
2022年5月	株式会社イーフロンティア(現 株式会社ピアズ)の全株式を譲渡し、連結の範囲から除外
2022年6月	Web3・メタバース経済の拡大を見据え、株式会社web3テクノロジーズを設立(当社孫会社)
2022年7月	システムエンジニアリング事業のうち、祖業であるEラーニングシステム「SLAP」及び研修管理システム「iStudy LMS」に関連する事業(ブロックチェーンに関連する事業を除く)を譲渡 チューリンガム株式会社が株式会社SEVENTAGEを吸収合併
2022年10月	株式会社クシムソフト(現 株式会社ネクスソフト)が株式会社ケア・ダイナミクスを吸収合併

年月	概要
2023年10月	取得による株式会社カイカエクスチェンジホールディングス (現 株式会社ZEDホールディングス) の連結子会社化及び同社の連結子会社である株式会社カイカエクスチェンジ (現 株式会社Zaif) 及び株式会社カイカキャピタル (現 株式会社Web3キャピタル) を連結子会社 (当社孫会社) とする
2024年7月	株式会社ZEDホールディングスより株式会社Web3キャピタルの全ての株式を取得し、当社の連結子会社とする
2024年8月	株式会社クシムインサイトがSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED (現 Digital Credence Technologies Limited) を取得し連結子会社 (当社孫会社) とする
2024年11月	株式会社Web3キャピタルを吸収合併
2025年2月	株式会社ZEDホールディングスの全株式を譲渡し、株式会社ZEDホールディングス、株式会社Zaif、株式会社クシムソフト (現 株式会社ネクスソフト)、チューリンガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedを連結の範囲から除外
2025年4月	東京地方裁判所の決定により、取締役兼代表取締役の職務を一時行う者・監査等委員である取締役の職務を一時行う者として、阿部・井窪・片山法律事務所所属の弁護士3名が選任される 同月30日、臨時株主総会が開催され、新経営陣が選任される。
2025年10月	第三者割当増資により199百万円を調達する。
2026年1月	2026年1月30日開催の第30回定時株主総会において、社名を「株式会社HODL1」に変更する旨の承認を得る。

3 【事業の内容】

当社グループは、前連結会計年度において、当社及び連結子会社8社の9社で構成されており、「ブロックチェーン技術の社会実装を推進し、その普及に貢献する」という企業理念のもと、2030年までの経営及び事業戦略に関する長期構想として「ブロックチェーンサービスカンパニー構想」を掲げ、「ブロックチェーンサービス事業」を中核セグメントとして位置付け、ブロックチェーン技術を活用したサービス・プロダクトの社会実装を推進し、その普及に貢献することを目指しておりました。

しかし、当社の当時の取締役会は2025年2月3日付で、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス(以下「カイカFHD」といいます。)に対する借入金について、当社の連結子会社である株式会社ZEDホールディングス(以下「ZEDHD」といいます。)の株式を譲渡することによる代物弁済(以下「本件譲渡」といいます。)を取締役会決議により決議しました。本件譲渡について会社法467条に基づく株主総会の特別決議の承認を得ていないことから、現在の当社取締役会としては、株式譲渡の有効性を争うべく、2025年10月27日付「訴訟提起のお知らせ」のとおり訴訟提起することとしました。並行して、2025年10月20日付「訴訟提起のお知らせ」のとおり、当社の元取締役ら及びカイカFHD、株式会社ネクスグループ等に対して合計約33億円の請求として訴訟提起しています。当社は、子会社譲渡に関する全ての取引の無効を争い、当該事業子会社の経営支配権及び流出した資産の回復を進めてまいります。

なお、これら係争の概要及び当社の主張については、「第2【事業の状況】1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(3)対処すべき課題」において記載しております。本件譲渡及びその準備行為については当社の2025年4月30日に開催された株主総会において可決承認された会社法316条1項に基づく調査者による調査の中間報告書は、「当社は、既存事業のほぼ全てを失い、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損されたといえ、その結果の重大性に鑑みると、当社は、旧経営陣に対し、本件代物弁済につき、善管注意義務違反の責任追及を検討すべき」と結論づけております。

こうした状況から、連結子会社であったZEDHD、株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリンガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedは、実質支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったことにより、第30期連結会計年度の期首より連結の範囲から除外しております。上記子会社群の譲渡は2025年2月3日付けであることから、本来は第30期連結会計年度第一四半期を連結に含めるべきところ、旧経営陣及び上記子会社群を実質的に支配するネクスグループが当社の情報資産を適切に引き継がなかったことにより計算書類の作成が困難であったことから、やむを得ず期首より連結の範囲から除外しております。最近連結会計年度末現在においては、上記会社群が営む暗号資産交換業、ブロックチェーン関連システム開発、Web3技術開発等の事業について、当社グループの事業として継続的に収益を計上する状況にはありません。

そのため、当社は、収益基盤の構築に向けた取組の一環として2025年6月1日より「ブロックチェーン開発・コンサルティング事業」を再開し、顧客開拓及び案件獲得を推進しております。同事業においては、当社が暗号資産及びWeb3領域で培ってきた知見・技術力を活用し、ブロックチェーンに係る開発支援及びコンサルティングサービスを提供することで、立上げ後早期に顧客獲得及び売上計上に至っております。

また、「第2【事業の状況】1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(1)経営の基本方針」に掲げる

デジタルアセットトレジャリー（DAT）事業の推進に関しては、最近連結会計年度終了後の取組として、2025年12月26日付「イーサリアム（ETH）の購入及び運用開始のお知らせ」のとおり、本格的なトレジャリー事業の推進に先立ち、運用益の獲得とリスク管理のバランスを検証し、運用体制の精緻化を図ることを目的として、イーサリアム（ETH）の購入及び試験運用を開始しております。

さらに当社は、ブロックチェーン開発・コンサルティング事業による収益基盤の確立を通じて内部資金創出力を高めるとともに、暗号資産トレジャリー（DAT）事業によって財務基盤の安定化を図ることを目指しております。これらの取組の進捗を踏まえ、今後は資産回復及び暗号資産交換業を含む周辺事業の再構築を検討し、事業全体の再成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) の割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社クシムインサイト (注)1、2、3	東京都港区	10,000	インキュベーション 事業	100.00	役員の兼任 資金の借入・ 貸付

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 役員の兼任により、従業員はおりません。

3. 株式会社クシムインサイトの発行済株式のうち、議決権を有しない株式を株式会社フィスコが0.15%保有しています。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ブロックチェーンサービス事業	8(-)
合計	8(-)

(注)1. 従業員数欄の()内は外数であり、臨時従業員(契約社員を含む)の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
8(-)	34	1	6,000

セグメントの名称	従業員数(名)
ブロックチェーンサービス事業	8(-)
合計	8(-)

(注)1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 従業員数欄の()内は外数であり、臨時従業員(契約社員を含む)の年間平均雇用人員であります。

3. 本有価証券届出書提出日現在における従業員数は8名であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社旧経営陣による子会社及び資産の流出に関する事案の発生により、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にご心配及びご迷惑をお掛けしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。当社は、本事案を踏まえ、企業風土及びコーポレート・ガバナンスの見直しを含む再発防止策を推進し、ガバナンスの実効性を高めるとともに、信頼回復に向けた取組を進めてまいります。

当社は、企業風土及びコーポレート・ガバナンスの見直しを含む再発防止策を推進し、意思決定及び管理体制の実効性を高めるとともに、適時適切な情報開示及び説明責任の徹底に取り組んでまいります。本事案に関連する事項については、当社の事業基盤及び財務基盤の回復に直結する課題であることから、社内外の調査結果等を踏まえ、必要な法的対応を継続してまいります。

なお、本事案の概要及び当社の具体的な取組については、本項の「(3) 対処すべき課題」及び「3 [事業等のリスク]」並びに「4 [コーポレート・ガバナンスの状況等]」に記載しております。

(1) 経営の基本方針

当社は、ブロックチェーン技術が暗号資産の取引基盤にとどまらず、資産のトークン化、決済、清算・担保管理、流動性供給等の「実金融」領域へと応用範囲を拡大しつつあることを、重要な事業環境の変化として捉えております。国際的には、トークン化により発行・移転・決済を一体化し、クロスボーダーで流動性が集約されやすい構造が形成されつつあり、金融サービスの効率性向上と新たなユースケース創出の両面で進展が見られます。こうした潮流は、中央銀行・国際機関においても、クロスボーダー決済の高度化及び資本市場インフラの刷新に資する技術要素として整理されております。

ブロックチェーン上の金融は、スマートコントラクトにより取引ルールを透明に実装でき、複数のアプリケーションを組み合わせる新しい金融ユースケースを生み出しやすい特性(いわゆる「組み合わせ可能性」)を有しており、こうした特性から金融イノベーションの中心としての地位を確立しつつあります。例えば米国においては予測市場が大きな広がりを見せております。

国内においては、セキュリティトークン(電子記録移転権利)等を中心に制度整備及び市場形成が進む一方、海外で見られるような決済・担保・清算等を含む広範な金融インフラとしての実装は、なお途上にあると当社は認識しております。もっとも、政府はデジタル社会の実現に向けた計画を閣議決定し、社会全体のデジタル化を推進しており、当社はこれを中長期の追い風と捉えております。

当社においてはこのような事業環境認識のもと、ブロックチェーンの技術・ビジネスに精通した人材を多く有していること、そしてこれまで多くのブロックチェーンプロジェクトに関わり実現させてきた実績及び知見を強みとして、金融領域にブロックチェーンが急速に採用されている国際的な潮流を事業機会として積極的な事業展開及び株主価値の最大化に努めてまいります。

また、数あるブロックチェーンの中でも、当社グループはイーサリアムを金融インフラのスタンダードの本命として認識しております。イーサリアムは、他のブロックチェーンと比較しても高い処理性能を有し、運用面において高い分散性を備えていることから、中立性の高い金融インフラとしての利用が期待されるブロックチェーンです。また、現在も「10兆ドルの資産を載せられるブロックチェーン」という目標のもと、処理能力及び分散性の向上、利便性やセキュリティの強化に継続的に取り組んでおり、今後の発展が見込まれると考えております。

そのため当社は、イーサリアム及びその関連技術の中核とする技術・サービス提供及びデジタル資産戦略を推進し、持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを経営の基本方針とします。

当社は、過去の経営上の経緯により財務基盤及び事業基盤が毀損している状況を踏まえ、

イーサリアム関連技術を基盤とした開発支援・コンサルティング(ブロックチェーン開発事業)による収益基盤の構築

イーサリアム(ETH)を中核とするデジタルアセットトレジャリー(DAT)事業の推進による財務基盤の強化と当社の運用基盤を利用した安定的な収益基盤の構築

事業基盤の回復に向けたグループ再編・資産回復の取組及び暗号資産交換業を含む周辺事業の再構築検討を段階的に進めてまいります。

に関しては、積極的な営業活動を実施することでさらなる顧客拡大を進めており、すでに当社所属エンジニアの稼働率は高水準で推移している状況です。

については、暗号資産トレジャリー事業の本格展開に先立ち、運用利率とリスク管理のバランスを検証し、運用体制を精緻化することを目的として、2025年12月26日付「イーサリアム(ETH)の購入及び運用開始のお知らせ」のとおり、20ETH(取得価格9,242,101円)の取得及び試験運用を開始しております。

については「3[事業等のリスク]」においてその詳細を記載しておりますが、旧経営陣によって流出した事業・資産の回復を進めてまいります。

また、当社は国内外のイーサリアムやその関連技術に従事しているコミュニティとも密に連携し、国内におけるイーサリアムの採用拡大やその認知拡大に積極的に寄与していく方針です。

加えて、当社の強みであるブロックチェーンの技術面に関してもさらなる強化を進めております。今後ブロックチェーンの採用が広まるにつれ、ブロックチェーン上のプライバシー保護技術が必要不可欠になることから、2025年11月27日付「Kushim Labsの創設及びINTMAXとの提携について」のとおりイーサリアム上で動作するプライバシーを重視したレイヤー2関連技術「INTMAX」と提携することで、プライバシーにおける技術力・知見の強化を行っております。

これらを通じ、金融のグローバル化・オンチェーン化の進展に対応し、国内外の顧客に対する価値提供を拡大するとともに、日本におけるデジタル流動化の潮流において取り残されない市場形成に貢献することを目指してまいります。

数値目標及び年間計画については、暗号資産トレジャリー事業の推進に係る資金調達の進捗及び市場環境等により変動し得ることから、現時点では策定中であり、内容が具体化し開示が必要となる場合には、適時適切に公表いたします。

(2) 経営環境

我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調にある一方、物価上昇が個人消費に及ぼす影響、米国の通商政策等を起点とする景気の下振れリスク、金融資本市場の変動等に留意が必要であり、先行きの不確実性が継続しております。

また、人口減少に伴う人手不足の顕在化を受け、生産性向上に資する人材育成の重要性が高まっております。政府による働き方改革の推進に加え、経済産業省においてもスキルベースのデジタル人材育成等に関する検討及び施策整理が進められております。

当社グループが注力する暗号資産及びWeb3領域を取り巻く事業環境として、暗号資産市場はグローバルな金融環境、投資家のリスク選好及び規制動向等の影響を受けやすく、価格変動が大きい特性を有することから、事業運営及び財務戦略の両面で適切なリスク管理が求められます。

一方で、米国においては、2024年1月にビットコインの現物連動型ETF(ETP)の上場及び取引が承認され、暗号資産を直接保有せずに投資可能な手段が拡充したことで、投資家層の拡大及び機関投資家の関与が進展しております。さらに、2024年7月にはイーサリアムの現物ETFが取引開始に至っており、暗号資産関連商品のラインナップ拡大を通じて、市場参加者の裾野拡大及び流動性向上に資する可能性があります。

暗号資産の価格面だけではなく、金融領域においてブロックチェーンが積極的に採用される事例が急増しており、本格的にブロックチェーンが現実経済において利用される環境が整いつつあります。具体的な動向としては、伝統的金融機関・大手事業者によるオンチェーン化の実装が進んでおります。例えば、BlackRockは2024年3月、米ドル建て利回りの提供を目的とするトークン化ファンド(BUIDL)をパブリックブロックチェーン上で提供し、オンチェーンでの即時性・透明性を活用した商品設計を示しました。また、Franklin Templetonは、米国登録のマネーマーケットファンドにおいて、ブロックチェーンを用いた取引処理及び持分管理を行う枠組みを採用し、制度内での実装を継続しております。また米国では予測市場のPolymarketやKalshiが認可を取るなどブロックチェーンベースの新たな金融領域が市民権を得ており、イノベーションが生まれやすい空間となっております。

国内制度面では、Web3推進の観点から環境整備が継続しており、法人が保有する暗号資産の評価に関しては、特定譲渡制限付暗号資産等の評価方法の取扱いが整理されるなど、税務上の制度運用が整備されております。また、暗号資産取引に係る税制については、金融庁の税制改正要望において、投資家保護のための必要な法整備と併せて分離課税の導入を含む見直し、及び暗号資産ETFの組成を可能とするための検討が示されており、今後の制度動向が市場環境に影響を与える可能性があります。

加えて、規制面では、暗号資産に係る規律の枠組みについて、現行の資金決済法を中心とする位置付けを見直し、金融商品取引法の枠組みにおいて必要な規律を整備する方向性(インサイダー取引規制等を含む)が、金融庁の検討資料及びワーキング・グループの報告等で示されており、今後の法令改正の動向を注視する必要があります。

国内における金融領域におけるブロックチェーンの採用は一部のセキュリティトークンなどまだ事例は少ないものの、2025年の1月5日の東京証券取引所の大発表会において片山さつき財務相が「デジタル資産が日本の成長戦略の核となり得る」という認識を示した事例もあり、国内でもブロックチェーンの採用が急増する可能性があると認識しております。

このような経営環境の下、当社グループは、暗号資産及びWeb3領域で培った知見・技術力を基盤として、制度動向及び市場動向を注視しつつ、当社の事業機会の獲得並びに企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 対処すべき課題

[子会社の経営支配権及び流出資産の回復]

当社は現在、全ての事業子会社について実質的な経営支配権を喪失している状況にあり、その回復及び関連する資産の回収が、事業上の重要課題であると認識しております。

2025年1月1日時点の当社経営陣(元代表取締役会長 中川博貴、元代表取締役社長 伊藤大介、元取締役松崎祐ら、当時の経営会議における主要な意思決定者。以下「旧経営陣」といいます。)は、2025年1月に開催される予定であった定時株主総会を延期し、その前後に主要子会社をはじめとする当社の多数の財産が流出しています。

その一環として、2025年9月1日付「株式会社ZEDホールディングス及び株式会社Zaif等に係る係争にお知らせ」で公表したとおり、当社の旧経営陣は、2025年2月3日付「代物弁済に伴う連結子会社の異動(株式譲渡)および個別決算における特別利益の計上見込みに関するお知らせ」のとおり(同年8月27日付「調査者からの調査報告書(中間報告)の受領について」に添付された調査者の中間報告書も御覧ください。)、

当社のカイカFHDに対する借入金について、自ら期限の利益を放棄し、さらに、当社が保有していた弁済原資(現預金や上場株式)を流出させた上で、当社子会社のZEDHD(現:株式会社ネクスデジタルグループ、以下「ZEDHD」といいます。)の株式を譲渡することによる返済(代物弁済。以下「本件代物弁済」といいます。)によりZEDHD及びその配下の全事業子会社(株式会社Zaif(以下「Zaif」といいます。)、チューリンガム株式会社・Digital Credence Technologies Ltd.・株式会社クシムソフト(現:株式会社ネクスソフト。以下「ネクスソフト」といいます。)、株式会社web3テクノロジーズ)が流出したことをはじめとして、

当社を代表して、2025年1月24日、ZEDHDをカイカFHDに対して譲渡する直前に、当社からZEDHDに対して無担保・弁済期を10年後(2035年1月23日)として3.2億円を貸し付け、

当社が2024年1月11日にZEDHDに対して弁済期を2年後(2026年1月10日)として貸し付けた1.6億円の貸金について2025年2月3日に弁済期を10年後(2034年1月10日)に変更し、

当社が2024年4月25日にZEDHDに対して弁済期を2年後(2026年4月24日)として貸し付けた1.6億円の貸金について2025年2月3日に弁済期を10年後(2034年4月24日)に変更し、

当社が2024年11月1日に取得したZEDHDに対して有していた2.9億円の貸付金について2025年2月3日に弁済期を10年後(2034年4月24日)に変更し、

当社がカイカFHDに対して有していた10.28億円の劣後債権を、2025年2月3日に1円で譲渡し、

当社が保有していた上場株式3銘柄(株式会社フィスコ、株式会社CAICA DIGITAL、株式会社ネクスグループ)の株式を2025年1月27日にweb3テクノロジーズに約8.32億円で譲渡しつつ、うち8億円の譲渡代金については未決済のまま弁済期を10年後(2035年1月26日)にし、

当社が2022年9月26日にチューリングダムに対して弁済期を5年後(2027年9月30日)として貸し付けた1.1億円について、2025年2月3日に社内における適正手続を経ずに、当時代表取締役であった田中遼の名義を承諾なく印章を利用して弁済期を10年後(2035年1月31日)に変更し、

当社の子会社である株式会社クシムインサイト(以下「クシムインサイト」という。)を代表して、2024年12月20日、ネクスソフトに対して無担保・弁済期を10年後(2034年12月20日)として0.5億円を送金し、2025年1月27日、ネクスソフトに対して無担保・弁済期を10年後(2035年1月26日)として0.7億円を送金し、

当社の子会社であるクシムインサイトを代表して、2025年1月27日、web3テクノロジーズに対して無担保・弁済期を10年後(2035年1月26日)として0.4億円を送金

するなど、様々な資金が流出しました。

一連の不正な取引を受けて、旧経営陣は裁判所決定により解任され、経営交代に至りました。会社法316条1項に基づく調査者による中間報告書は、「当社は、既存事業のほぼ全てを失い、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損されたといえ、その結果の重大性に鑑みると、当社は、旧経営陣に対し、本件代物弁済につき、善管注意義務違反の責任追及を検討すべき」と結論付けております。

当社は、上記 に関して、2025年8月19日付「議決権行使許容・禁止の仮処分の申立て及び新株発行無効等の訴えの提起のお知らせ」で公表したとおり、2025年8月19日、ZEDHD、カイカFHD、ネクスグループを被告として当社の関与なくZEDHDが発行した株式について新株発行無効等請求を求める訴えを提起しました。

当社は、今後、この第1訴訟でZEDHDの株主権に関して争ってまいる予定です。

さらに、流出した資産等を取り戻すべく、第1訴訟に加えて、 から までに、旧経営陣のほか、株式会社ネクスグループ、株式会社ネクスデジタルグループ(旧:株式会社ZEDホールディングス)、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス、株式会社web3テクノロジーズ、株式会社チューリングダム、株式会社ネクスソフトに対して合計約33億円を請求する訴訟を提起しました。

なお、財務面でも、前経営体制下における事業譲渡等に関連して資産流出が生じたこと等により、財務健全性が低下している状況にあると認識しております。加えて、当該取引等に係る訴訟関連費用等、今後の支出負担が見込まれます。

[コーポレート・ガバナンスの再構築]

当社は、2025年度に発生した経営陣の移行に伴い、旧経営体制下で課題の多かったガバナンス体制の再構築に努めております。

過年度のフィスココイン評価損失過少計上等による不適正会計に伴う有価証券報告書の虚偽記載に対して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1,200万円の課徴金納付命令を発出するように勧告が行われたことを受け、以下のガバナンス上の問題が明らかになりました。

当社の取締役会の独立性が確保されておらず、シークエッジグループと称する企業集団の経済合理性を追及する体制になっていたこと

当社の旧経営陣(東京地方裁判所により2025年4月1日付にて解任)は、株式会社フィスコ、株式会社CAICA DIGITAL、株式会社ネクスグループ等を構成企業としたシークエッジグループと称する企業集団の取締役及び監査等委員を複数兼任(過去における取締役・監査等委員就任及び子会社における取締役就任を含む)しており、非常に密接な関係にある中で、当社の取締役としての忠実義務、善管注意義務、競業避止義務を軽視し、シークエッジグループの利益確保を行動指針としておりました。

こうした背景から当社においてはシークエッジグループに所属する上場会社及び未上場関連法人との契約において他社との契約に比べ十分な検討が行われず、表面的なデューデリジェンスや評価算定に留めるケースがほとんどであり、こうした不適切会計の温床となりうる状況でした。

取締役会における不透明な意思決定

上記 のように、当社においてはシークエッジグループ各社との取引において十分な検討が行われないケースが大部分となっていました。特に、ZEDHDの買収のように重要性の高い案件であっても、取締役会における質疑や議論が十分に行われず、議案が形式的に可決される状況が認められました。

また、取締役会に議案が付議されるまでの社内プロセスが明確ではなく、決定に至る理由・経路が社内でも共有されないまま意思決定が進むなど、取締役会運営が形骸化しておりました。

これらの意思決定プロセスの不透明性や取締役会の形式化が、シークエッジグループに関連する一連の不適切会計の根本的要因となっていたと認識しております。

複雑なグループ会社構造

当社は事業規模に比して非常に多くの子会社・中間持株会社を抱えておりました(2024年10月期末で中間持株会社2社、事業子会社3社、直接事業を行わない法人3社)。

こうした多数の子会社・中間持株会社を抱えていることで、各子会社個社の会計や連結財務諸表作成時に複雑な論点を多く抱えることになり、バックオフィスが常に複雑かつ多くの業績には直接関係のない業務に携わることとなり、慢性的な人手不足かつ各種の会計論点について十分な検討が行われない体制となっておりました。

会計監査人の独立性・中立性の不足

当社はUHY東京監査法人を2024年10月期までの会計監査人として任命しておりました。当会計監査法人はシークエッジグループを構成する全上場会社(株式会社フィスコ、株式会社CAICA DIGITAL、株式会社ネクスグループ)の会計監査人を兼務しており、また業務執行社員も安河内明会計士と谷田修一会計士が当該上場会社全社を担当しておりました。

こうした体制の下で、シークエッジグループ全体で同一の監査法人が関与していたことにより、個別会社ごとの論点について十分に目配りにくい面が生じていたものと認識しております。実際に暗号資産、特に流動性のないグループコイン(フィスココイン・ネクスコイン・カイカコイン・スケブコイン)の会計論点について当社現経営陣が把握している範囲では懸念事項等の通達は行われておりませんでした。

当社株主は、2025年4月30日開催の臨時株主総会においてシークエッジグループからの決別の意思を示しており、新たな取締役及び監査等委員が選任されております。新たな経営体制の下、取締役会をはじめとした各種機関の独立性及び組織運営における健全性確保のため、再発防止策に取り組んでおります。

また、当社は、持分比率の高い株主の数が限定的であることから、資本政策及びコーポレートガバナンスの安定性に影響が生じ得る状況にあります。このため、中長期的な視点に立った安定株主の獲得及び株主構成の安定化も、経営基盤強化の観点から重要な課題であると認識しております。

[収益基盤の確立]

当社単体の収益基盤の確立は喫緊の課題であります。収益基盤の構築に係る基本方針は「(1)経営の基本方針」に記載のとおりです。

現時点においては、事業の立上げ期にあることを踏まえ、顧客基盤及び案件獲得の継続性の確保、契約形態の工夫等による収益の安定化、及び提供体制の整備(プロジェクト管理及び品質確保を含む。)が、収益基盤確立に向けた主要な課題であると認識しております。

当社は、2025年6月より再開した「ブロックチェーン開発・コンサルティング事業」を足がかりとして、早期の黒字化及び継続的な収益の確保を目指しております。

[財務面の課題]

財務面では、前経営体制下における事業譲渡等に関連して資産流出が生じたこと等により、当社グループの財務基盤は毀損しており、手元流動性の確保及び財務健全性の回復が重要な課題であると認識しております。

当社グループは、事業基盤の再構築を進める過程において、運転資金の確保に加え、事業開発及び体制整備に必要な資金を安定的に確保する必要があります。このため、収益力の改善(経常的な黒字化)を通じた内部資金創出の強化と併せて、資産回復の取組を推進し、財務基盤の立て直しを図ってまいります。

また、資金繰りの安定性を高める観点から、費用構造の見直し、予実管理の高度化、資金繰り計画及びキャッシュ・フロー管理の強化等を進め、資本効率及び資金の有効活用を徹底してまいります。

なお、資金調達の実現可能性、並びに訴訟費用等の発生可能性その他の財務上のリスクについては、「3 [事業等のリスク]」に記載しております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) ガバナンス

当社グループにおけるサステナビリティに係るガバナンスは、コーポレート・ガバナンス体制に包含して運用しており、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するための体制を、その他のコーポレート・ガバナンス体制と区別しておりません。当社は、経営上の重要事項(サステナビリティに関連する事項を含む。)について、取締役会及び経営会議を中心とした体制の下で監督及びモニタリングを行っております。ガバナンスの詳細については、「第4 [提出会社の状況] 4 [コーポレート・ガバナンスの状況等]」をご参照ください。

サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視するため、2025年9月より内部監査室長を任命し、リスク管理及び内部統制の整備を進めております。

なお、当社は、当社グループの中長期的な企業価値の向上のため、今後、サステナビリティに関する取組を拡充・充実させていく必要があると認識しており、取締役会においてサステナビリティを巡る課題について、その重要度の判定を含めて検討を進めてまいります。

(2) 戦略

当社は、サステナビリティに関する基本方針を独立して策定しておりません。これは、2025年度における経営体制の移行及び事業子会社の実質的な経営支配権の喪失等により、当社グループの事業及び組織の再構築を優先しており、コーポレート・ガバナンス体制と区別していないためであります。

なお、当社は、サステナビリティに関連する重要課題(ガバナンス体制の再整備、情報セキュリティ・コンプライアンス、人材確保・育成等)への対応を、既存の経営方針及びリスク管理の枠組みに組み込み、取締役会及び経営会議を中心として推進しております。当該方針及び具体的取組については、「第2 [事業の状況] 1 [経営方針、経営環境及び対処すべき課題等]」及び「第4 [コーポレート・ガバナンスの状況等]」に記載しております。

(3) 人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社における人材の多様性の確保を含む人材の育成は、「人と組織」の成長を支援するソリューションの提供を実施するうえで重要であるとの認識のもと、性別、年齢、性的指向、性同一性、人種、国籍、宗教等を問わず、多様な人材が活躍できる職場環境や企業風土の醸成に取り組んでおります。また、働きがいのある環境づくりのため、従業員が多様かつ柔軟な働き方ができる組織を目指し、従業員個人の意思を尊重し、適材適所の配属、時差出勤、テレワーク(在宅勤務)の実施、子育て等のライフイベントや従業員のライフスタイルと仕事の両立等を実施しております。

あわせて、従業員が健康であることが重要と考えており、健康診断の参加率向上など、従業員の健康管理に努めてまいります。

組織面においては、子会社設立や分社化について、その経済的合理性及び必要性を慎重に検討し、グループ内組織の統合を進めることにより、組織の複雑化に伴う管理リスクの低減に取り組んでおります。これらの取組を通じて、リスクの早期把握及び是正が可能となる実効的なリスク管理体制の構築を進めております。

(4) リスク管理

当社は、サステナビリティに関連するリスクを含む経営上の重要な課題やリスクについて、経営会議及び取締役会を中心とした体制の下で、継続的な識別、評価及び管理を行っております。経営会議は、代表取締役 田原弘貴を議長とし、取締役 田中遼、その他責任者等で構成されております。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではなく、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営、経営上のリスク管理を図るために、原則として週1回開催しております。具体的には各責任者からの経営情報の報告や各責任者への指示・伝達を図ることで、経営課題の認識の共有化及びリスク管理の効率化を図っております。

また、取締役会では、機能強化を目的として、議案上程にあたっては経営会議での事前協議及び合意形成を必須とし、議論の経緯及び判断根拠を記録として残すことで、意思決定プロセスの透明性及び検証性を確保します。また、取締役、経営会議メンバー及び取締役会運営に関与する者の選任にあたっては、専門的知見を有することを要件とし、必要に応じて外部専門家の意見を活用いたします。

加えて、取締役及び監査等委員の独立性を確保するため、グループ内外における過度な兼任を制限するとともに、監査法人等の外部専門家についても、長期化や過度な関与を避けることにより、その独立性及び中立性を担保します。

サステナビリティに関連するリスク及び機会を継続的に監視するため、2025年9月より内部監査室長を任命し、リスク管理及び内部統制の整備を進めております。内部監査室は、経営会議及び取締役会と連携し、経営上の重要なリスク並びにその対応状況についてモニタリングを行い、必要に応じて改善提案及び是正対応を行う体制としております。

会計面においては、会計処理マニュアルの整備及び二重チェック体制の導入により、会計処理の標準化及び精度向上を図り、特に評価及び見積りを伴う会計判断については、実務経験を有する人材の関与を強化します。これらの決算プロセスは内部監査の重点対象とし、財務諸表の正確性及び網羅性を確保してまいります。

(5) 指標及び目標

当社は、全ての事業子会社の譲渡により、本報告書提出日における従業員数は7名であり、現在は、組織の再構築及び人員採用を進めております。このような状況が生じているため、当社は、現時点において人的資本に関する指標及び目標を設定しておりません。

今後、取締役会におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会の重要度判定並びに体制整備の進捗を踏まえ、必要に応じて、内部監査体制の整備状況、コンプライアンス及び情報セキュリティに関する教育・研修体制の整備状況等を含む管理指標及び目標の設定について検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した事業の状況に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものでありません。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループでは、2025年度に発生した臨時的な経営交代の結果、主要な子会社や資産が旧経営陣側に不当に譲渡等された結果、事業や人材等を喪失しており、2025年度連結会計期間において、売上高は、前年同期に比し著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び重要な親会社株主に帰属する純損失を計上することになりました。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消するため、不当に譲渡等された子会社及び資産の取り戻しなどの法的な対応を進めつつ、旧経営陣によって従業員数0と抜け殻にされた組織の再整備を行い、収益基盤を早期に確立し、企業価値の向上に努めてまいります。また、これらの実施のために必要となる追加の資金調達も早急に検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策については実施途上である上、ご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、予定通り進まない場合等には現状からの脱却ができない可能性が残るため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(2) 多額な訴訟費用等の発生の可能性

当社グループでは、2025年度に発生した臨時的な経営交代の結果、主要な子会社や資産が旧経営陣側に不当に譲渡等された結果、事業や人材を喪失しました。当社グループは、不当に譲渡等された子会社などの取り戻しや資産の回復の法的対応を進めております。訴訟の概要は「第2 [事業の状況] 1 [経営方針、経営環境及び対処すべき課題等] (3) 対処すべき課題」に記載しております。

また、シークエッジグループと称する各社(株式会社フィスコ、株式会社High Voltage Capital)から当社に対して訴訟提起されておりますが、当社に支払義務はないと認識しており、法的に争ってまいりの方針であります。

今後、追加の訴訟提起や法的対応が長期化することも考えられ、訴訟費用等の増加など業績にマイナスの影響を与える可能性があります。

(3) 財務基盤の安定化

当社は、事業基盤の再構築を進める過程において、運転資金、事業開発及び体制整備に必要な資金を安定的に確保する必要があります。しかしながら、当社グループの財務基盤が毀損している状況等を踏まえると、必要な資金を適時に確保できない可能性があり、資金繰りに影響が生じるおそれがあります。

当社は、収益力の改善を通じた内部資金創出の強化及び資産回復の取組を進めるとともに、資金調達手段(エクイティ・ファイナンス、保有資産の売却等を含む。)を検討し、資金繰りの安定化に努めてまいります。もっとも、資金調達の実現可能性及び条件は、市場環境、当社グループの信用力及び交渉の進捗等により左右され、株式の発行等を伴う資金調達を実施する場合には、既存株主の持分比率等に影響を及ぼす可能性があります。当社は、資本政策の検討に当たり、株主への影響に配慮しつつ、総合的に判断してまいります。

(4) イーサリアムの価格低下

当社は、HODL事業を拡大する計画であり、イーサリアムの価格下落が長期化した場合には評価損の拡大、調達余力の低下及び営業利益計画への下圧要因になります。しかし、ドルコスト平均法による取得単価の平準化やステーキング中心の運用、DeFi等は安全性評価及び分散を前提に限定的に活用し、BUIDL事業収益で補完してまいります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

第30期連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

当社グループでは、本事業年度において生じた経営交代を受け、連結子会社であったZEDHD、株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリングガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedは、実質支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったことにより、第30期連結会計年度の期首より連結の範囲から除外しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高26百万円(前連結会計年度比1,586百万円のマイナス)、EBITDA 488百万円(前連結会計年度はEBITDA 927百万円)、営業損失489百万円(前連結会計年度は営業損失1,133百万円)、経常損失453百万円(前連結会計年度は経常損失1,151百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失1,366百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,960百万円)となりました。

() EBITDA = 営業利益+減価償却費+のれん償却費

経営成績及び財政状態の状況

第30期連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

() 経営成績の状況

当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社ZEDホールディングス、株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリングガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedは、実質支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったことにより、当第1四半期連結累計期間より連結の範囲から除外しております。この結果、当第1四半期連結累計期間より「システムエンジニアリング事業」「インキュベーション事業」を報告セグメントから除外しております。

当社は、ブロックチェーンサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

() 財政状態の状況

(資産の部)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて86,004百万円減少し533百万円となりました。流動資産の残高は前連結会計年度末に比べて85,233百万円減少し237百万円となりました。これは、主に利用者暗号資産が76,339百万円減少、預託金が6,775百万円減少、貸倒引当金が120百万円増加したことによるものであります。

固定資産の残高は前連結会計年度末に比べて771百万円減少し296百万円となりました。これは、主に有形固定資産が62百万円減少、投資有価証券が763百万円減少したことによるものであります。長期貸付金2,060百万円に対しては、2,060百万円の貸倒引当金を計上しております。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べて85,000百万円減少し105百万円となりました。流動負債の残高は前連結会計年度末に比べて83,345百万円減少し102百万円となりました。これは、主に、これは主に預り暗号資産が76,339百万円の減少、預り金が6,698百万円減少したことによるものであります。

固定負債の残高は前連結会計年度末に比べて1,655百万円減少し2百万円となりました。これは主に長期借入金1,303百万円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べて1,004百万円減少し427百万円となりました。これは主に利益剰余金が1,366百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

第30期連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,318百万円減少し、222百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは645百万円のマイナス(前連結会計年度は628百万円のマイナス)となりました。これは主に臨時損失の増加額743百万円、新株予約権戻入益の増加額32百万円、訂正関連費用引当金の減少額38百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは251百万円のマイナス(前連結会計年度は301百万円のマイナス)となりました。これは主に貸付による支出500百万円、投資有価証券の売却による収入161百万円、有形固定資産の売却による収入68百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは199百万円のプラス(前連結会計年度は942百万円のプラス)となりました。これは、主に第三者割当増資199百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

第30期連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

() 生産実績

生産に該当する事項がないため、記載する事項はありません。

() 受注実績

当社グループの事業は、受注から売上計上までの所要日数が短く、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

() 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	前年同期比 (%)
	金額(千円)	
ブロックチェーンサービス事業	26,550	96.4
システムエンジニアリング事業	-	100.0
インキュベーション事業	-	100.0
合計	26,550	98.4

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社CAICAテクノロジーズ	81,749	5.07	-	-

2. 当連結会計年度の前年同期比(%)及び(注)1.の前連結会計年度の割合(%)は、表示組替後の前連結会計年度の売上高をもとに算定しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

第30期連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)の経営成績の分析

() 経営成績

(売上高)

当連結会計年度における売上高は26百万円(前連結会計年度比1,586百万円のマイナス)となりました。このセグメント別の主たる内訳は次の通りです。

ブロックチェーンサービス事業においては、主に2025年6月1日より事業開始した「ブロックチェーン開発・コンサルティング事業」によるものであります。

(売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における売上原価は1百万円(前連結会計年度比973百万円のマイナス)となりました。この主たる内訳は、インキュベーション事業における活発な市場が存在しない暗号資産の評価損1百万円を計上した影響によるものです。販売費及び一般管理費は514百万円(前連結会計年度比1,257百万円のマイナス)となりました。この主たる内訳は、人件費手当及び賞与が24百万、支払い手数料が87百万円によるものであります。これらの結果、営業損失は489百万円(前連結会計年度は営業損失1,133百万円)となりました。

(営業外損益、特別損益及び親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における営業外収益は44百万円(前連結会計年度比35百万円のプラス)となりました。この主たる内訳は受取利息34百万円であります。営業外費用は8百万円(前連結会計年度比18百万円のマイナス)となりました。この主たる内訳は支払利息2百万円、暗号資産評価損2百万円であります。特別利益は32百万円(前連結会計年度比27百万円のマイナス)となりました。この主たる内訳は新株予約権戻入益32百万円であります。特別損失は943百万円(前連結会計年度比139百万円のプラス)となりました。この主たる内訳は投資有価証券評価損187百万円、訂正関連費用引当金繰入額12百万円、臨時損失743百万円であります。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純損失は1,366百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,960百万円)となりました。

() 財政状態

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(キャッシュ・フローの状況)

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(資本の財源)

当社グループは、営業活動によって獲得した資金を以って事業運営を行うことを原則としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成には、経営者による会計方針の採用や、資産・負債及び収益・費用の計上及び開示に関する見積りを必要とします。会計上の見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的な見積り金額を判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、異なる可能性があります。なお、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

前記「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (1) 継続企業の前提に関する重要事象等について」のとおり、本件株式譲渡に伴うZEDホールディングス、株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリンガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedの連結子会社からの除外により、2025年10月期以降、当社連結損益計算書の売上高が大幅に減少しており、当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

5 【重要な契約等】

No.	契約会社名	相手先	国名	契約の内容	契約年月日
1	株式会社クシム インサイト (連結子会社)	白井一成	中国 (香港)	SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED (現: Digital Credence Technologies Limited)の株式を、約107万香港ドル(当時為替レートで約2,200万円)で、白井一成氏から当社に譲渡する契約	2024年6月28日
2	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社web3 キャピタル	日本	2024年11月1日を効力発生日とした当社への吸収合併契約	2024年9月17日
3	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社Zaif	日本	当社保有暗号資産(カイカコイン、フィスココイン、ネクスコイン)全てを、それぞれ1円で譲渡する契約	2024年12月13日
4	株式会社クシム インサイト (連結子会社)	株式会社ZEDホールディングス	日本	事業子会社株式(チューリンガム、ネクスソフト、DCT、web3テクノロジー)の全てを譲渡する契約	2024年12月20日
5	株式会社クシム インサイト (連結子会社)	株式会社クシム ソフト	日本	上記4の子会社譲渡契約と同日に、返済期間10年、無担保、金利2%、元利一括返済で5,000万円の長期貸付をする金銭消費貸借契約	2024年12月20日
6	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社カイカ フィナンシャル ホールディングス	日本	カイカFHDに対する約11億円の金銭消費貸借契約を、2033年10月31日返済から2025年1月31日に短縮する契約	2025年1月9日
7	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社ZEDホールディングス	日本	下記15の代物弁済で株式譲渡する法人に対して、返済期間10年、無担保、元利一括返済で3.2億円の長期貸付を行う金銭消費貸借契約	2025年1月24日
8	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社web3 テクノロジー	日本	約8.3億円分の上場株式3銘柄(株式会社ネクスグループ、株式会社CAICA DIGITAL、株式会社フィスコの株式)の譲渡契約	2025年1月27日
9	株式会社クシム インサイト (連結子会社)	株式会社web3 テクノロジー	日本	上記8の上場株式売却と同日に、返済期間10年、無担保、金利2%、元利一括返済で4,000万円の長期貸付を行い、当社への上場株式株式代金支払いの原資とする金銭消費貸借契約	2025年1月27日

10	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社web3テクノロジーズ	日本	上記8の上場株式売却と同日に、返済期間10年、無担保、金利2%、元利一括金返済で8億円の長期貸付を行い、売却代金の当社への振込の大部分を不要とする準金銭消費貸借契約	2025年1月27日
11	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社ZEDホールディングス	日本	簿価15億円以上かけて購入してきた当社保有暗号資産(カイカコイン、フィスココイン、ネクスコイン、スケブコイン)全てを、それぞれ1円で譲渡する契約	2025年1月29日
12	株式会社クシム インサイト (連結子会社)	株式会社クシム ソフト	日本	DCT社の香港オフィスに保管していたアート作品を約6,800万円で売却する契約	2025年1月27日
13	株式会社クシム インサイト (連結子会社)	株式会社クシム ソフト	日本	アート作品を売却した同日に、返済期間10年の元利一括金返済で7,000万円の長期貸付を行い、売却代金の当社への振込の大部分を不要とする金銭消費貸借契約	2025年1月27日
14	株式会社クシム インサイト (連結子会社)	株式会社クシム ソフト	日本	やしま事務代行合同会社への出資金を譲渡する出資持分譲渡契約	2025年1月27日
15	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社カイカ フィナンシャル ホールディングス	日本	上記6で期限短縮した債務に対する代物弁済として、重要な事業子会社(ZEDHD及びその子会社)株式を全部譲渡する契約	2025年2月3日
16	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社カイカ フィナンシャル ホールディングス	日本	クシムがZEDHDに貸し付けていた10.28億円の債権を、上記3の代物弁済と同日に1円でカイカFHDに債権譲渡する契約	2025年2月3日
17	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社ZEDホールディングス	日本	上記15の代物弁済と同日に、契約当初は返済期限2026年1月10日、利息は毎年返済、元金一括返済となっていた1.6億円の金銭消費貸借契約を、返済期限2034年1月10日に延長した上、元利一括返済の金銭消費貸借契約に変更する契約	2025年2月3日

18	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社ZEDホールディングス	日本	上記16の代物弁済と同日に、契約当初は返済期限2026年4月24日、利息は毎年返済、元金一括返済となっていた2億円の金銭消費貸借契約を、返済期限2034年4月24日に延長した上、元利一括返済の契約に変更する契約	2025年2月3日
19	株式会社HODL1 (提出会社)	チューリングム株式会社	日本	上記15の代物弁済と同日に、契約当初は返済期限2027年9月30日、元金一括返済となっていた極度借入額3億円の金銭消費貸借契約を、返済期限2035年1月31日に延長した上、元利一括返済の契約に変更する契約	2025年2月3日
20	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社ZEDホールディングス	日本	上記15の代物弁済と同日に、契約当初は返済期限2025年10月31日、元金一括返済となっていた2.9億円の金銭消費貸借契約を、返済期限2035年1月31日に延長した上、元利一括返済の契約に変更する契約	2025年2月3日
21	株式会社クシム インサイト (連結子会社)	Digital Credence Technologies Limited (旧: SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED)	中国 (香港)	上記15の代物弁済と同日に、契約当初は返済期限2027年10月9日、元金一括返済となっていた2,000万円の金銭消費貸借契約を、返済期限2034年10月9日に延長した上、元利一括返済の金銭消費貸借契約に変更する契約	2025年2月3日
22	株式会社HODL1 (提出会社)	株式会社ZEDホールディングス	日本	代物弁済が完了後、他社へ譲渡したZEDHDに対して、やしま事務代行合同会社への出資金を譲渡する出資持分譲渡契約	2025年2月7日

[代物弁済に関する契約]

2025年1月9日、カイカFHDからの当社及びZEDHDに対する貸付金債権の即時一括返済を催告する旨の要求が取締役会に諮られ、その受け入れが賛成多数で可決され、当社はカイカFHDとの間で本件修正合意書を締結し、カイカFHDから当社及びZEDHDに対する貸付金債権の弁済期日は、いずれの貸付金債権についても同月31日に前倒し変更されました。

旧経営陣は、2025年2月3日、臨時取締役会を開催し、カイカFHDに対する当社の借入金債務529百万円に対する代物弁済として、ZEDHD株式全部をカイカFHDに譲渡する議題を賛成多数で可決した上、同日、ZEDHD及びその連結子会社であるクシムソフト、web3テクノロジーズ、チューリングラム、Zaif及びDCTの5社と共にカイカFHDに譲渡しました。参考までに、カイカFHDは、ZEDHD株式を譲り受けると同時に、その全てをネクスグループに529百万円で譲渡し、現在、ネクスグループがZEDHDの親会社と主張しております。

本件代物弁済について、調査者による中間報告では以下のように評価しています。

「本件代物弁済に至る経緯を客観的に考察するに、旧経営陣は、2024年12月20日にZEDHDに当社子会社4社の各株式を譲渡した直後の2025年1月9日、カイカFHDに対する債務の弁済期限を10年近く前倒しする本件修正合意書の締結に安易に応じた後、わずか数週間のうちに、ZEDHD又はその傘下となった子会社に多額の貸付や上場株式の譲渡を行う等して、いわば当社の資産の大部分をZEDHDに集約した上、本件代物弁済を実行して、ZEDHDをカイカFHDに譲渡したものである。

その結果、当社は、既存事業のほぼ全てを失い、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損されたといえ、その結果の重大性に鑑みると、当社は、旧経営陣に対し、本件代物弁済につき、善管注意義務違反の責任追及を検討すべきである。」

[本件代物弁済に付随して実行された不合理な取引等]

代物弁済としてのZEDHD株式譲渡に先立って以下の取引が行われていたこと等も踏まえ、旧経営陣による一連の対応について、調査者は「当社の資産を社外に流出させて当社の企業価値を毀損するための準備行為であったとの疑いを禁じ得ない」旨を報告しております。

新規貸付の実行

旧経営陣は、2025年1月24日、当社からZEDHDに320百万円を貸付けたほか、子会社(クシムインサイト)からクシムソフトに50百万円、web3テクノロジーズに40百万円を新規に貸付け(いずれも利率2.0%、返済期限:2034年12月ないし2035年1月、無担保)

新規貸付の総額は410百万円

調査者は、利率2.0%で長期(約10年)かつ無担保の条件は正味現在価値を大きく減じる等として、当社の企業価値を毀損するものというべきである旨を指摘

なお、貸付実行から約10日後の2025年2月3日に、ZEDHD株式はクシムソフト及びweb3テクノロジーズとともにカイカFHDを経由してネクスグループに譲渡

上場株式の譲渡

旧経営陣は、2025年1月24日、当社保有の上場株式をweb3テクノロジーズに譲渡代金832百万円で譲渡このうち800百万円については即時回収ではなく、返済期限を約10年後、利率2.0%、無担保の準消費貸借契約を締結

調査者は、当該条件に経済合理性があるとはおよそいい難い旨を指摘

なお、当該契約締結から約10日後の2025年2月3日に、web3テクノロジーズはカイカFHDを経由してネクスグループに譲渡

既存貸付金の返済期限延長

2025年1月24日時点で、当社はZEDHDに対する貸付残高650百万円、チューリングラムに対する貸付残高110百万円を保有

クシムインサイトはDCTに対する貸付残高20百万円を保有

旧経営陣は、2025年1月24日、上記各貸付の返済期限を2034年ないし2035年まで大幅に後ろ倒し

さらに、クシムインサイトがクシムソフトに対して有するアート購入代金債権70百万円についても、返済期限を2035年1月26日、元利金一括返済とする金銭消費貸借契約により弁済期を後ろ倒し

調査者は、合理的な理由はおよそ見当たらない旨を指摘

なお、上記貸付先等 (ZEDHD、チューリンガム、DCT、クシムソフト) は2025年2月3日にネクスグループへ譲渡

当社のZEDHDに対する債権の1円譲渡

2025年2月3日時点で、当社はZEDHDに対する貸付残高10.28億円を有していたところ、旧経営陣は同日、当該貸付債権をカイカFHDに1円で売却

同日開催の臨時取締役会の付議資料には関連する記載がある一方、調査者は、取締役会議事録及び録音の確認により、当該譲渡に関する十分な審議及び取締役会決議の形跡が見当である旨を指摘
調査者は、仮に当社が1円で譲り受けたとしても同額で譲渡する合理的な理由はおよそ見当たらない旨を指摘

その他の人的リソース・物的リソースの流出

旧経営陣は、株主総会を延長した以降の期間において、当社の人的・物的リソースをネクスグループへ移転させる等の対応を行った旨が記載されている

人員：転籍・退職・契約切替により順次流出し、2025年4月30日時点の連結従業員数は0名となり、従業員がネクスグループへ移動

システム等：会計システム及びストレージの管理者権限が切替えられ、会計データ、一部の請求書・契約書等の証憑、メールデータ、各種ウェブサービスのアカウント (クラウド保存資料等) を喪失

物的資産：2025年3月21日、当社所有PCをネクスグループ子会社 (株式会社ネクス) へ譲渡

6 【研究開発活動】

最近連結会計年度における研究開発活動はありません。

なお、最近連結会計年度終了後に研究開発活動をKushim Labsとして開始しております。詳細は「第2 [事業の状況] 1 [経営方針、経営環境及び対処すべき課題等]」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第30期連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は0千円となりました。

2 【主要な設備の状況】

第30期連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

2025年10月31日現在における主要な設備及び従業員の配置状況は次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (外、平均 臨時雇用 者数)(名)
			建物及び 構築物	車両 運搬具	工具、 器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	ブロックチェーンサービス事業	業務 設備	-	-	-	-	-	7(-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 事業所の建物を賃借しております。年間賃借料は、4,501千円であります。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (外、平均 臨時雇用 者数)(名)
				建物及び 構築物	車両 運搬具	工具、 器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	
株式会社クシム インサイト	本社 (東京都 港区)	ブロックチェー ンサービス事業 インキュベー ション事業	業務 設備	-	-	-	-	-	0(0)

(注) 1. 株式会社クシムインサイトの従業員が0名であるのは、同社の業務を当社グループの役員が兼務して行っているためであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2026年3月31日現在において、該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

2026年3月31日現在において、該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

2026年3月31日

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年4月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,608,733	18,608,733	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数は100株でありま す。
計	18,608,733	18,608,733		

(注) 提出日現在発行数には、2026年1月1日からこの有価証券届出書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第12回新株予約権

決議年月日	2024年3月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個)	1,450 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 145,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	314(注) 2
新株予約権の行使期間	2026年4月13日～2029年4月12日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 157 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りでない。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	(注) 3

最近連結会計年度の末日（2025年10月31日）から2026年3月31日現在における内容を記載しております。提出日の属する月の前月末現在において記載すべき内容は、最近連結会計年度の末日における内容から変更はございません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が、新株予約権の割当を行った日（以下「割当日」という。）後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割・株式併合の比率}}{\text{率}}$$

また、割当日後、当社が存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合等株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は必要と認める付与株式の調整を行うことができる。

2. 1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後払込金額}}{\text{額}} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式の処分をする場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}} \right)}{\text{額}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が存続会社となる吸収合併をする場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日直前において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて再編対象会社が決定する。
- (4) 交付する再編対象会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2.に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ再編対象会社が合理的に決定する価額に、上記(3)に従って定められる当該新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 交付する再編対象会社の新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の末日までとする。
- (6) 譲渡による交付する再編対象会社の新株予約権の取得の制限
譲渡による交付する再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (8) 交付する再編対象会社の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約、当社が分割会社となる新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が当社の株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会で承認されたとき)、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権全部を無償にて取得することができる。

第14回新株予約権

決議年月日	2025年10月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 6
新株予約権の数(個)	19,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,900,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	264(注)2
新株予約権の行使期間	2027年11月16日～2030年11月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 264 資本組入額 132
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りでない。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

最近連結会計年度の末日(2025年10月31日)から2026年3月31日現在における内容を記載しております。提出日の属する月の前月末現在において記載すべき内容は、最近連結会計年度の末日における内容から変更はございません

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が、新株予約権の割当を行った日(以下「割当日」という。)後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日後、当社が存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合等株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は必要と認める付与株式の調整を行うことができる。

2. 1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式の処分をする場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が存続会社となる吸収合併をする場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日直前において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

(2) 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて再編対象会社が決定する。

(4) 交付する再編対象会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2.に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ再編対象会社が合理的に決定する価額に、上記(3)に従って定められる当該新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 交付する再編対象会社の新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める権利行使期間の末日までとする。
- (6) 譲渡による交付する再編対象会社の新株予約権の取得の制限
譲渡による交付する再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (8) 交付する再編対象会社の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得条項
下記に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約、当社が分割会社となる新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が当社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会で承認されたとき）、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権全部を無償にて取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年11月1日～ 2021年10月31日 (注)1	3,980,436	7,985,036	839,265	1,545,205	839,265	1,286,333
2021年11月1日～ 2022年1月31日 (注)2	1,366,000	9,351,036	218,962	1,764,168	218,962	1,505,295
2022年3月2日 (注)3	5,395,697	14,746,733	-	1,764,168	1,791,371	3,296,667
2022年9月30日 (注)4	-	14,746,733	1,714,168	50,000	3,296,667	-
2023年12月1日～ 2024年3月5日 (注)5	3,000,000	17,746,733	339,232	389,232	339,232	339,232
2024年10月31日 (注)6	-	17,746,733	379,232	10,000	339,232	-
2025年10月28日 (注)7、8	862,000	18,608,733	99,992	109,992	99,992	99,992

- (注) 1. 2020年11月2日から2020年12月9日までを行使期間とするライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)による第8回新株予約権及び、行使価額修正条項付第9回新株予約権の行使による増加であります。
2. 行使価額修正条項付第9回新株予約権の行使による増加であります。
3. 2022年3月2日付で、当社を株式交換完全親会社、チューリンガム株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換による増加であります。
4. 2022年9月20日開催の臨時株主総会の決議により、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金を1,714百万円(減資割合96.9%)、資本準備金を3,296百万円(減資割合100%)減少し、その金額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。
5. 2023年12月1日から2024年3月5日までの間に行使価額修正条項付第11回新株予約権の行使により、発行済株式総数が3,600,000株、資本金が339百万円及び資本準備金が339百万円増加しております。
6. 2024年10月25日開催の臨時株主総会の決議により、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金を379百万円(減資割合97.4%)、資本準備金を339百万円(減資割合100%)減少し、その金額をその他資本剰余金に振り替えを行っております。
7. 2025年8月29日開催の定時株主総会の決議により、発行可能株式総数を70,000,000株に増加しております。
8. 2025年10月28日付「第三者割当による新株式の払込完了に関するお知らせ」のとおり、株式会社a'gilを引受先とした第三割当増資により増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	2	21	43	29	61	11,098	11,254	-
所有株式数(単元)	0	236	10,415	10,783	13,925	655	149,969	185,983	8,093
所有株式数の割合(%)	0.00	0.12	5.60	5.79	7.49	0.35	80.64	100.00	-

(注) 自己株式28,817株は、「個人その他」に288単元、「単元未満株式の状況」に17株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
山中 夕典	大阪市天王寺区	887,300	4.77
株式会社a'gil	大阪市天王寺区	862,000	4.63
坂元政弘	大阪市天王寺区	719,000	3.87
楽天証券株式会社	東京都港区	704,700	3.79
DEUTSCHE BANK (SCHWEIZ) AG	SWITZERLAND	408,500	2.19
吉田昌勇	神奈川県横浜市	400,000	2.15
田原弘貴	東京都世田谷区	315,400	1.69
富田加奈子	京都府京丹後市	260,000	1.39
山下博	大阪府泉南市	227,400	1.22
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN	東京都中央区	223,856	1.20
計		5,008,156	26.95

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,800	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,598,300	185,983	
単元未満株式	普通株式 10,433	-	
発行済株式総数	18,608,733	-	
総株主の議決権		185,983	

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社HODL1	東京都港区南青山二丁目12 番1号	28,817	-	28,817	0.15
計		28,817	-	28,817	0.15

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
最近連結会計年度における取得自己 株式	88	34,032
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	28,817		28,817	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年1月1日から有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、経営基盤の安定及び将来の事業展開に必要な内部留保とのバランスを勘案し、配当の実施を検討する方針であります。

最近連結会計年度につきましては、代物弁済による資産流出が発生し、また、事業子会社を全て譲渡したことに伴い売上高が低水準にとどまったこと等により、当期純損失を計上いたしました。このため、当面の事業継続及び再建に必要な資金の確保を最優先とし、剰余金の配当は実施しないことといたしました。

今後の利益還元につきましては、財務基盤の回復及び収益基盤の確立の進捗を踏まえ、分配可能額の状況、経営成績並びにキャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案の上、検討してまいります。

なお、当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

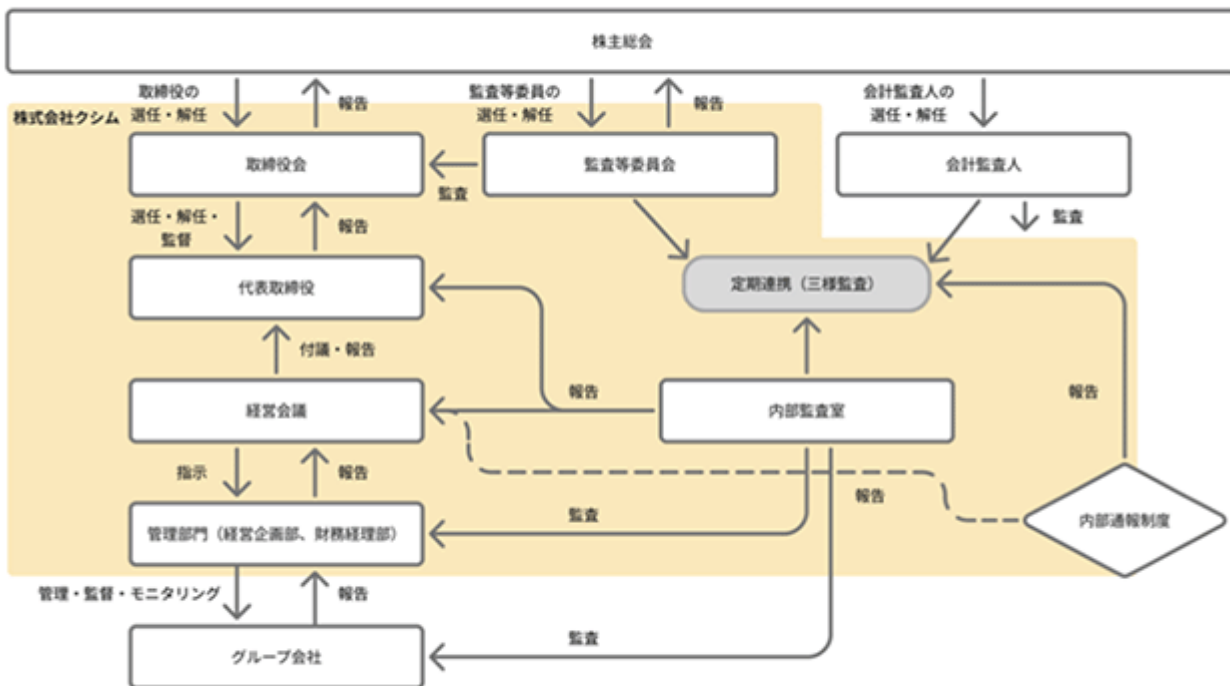
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正な経営システムを整備し、維持・強化していくことこそが重要な経営課題であると考えております。この認識のもと、経営環境の変化に柔軟に対応するため、複数の独立社外取締役を中心に構成される監査等委員会による監査・監督等のもと、取締役への権限委譲による迅速な意思決定を行う体制を整備し、また、当社の経営と事業の状況を理解するうえで有益な情報を公正かつ速やかに開示することにより経営の透明性を確保した企業運営を努めてまいります。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、経営環境の変化に対応できる意思決定の迅速化に対し、監査等委員会制度を採用することで取締役（監査等委員であるものを除く）の職務執行の監査・監督機能の強化に努めております。また、会計監査人及び内部監査室との相互連携を図り、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとることで監査の実効性の充実を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりとなります。



a. 取締役会

取締役会は、本有価証券届出書の提出日現在、代表取締役 田原弘貴を議長とし、取締役（監査等委員であるものを除く）の田中遼、大島卓也、竹中 大介、伊藤光佑、石濱 高博（社外取締役）、監査等委員である取締役の荒木久雄（社外取締役）、渡辺治（社外取締役）、佐藤 憲介（社外取締役）の計9名で構成されております。

取締役会は、経営の最高意思決定機関として、取締役会は原則として毎月1回、また必要に応じて臨時で開催し、経営の基本方針、法令に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定しています。また、監査等委員である取締役が業務執行の適法性・妥当性の監督機能を担うこととしています。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、本有価証券届出書の提出日現在、監査等委員である取締役の荒木久雄、渡辺治、佐藤憲介の3名で構成され、独立性の高い社外取締役です。監査等委員会は、原則として月1回開催しており、経営の基本方針並びに法令で定められた事項や経営に関する重要事項について監査を行うこととしております。また、監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなど取締役の職務執行を監査するとともに、内部監査室及び会計監査人と相互に連携し、情報収集と意見交換を行っております。

c. 内部監査室

内部監査室は、本有価証券届出書の提出日現在、監査等委員会直下の監査組織として専任の内部監査室長1名を配置し、当社グループの監査について内部監査規程及び年度計画に基づいて実施し、各種法令、定款及び社内諸規程等に則して適切かつ有効に会社の業務が執行されているかを監査しております。また、会計監査人及び監査等委員会との適宜連携を図っております。

d. 会計監査人

当社は、会計監査人である監査法人アリアより適切な監査を受けております。また、監査等委員会と適宜連携を図っております。

e. 顧問弁護士

当社は、顧問契約を締結している外部の法律事務所と連携し、コンプライアンスや重要な法的判断に関する助言・指導を適時受けております。

f. 経営会議

経営会議は、本有価証券届出書の提出日現在、代表取締役 田原弘貴を議長とし、取締役 田中遼、各責任者で構成されております。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではなく、経営計画の達成及び会社業務、リスク管理の円滑な運営を図るために、原則として週1回開催しております。具体的には各責任者からの経営情報の報告や指示・伝達を図ることで、経営課題の認識の共有化及びリスク管理を図っております。

企業統治に関するその他の事項

<1> 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

ア 取締役・使用人の職務執行の法令・定款への適合を確保する体制

- a. 当社は、当社グループの企業活動が社会への貢献を維持継続させていくために、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。各種法令、定款及び社内諸規程の遵守を徹底するために、代表取締役直轄のもと、「リスク・コンプライアンス管理規程」を遵守するとともに、当社グループの取締役並びに使用人に学習機会を定期的に設けて周知徹底を図ります。
- b. 当連結会計年度末現在において、当社は、監査等委員会直下の内部監査室による定期的実施する内部監査により当社グループの業務状況を把握し、業務の実態が各種法令、定款及び社内諸規程に則して適正かつ有効に会社の業務が執行されているかを監査し、適宜監査等委員会に報告しております。
- c. 当社は、コンプライアンス体制の維持・確立を目的として、コンプライアンスに関する違反行為の疑義に気がついた時には通報相談を受付ける通報相談窓口を設けております。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行っておりません。
- d. 当社は、内部統制システムを適切に整備し、定期的かつ必要に応じた見直しにより改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。

イ 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき文書等の保存を行います。文書の保管については「文書管理規程」、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録については「取締役会規程」というように各規程に基づき定められた期間保存します。また、必要に応じて取締役がいつでも閲覧・謄写可能な状態にて管理しております。

ウ 損失の危険の管理規程その他の体制

当連結会計年度末現在において、当社は、事業展開上様々な危険に対して対処すべく、元代表取締役社長を委員長とした、「経営会議」を設け、リスク管理規程に基づき、各部門長が参加し、定期的に対応策の見直しを行ってまいりました。また、「経営会議」により、リスク管理に関する体制・方針及び施策等を総合的に検討し、取締役会に答申を行ってまいりました。

エ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 定時取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程に則り、重要事項や重要顧客案件の報告・審議・意見交換を行い、各取締役は連携して業務執行状況の掌握、監督を行います。
- b. 当連結会計年度末現在において、取締役及び部長等による経営会議を毎週1回開催し、各部門からの経営情報の報告や各部門への指示・伝達を図ることで、経営課題の認識の共有化及び経営活動の効率化を図ってまいりました。
- c. 職務執行に関する権限及び責任については、「職務分掌規程」、「職務権限規程」その他の社内規程において定め、適時適切に見直しを行います。

オ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

カ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

キ 役員等賠償責任契約の内容の概要

当社は、当社グループの取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害(但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く)を当該保険契約により補填することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

ク 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 当社及び子会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理防止のため、適宜情報交換を行うことにより、当社の独立性を十分に確保する体制を構築しております。
- b. 最近連結会計年度現在において、子会社の取締役を当社取締役が兼任することによって、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査をしてまいりました。
- c. 最近連結会計年度現在において、当社子会社兼任取締役は、子会社の経営会議に出席することで子会社の業務の遂行状況を適宜掌握し、取締役会への報告体制を確保してまいりました。また、当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行ってまいります。

ケ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人の任命を行ってまいります。

コ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関し、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)の指揮命令は受けないものとしております。また、監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。

サ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

- a. 取締役は、取締役会のほか重要な会議において、随時その職務の執行状況等を速やかに報告しております。
- b. 監査等委員は、稟議案件の査閲や月次の財務データ等の閲覧により、業務執行状況を掌握しております。
- c. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査等委員に報告しております。

シ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 仮代表取締役は、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員監査の環境整備に必要な措置をとっております。
- b. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議と監査等委員が判断した会議には出席をし、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めるとしてしております。

ス 反社会的勢力排除に向けた取り組み

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶いたします。反社会的勢力による不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢で取り組み、これらの被害の予防に必要な措置を講じております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

-) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を実現するため、社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取り組みを行っております。
-) 相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとしております。
-) 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役、取締役等の経営陣以下、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上刑事上の法的対抗手段を講じることとしております。

<2> 取締役(監査等委員である者を除く)及び監査等委員の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

<3> 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

<4> 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

ア 剰余金の配当等

当社は、株主に対する配当につきましては経営基盤の安定と将来の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案したうえで、配当を行うこととしております。

なお、当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

イ 自己株式の取得

当社は、機動的に資本政策を遂行することを可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる旨を定款に定めております。

ウ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

2025年4月30日開催の臨時株主総会において田原弘貴氏、田中遼氏が選任されており、就任後の最近連結会計年度における当社取締役会は18回開催しており、個々の取締役（監査等委員であるものを除く）の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会出席状況
代表取締役	田原 弘貴	18回/18回（100%）
取締役	田中 遼	18回/18回（100%）

取締役会における具体的な検討内容として、法令及び定款に定められた事項、経営全般に関する事項や重要な業務執行等の決議のほか、月次業績、決算、投融資及びその他重要事項の進捗について報告を受けております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	田原 弘貴	1996年8月13日生	2018年1月 2018年3月 2019年6月 2019年6月 2023年1月 2023年5月 2025年4月	中小企業診断士資格取得 東京大学工学部卒業 チューリンガム(株)設立 チューリンガム(株)取締役 当社取締役 チューリンガム(株)代表取締役CTO 就任 当社代表取締役就任(現)	注4	315,400
取締役	田中 遼	1989年3月12日生	2011年4月 2018年1月 2020年2月 2022年8月 2023年1月 2024年1月 2025年4月	東京都庁入庁法務業務に従事 Aerial Partners入社 LINE株式会社(現LINEヤフー株式 会社入社(LVC出向)LINEのブ ロックチェーン・NFT事業立上げ に従事 チューリンガム(株)入社 同社取締役就任 同社代表取締役 当社取締役就任	注4	-
取締役	大島 卓也	1986年8月7日生	2011年4月 2018年4月 2022年6月 2022年8月 2023年1月 2023年11月 2025年9月 2025年10月	株式会社大和総研ビジネス・イノ ベーション入社 Fintertech株式会社入社 チューリンガム株式会社入社 チューリンガム(株)入社 同社取締役就任 株式会社Zaif代表取締役就任 同社退社 当社入社(現)	注4	-
取締役	伊藤 光佑	1997年5月11日生	2018年6月 2019年9月 2023年3月 2025年10月	株式会社Aerial Partners入社 チューリンガム株式会社共同創業 東京大学工学部システム創生学科 卒業 当社入社(現)	注4	113,616
取締役	竹中 大介	1980年10月16日生	2004年3月 2004年9月 2008年4月 2008年5月 2011年5月 2013年5月 2020年6月 2023年5月 2024年10月 2024年11月 2025年10月 2025年11月	高知大学人文学部社会経済学科卒 業 信永中和会計士事務所入所 同社退社 イオンクレジットサービス(現イ オンフィナンシャルサービス)入 社 イオンマイクロファイナンス(瀋 陽)有限公司出向 イオンフィナンシャルサービス (香港)出向 イオンフィナンシャルサービス (アジア)株式会社出向 イオンクレジットサービス(ホー チミン)株式会社出向 イオンフィナンシャルサービス株 式会社 退社 DigitalCredenceTechnologies 入 社 同社退社 当社 入社(現)	注4	-
取締役	石濱 嵩博	1990年8月31日生	2013年5月 2014年3月	株式会社ナナムエ工創業 代表取 締役(現) 青山学院大学 卒業	注4	-
						429,016

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) (注)1.2	荒木久雄	1973年10月1日生	1996年10月 1996年10月 1997年4月 1998年4月 2000年4月 2001年4月 2004年11月 2008年4月 2024年7月 2025年4月	公認会計士試験第2次試験合格 公認会計士補登録 有限責任あずさ監査法人入所 東京共同会計事務所入所 有限会社A&Iトータルマネジ メントサービス入所 有限責任監査法人トーマツ入所 マニユライフ生命保険株式会社入 社 株式会社かんぼ生命保険入社 株式会社LKdance入社(現) 当社取締役・監査等委員就任	注5	1,000
取締役 (監査等委員) (注)1.2	渡辺 治	1987年3月29日生	2009年3月 2014年3月 2014年9月 2015年12月 2020年8月 2022年12月 2025年4月	明治大学法学部卒業 中央大学法科大学院修了 司法試験合格 花王株式会社 入社 新樹法律事務所入所(現在) ワイエスフード株式会社社外取締 役(現任) 当社取締役・監査等委員就任	注5	-
取締役 (監査等委員) (注)1.2	佐藤 憲 介	1980年6月8日生	2003年3月 2005年11月 2005年12月 2011年10月 2014年2月 2017年6月 2018年3月 2018年7月 2019年3月 2023年7月 2025年5月 2025年8月	慶応義塾大学経済学部卒業 公認会計士2次試験合格 有限責任あずさ監査法人入所 公認会計士登録 三菱UFJ信託銀行株式会社入社 コンソナント・インベストメン ト・マネジメント株式会社入社 佐藤憲介公認会計士事務所開業 (現) 株式会社Atlas Accounting パー トナー就任(現) 株式会社Aerial Partners監査役 就任 株式会社ファーストキャビンHK監 査役 就任 株式会社クシムインサイト 監査 役 就任(現) 当社取締役・監査等委員就任	注5	-
						1,000

- (注) 1. 荒木久雄、渡辺治、佐藤憲介、石濱嵩博は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の体制は、以下のとおりであります。
委員長 荒木久雄 委員 渡辺治 委員 佐藤憲介
3. 各役員の所有株式数には、2025年10月末日現在の所有株数を記載しております。
4. 取締役(監査等委員含まない)の任期は、第31回定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査等委員の任期は、第31回定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役を4名選任しており、そのうち3名が監査等委員である取締役であります。

イ 当社との人的関係、資本的关系、及び取引関係等その他利害関係

社外取締役である荒木久雄氏は、最近連結会計年度において選任後に開催された取締役会18回中18回出席し、事業内容に関する事項のほか、内部統制整備に関する事項に関して質問や意見を述べました。また、最近連結会計年度において選任後に開催された監査等委員会8回中8回出席し、業務監査、会計監査の状況に対して意見を述べました。出席した取締役会及び監査等委員会において、内部監査上の専門的な知識や経験を活かし、社外取締役として当社の経営に対し監督を行うなど、意思決定の合理性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。なお、同氏は当社普通株式1,000株を保有しておりますが、これら以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である渡辺治氏は、最近連結会計年度において選任後に開催された取締役会18回中18回出席し、事業内容に関する事項のほか、契約締結等の法律的な事項に対して質問や意見を述べました。また、最近連結会計年度において選任後に開催された監査等委員会8回中8回出席し、業務監査、会計監査の状況に対して意見を述べました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての専門的見地から、社外取締役として当社の経営に対し監督を行うなど、意思決定の合理性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。なお、同氏は当社普通株式を保有しておりません。人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である佐藤憲介氏は、最近連結会計年度において選任後に開催された取締役会6回中6回出席し、事業内容に関する事項のほか、財務諸表及び会計、税務に関する事項に対して質問や意見を述べました。また、当事業年度において選任後に開催された監査等委員会3回中3回出席し、業務監査、会計監査の状況に対して意見を述べました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に会計士としての専門的見地から、社外取締役として当社の経営に対し監督を行うなど、意思決定の合理性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。なお、同氏は当社普通株式を保有しておりません。人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

その他、社外取締役又は社外取締役が役員を務める他の会社等と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

ロ 当社の企業統治において果たす機能及び役割

客観的中立的な経営監視機能を発揮することにより、適切な牽制、監視体制を十分に確保され、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っております。

ハ 社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役の選任に当たり、独立性に関する基準又は方針は設けておりません。独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。また、当社は社外取締役である荒木久雄、渡辺治、佐藤憲介を東京証券取引所の規定する独立役員として同取引所に届け出ております。

ニ 選任状況に関する当社の考え方

高い独立性及び専門的な知見に基づく経験と識見から当社の論理に捉われない客観的視点を持って率直な意見を述べることができる人物を選定しております。また、客観的・中立的な経営監視機能を発揮することにより、適切な牽制、監視体制を十分に確保し、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しております。

ホ 内部監査、監査等委員監査、及び会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制担当の関係

当社の社外取締役は、取締役会への出席を通じて、独立した客観的な視点で取締役会に対する監督機能を果たしております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員監査の状況

<1> 内部監査

当社は、監査等委員会の直下に内部監査室を設置し、専従者による当社グループの内部監査規程及び年度計画に基づいて内部監査を実施し、通常監査の実施において改善すべき事項がある場合には改善すべき事項の是正及び改善を実施しており、その実施状況をフォローアップ監査で確認をしております。監査結果及び是正状況を監査等委員会及び取締役会に報告しております。また、財務報告に係る内部統制監査を担当部門である管理本部 財務経理部、監査等委員会及び会計監査人と協議、連携のうえ実行するほか、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとることで、監査の実効性の充実に努めております。

<2> 監査等委員監査

仮取締役の選任以前において、監査等委員は3名で構成されており、独立性の高い社外取締役で構成されておりました。

(1) 監査等委員会、取締役会への出席状況

役職名	氏名	監査等委員会出席状況	取締役会出席状況
取締役監査等委員	荒木 久雄	18回/18回(100%)	8回/8回(100%)
取締役監査等委員	渡辺 治	18回/18回(100%)	8回/8回(100%)
取締役監査等委員	佐藤 憲介	6回/6回(100%)	3回/3回(100%)

(注) 荒木久雄氏、渡辺治氏は、2025年4月30日開催の臨時株主総会において選任されており、就任後の出席状況を記載しております。佐藤憲介氏は、2025年8月29日開催の第29回定時株主総会において選任されており、就任後の出席状況を記載しております。

(2) 監査等委員会における主な検討事項

監査等委員会規程の定めるところにより、監査に関する事項の協議、決議、報告を行っています。また、取締役会に出席するにあたり、取締役会付議・報告案件の事前チェック、重要な稟議の閲覧・調査、月次の財務データ等の閲覧を行い、取締役の職務を十分に監査できる体制となっております。

また、会計監査人が独立の立場を保持し適正な監査を実施しているかを評価するとともに、会計監査人の選任、解任及び不再任に関する事項の決定や会計監査人の報酬等に対する同意を行いました。

<3> 内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制担当の関係

監査等委員は、内部監査部門と意見交換を行い内部監査部門が実施した内部監査の進捗の報告を受けて是正状況を監査しております。また、会計監査実施結果、是正状況につき会計監査人と意見交換を行っております。内部監査結果及び是正状況については、監査等委員会に報告し意見交換を行っており連携を図っております。

会計監査の状況

<1> 監査法人の名称

監査法人アリア

<2> 継続監査期間

1年間

<3> 業務を執行した公認会計士

茂木秀俊、山中康之

<4> 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他8名

<5> 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選任にあたっては、監査等委員会は、会計監査人としての品質管理体制、独立性、専門性、監査の実施体制、監査計画の妥当性、監査の品質を考慮しております。これらの会計監査人候補の選定基準及び監査報酬の見積額等を総合的に勘案し、検討した結果、監査法人アリアを適任と判断しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

<6> 最近2連結会計年度等において監査公認会計士等の異動があった場合に関する事項

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 UHY東京監査法人

最近連結会計年度及び当事業年度 監査法人アリア

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称

UHY東京監査法人

(2) 異動の年月日

2025年6月9日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2020年1月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

2024年10月期監査については、意見不表明

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

2025年2月5日、当社は、当社の会計監査人でありましたUHY東京監査法人より2024年10月期の定時株主総会終結の時をもって任期満了により当社の会計監査人を退任することの通知を受けました。監査等委員会が監査法人アリアを当社の会計監査人の候補とした理由は、同法人の独立性、品質管理体制、専門性及び監査報酬の水準等について総合的に判断した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確認する体制を備えており、適任と判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査委員会の意見

妥当であると判断しております。

<7> 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、専門性、品質管理体制、独立性を保持しているか等、定期的に検証し総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

<1> 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	61,800		22,500	-
連結子会社	17,000	1,500	0	-
計	78,800	1,500	22,500	-

<2> 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(<1>を除く)

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

<3> その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

<4> 監査報酬の決定方針

監査人に対する報酬の額は、監査人の独立性及び当社の規模・特性、監査日数等を勘案して決定することとしております。

<5> 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価・監査計画における監査時間・要員計画、会計監査人の職務遂行状況について会計監査人より必要な説明を求めるとともに、報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び3項に係る同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年2月25日開催の取締役会の決議により以下のとおり定めております。

なお、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とします。

また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成することとします。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとします。

3．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された賞与額を、毎年一定の時期に支給有無も含め決定します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストック・オプションとします。各事業年度の連結営業利益及び役割貢献度、付与時の株価水準を基準に算出して一定数を付与するものとします（付与しない期もあります）。なお、付与対象者において、不正や善管注意義務に抵触するような行為が認められた際には、ストック・オプションの全部又は一部の行使制限をすることがあります。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の報酬構成割合及び役位ごとの報酬額については、その客観性と妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合及び役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況も踏まえたうえ取締役会で決定します。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役田原弘貴がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたっては代表取締役が最も適しているため、田原氏に個人別の報酬額の決定権限を委任しております。なお、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	37,616	37,616	-	-	6
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）			-	-	
社外取締役（監査等委員）	11,200	11,200	-	-	8

(注) 1．2025年4月2日付「（開示事項の経過）仮取締役兼仮代表取締役等選任の決定に関するお知らせ（代表取締役等の異動）」にてお知らせしましたとおり、2025年4月1日付にて、東京地方裁判所により仮取締役兼仮代表取締役が選任されております。当仮取締役兼仮代表取締役の任期は、2025年4月30日開催

の臨時株主総会までとなります。上記の報酬額には、当仮取締役兼仮代表取締役の報酬を含んで記載しております。

2. 取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において、年額120,000千円以内と決議されております。当該決議に係る会社役員の数数は2名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円以内と決議されております。当該決議に係る会社役員の数数は3名であります。
4. 最近連結会計年度現在の人員は、監査等委員でない取締役2名(うち社外取締役0名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)であります。
5. 上記報酬には2025年4月1日をもって退任した取締役(監査等委員を含む)5名及び2025年4月14日をもって辞任した監査等委員1名を含んでおります。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式にかかる配当によって利益を受けることを目的として保有する純投資目的の投資株式と、純投資目的以外の目的で保有する投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、顧客や取引先等の上場株式を保有することにより、当社グループの成長戦略に則った業務関係の維持・強化に繋がり、当社グループ及び政策保有先の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合において、政策保有株式を保有しております。なお、当該保有銘柄に関して保有する意義又は合理性が認められなくなったときは、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を検討することを基本的な方針としております。また、定期的に保有企業の財政状態、経営成績及び株価、配当等の状況を確認し、政策保有の継続の可否について検討を行い、取締役会において保有の是非を決定しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	132,502

(最近連結会計年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(千 円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	
非上場株式以外の株式	-	-	

(最近連結会計年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額 (千円)
非上場株式	6	3,216
非上場株式以外の株式	3	832,054

(注) 株式数が増加及び減少した銘柄には、株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等による変動を含みません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

最近連結会計年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

最近連結会計年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年11月1日から2025年10月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年11月1日から2025年10月31日まで)の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,541,653	222,836
預託金	6,775,000	-
未収入金	12,873	79,683
売掛金及び契約資産	1 88,354	1 1,540
自己保有暗号資産	546,482	0
利用者暗号資産	76,339,592	-
未収利息	-	35,614
その他	166,853	17,755
貸倒引当金	38	120,105
流動資産合計	85,470,772	237,325
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,782	2,123
減価償却累計額	1,734	2,123
建物及び構築物(純額)	48	-
工具、器具及び備品	80,499	6,167
減価償却累計額	18,127	6,167
工具、器具及び備品(純額)	62,371	0
有形固定資産合計	62,419	0
無形固定資産		
ソフトウェア	4,911	-
その他	1,694	0
無形固定資産合計	6,605	0
投資その他の資産		
投資有価証券	895,027	132,502
長期貸付金	-	2,060,000
差入保証金	-	154,438
その他	103,336	9,123
貸倒引当金	-	2,060,000
投資その他の資産合計	998,363	296,063
固定資産合計	1,067,388	296,063
資産合計	86,538,161	533,389

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	45,789	-
短期借入金	30,000	-
1年内返済予定の長期借入金	36,520	-
未払法人税等	6,663	33,647
賞与引当金	12,823	-
訂正関連費用引当金	50,000	12,000
契約負債	4,550	-
預り金	6,724,604	26,142
預り暗号資産	76,339,592	-
その他	197,311	30,982
流動負債合計	83,447,854	102,772
固定負債		
長期借入金	1,303,000	-
繰延税金負債	349,724	2,517
その他	5,708	254
固定負債合計	1,658,433	2,772
負債合計	85,106,288	105,545
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	109,992
資本剰余金	5,573,790	5,673,782
利益剰余金	3,984,757	5,351,287
自己株式	12,863	12,897
株主資本合計	1,586,170	419,590
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	188,613	-
為替換算調整勘定	89	-
その他の包括利益累計額合計	188,702	-
新株予約権	34,405	8,252
純資産合計	1,431,872	427,843
負債純資産合計	86,538,161	533,389

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
売上高	1 1,613,430	1 26,550
売上原価	2 975,054	2 1,870
売上総利益	638,376	24,680
販売費及び一般管理費		
役員報酬	93,249	49,995
給料手当及び賞与	202,362	24,128
賞与引当金繰入額	1,834	-
支払手数料	847,292	87,083
支払報酬	144,465	177,089
のれん償却額	199,535	-
租税公課	12,099	55,672
その他	271,274	120,375
販売費及び一般管理費合計	1,772,113	514,345
営業損失()	1,133,737	489,665
営業外収益		
受取利息	367	34,239
暗号資産売却益	3,435	-
その他	5,392	10,076
営業外収益合計	9,194	44,316
営業外費用		
支払利息	25,222	2,928
暗号資産評価損	-	2,229
その他	1,587	3,461
営業外費用合計	26,809	8,620
経常損失()	1,151,352	453,968
特別利益		
投資有価証券売却益	3 35,674	-
新株予約権戻入益	4 19,472	4 32,855
自己新株予約権消却益	5 5,127	-
特別利益合計	60,275	32,855
特別損失		
減損損失	7 745,514	-
投資有価証券売却損	2,146	-
投資有価証券評価損	6 6,094	6 187,476
訂正関連費用引当金繰入額	50,000	8 12,000
臨時損失	-	9 743,985
特別損失合計	803,754	943,462
税金等調整前当期純損失()	1,894,831	1,366,574
法人税、住民税及び事業税	11,759	2,119
法人税等調整額	53,648	164
法人税等合計	65,407	1,954
当期純損失()	1,960,239	1,366,529
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,960,239	1,366,529

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
当期純損失()	1,960,239	1,366,529
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	213,137	188,613
為替換算調整勘定	89	89
その他の包括利益合計	213,227	188,702
包括利益	2,173,467	1,177,826
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,173,467	1,177,826
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	4,855,326	2,024,517	12,851	2,867,957
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	339,232	339,232			678,464
親会社株主に帰属する当期純損失()			1,960,239		1,960,239
自己株式の取得				11	11
減資	379,232	379,232			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	40,000	718,464	1,960,239	11	1,281,787
当期末残高	10,000	5,573,790	3,984,757	12,863	1,586,170

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	24,524	-	24,524	40,368	2,932,851
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					678,464
親会社株主に帰属する当期純損失()					1,960,239
自己株式の取得					11
減資					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	213,137	89	213,227	5,963	219,190
当期変動額合計	213,137	89	213,227	5,963	1,500,978
当期末残高	188,613	89	188,702	34,405	1,431,872

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	5,573,790	3,984,757	12,863	1,586,170
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	99,992	99,992			199,984
親会社株主に帰属する当期純損失()			1,366,529		1,366,529
自己株式の取得				34	34
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	99,992	99,992	1,366,529	34	1,166,579
当期末残高	109,992	5,673,782	5,351,287	12,897	419,590

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	188,613	89	188,702	34,405	1,431,872
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					199,984
親会社株主に帰属する当期純損失()					1,366,529
自己株式の取得					34
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	188,613	89	188,702	26,152	162,550
当期変動額合計	188,613	89	188,702	26,152	1,004,029
当期末残高	-	-	-	8,252	427,843

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,894,831	1,364,574
減価償却費	6,318	249
減損損失	745,514	5,256
のれん償却額	199,535	-
臨時損失	-	743,985
新株予約権戻入益	-	32,855
自己保有暗号資産の増減額(は増加)	6,364	10,916
投資有価証券評価損益(は益)	6,094	187,476
投資有価証券売却損益(は益)	33,528	-
預託金の増減額(は増加)	555,000	-
仕入債務の増減額(は減少)	391	-
利用者暗号資産の増減額(は増加)	26,617,912	-
契約負債の増減額(は減少)	1,827	-
預り金の増減額(は減少)	588,104	25,100
預り暗号資産の増減額(は減少)	26,617,912	-
借入暗号資産の増減額(は減少)	27,047	-
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	135,866	1,201
訂正関連費用引当金の増減額(は減少)	50,000	38,000
その他	57,139	22,377
小計	714,034	486,023
利息及び配当金の受取額	133	659
利息の支払額	2,613	2,928
供託金の預入による支出	-	154,438
法人税等の支払額	7,665	2,678
法人税等の還付額	96,023	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	628,155	645,410
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	68,929	-
有形固定資産の取得による支出	3,086	1,050
有形固定資産の売却による収入	-	68,360
貸付けによる支出	-	500,000
投資有価証券の売却による収入	142,794	161,272
投資有価証券の取得による支出	349,979	-
敷金及び保証金の差入による支出	11,803	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	*2 10,202	-
その他	60	19,579
投資活動によるキャッシュ・フロー	301,266	251,837
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	330,000	-
長期借入金の返済による支出	55,977	-
株式の発行による収入	-	199,984
新株予約権の発行による収入	6,237	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	662,530	-
自己株式の取得による支出	11	34
財務活動によるキャッシュ・フロー	942,779	199,949
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	13,357	697,297
現金及び現金同等物の期首残高	1,528,296	1,541,653
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	621,519
現金及び現金同等物の期末残高	*1 1,541,653	*1 222,836

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループでは、当連結会計年度に発生した臨時的な経営交代の過程で主要な子会社や資産が譲渡等された結果、事業や人材等を喪失しており、当連結会計年度において、売上高は前年同期に比し著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上することになりました。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消するため、不当に譲渡等された子会社などの取り戻しなどの法的な対応を進めつつ、抜け殻となった組織の再整備を行い、収益基盤を早期に確立し、企業価値の向上に努めてまいります。また、これらの実施のために必要となる資金調達も早急に検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策については実施途上である上、ご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、予定通り進まない場合等には、現状からの脱却ができないため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数

1社

(2) 連結子会社の名称

株式会社クシムインサイト

連結子会社であった株式会社ZEDホールディングス、株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリングム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedは、当連結会計年度に生じた臨時的な経営交代を受け、実質支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったことにより、当連結会計年度期首より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社クシムインサイトは決算日を9月30日から10月31日に変更しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

自己保有暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定)

活発な市場が存在しないもの

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

なお、活発な市場の有無は、対象自己保有暗号資産が国内外の暗号資産交換所又は販売所に複数上場し、時価が容易かつ継続的に測定できるものであることを基準とし、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘案し判定しております。また、国内の暗号資産交換所又は販売所とは金融庁の暗号資産交換業者登録一覧に登録されている暗号資産交換業者の交換所又は販売所を指しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

訂正関連費用引当金

過年度の開示書類の訂正に関連して将来発生すると見込まれる費用に備えるため、支払い見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

(5) 重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅かなリスクしか負わない短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 貸倒引当金の見積り

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 2,180,105千円

(流動資産及び投資その他の資産に係る貸倒引当金の合計)

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

長期貸付金及びこれに係る未収利息については、回収可能性を検討した結果、回収不能と判断し、当連結会計年度末において全額について貸倒引当金を計上しております。

(2) 訂正関連費用引当金の見積り

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

訂正関連費用引当金 12,000千円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

過年度の開示書類の訂正に関連して将来発生すると見込まれる費用について、現時点で入手可能な情報に基づき合理的に見積り、引当金を計上しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全ての

リースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年10月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結貸借対照表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「その他」に表示していた179,727千円は、「その他」166,853千円、「未収入金」12,873千円として組み替えております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
売掛金	88,354千円	1,540千円

2 偶発債務 (係争事件含む)

代表取締役田原弘貴及び当社は契約違反に基づく損害賠償金10百万円の支払を求める訴訟を提起され、現在、係争中となっております。当社に支払義務はないと認識しており、法的に争ってまいる所存であります。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 所有する活発な市場が存在しない暗号資産に関して、移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) に基づいて計上した評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
暗号資産評価損	364,276千円	- 千円

3 投資有価証券売却益

前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

当社グループが保有する「投資有価証券」に区分される有価証券2銘柄を売却したことによるものであります。

当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません。

4 新株予約権戻入益

前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

ストック・オプションの権利失効及び権利放棄による戻入益によるものであります。

当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

ストック・オプションの権利失効及び権利放棄による戻入益によるものであります。

5 自己新株予約権消却益

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

無償で取得した新株予約権を償却したことによるものであります。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません。

6 投資有価証券評価損

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

当社グループが保有する「投資有価証券」に区分される有価証券3銘柄について、実質価額が著しく下落したことにより減損処理を行ったものであります。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

当社グループが保有する「投資有価証券」に区分される有価証券1銘柄について、実質価額が著しく下落したことにより減損処理を行ったものであります。

7 減損損失

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

減損損失の内容は次のとおりであります。

場所	用途	種類
東京都港区		のれん
東京都港区	ブロックチェーンサービス事業 事業用資産	ソフトウェア
		ソフトウェア仮勘定

当社グループは、原則として事業用資産については事業を基準としてグルーピングを行っております。なお、遊休資産については個別資産ごとに、のれんについては会社単位にグルーピングを行っております。

チューリングラム株式会社を取得した際に生じたのれんについては、企業結合時の取得価額のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額であり、当連結会計年度においてトークンエコノミクスコンサルティングの受注案件の収益化の遅延による影響により計画対比で営業損益が悪化し、事業計画の変更を余儀なくされたことから、のれんの未償却期間における収益計画を保守的に見直しをして慎重に検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、のれんの未償却残高である659,556千円を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額である使用価値は、経営陣によって承認された中期計画を基礎として将来キャッシュ・フローの見積額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零とみなしております。

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定については、使用価値により測定しておりますが、当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、使用価値を零として評価しております。この結果、未償却残高である80,187千円を減損損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません。

8 訂正関連損失引当金繰入

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

過年度訂正による開示規則違反に関連した課徴金を計上しております。

9 臨時損失

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

当連結会計年度に生じた臨時的な経営交代の過程で実施された株式譲渡や貸付などの一連の取引により生じた損失を計上しております。臨時損失の内訳は以下の内容となります。

科目	主な内容	金額
貸倒引当金繰入額	回収が見込めない長期貸付金・未収利息等に対し貸倒引当金を計上したものの	1,781,642千円
関係会社株式売却益	連結除外した子会社の代物弁済や譲渡により生じたものの	873,892千円
投資有価証券売却損	上場株式等の譲渡により生じたものの	163,764千円
	臨時損失合計	743,985千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	207,619千円	188,613千円
組替調整額	33,528千円	- 千円
税効果調整前	241,148千円	188,613千円
税効果額	28,010千円	- 千円
その他有価証券評価差額金	213,137千円	188,613千円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	89 千円	89千円
その他の包括利益合計	213,227千円	188,702千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,746,733	3,000,000	-	17,746,733

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,679	50	-	28,729

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加50株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	アイスタディ株式会社第7回新株予約権	普通株式	85,000	-	85,000	-	-
	株式会社クシム第10回新株予約権	普通株式	-	150,000	40,000	110,000	18,852
	株式会社クシム第11回新株予約権	普通株式	-	3,000,000	3,000,000	-	-
	株式会社クシム第12回新株予約権	普通株式	-	270,000	-	270,000	11,262
	株式会社クシム第13回新株予約権	普通株式	-	30,000	-	30,000	4,290
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権		-	-	-	-	-
合計			85,000	3,450,000	3,125,000	410,000	34,405

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

株式会社クシム第10回新株予約権及び株式会社クシム第11回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

アイスタディ株式会社第7回新株予約権及び株式会社クシム第11回新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

株式会社クシム第11回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

3. 株式会社クシム第12回新株予約権及び株式会社クシム第13回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	17,746,733	862,000	-	18,608,733

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,729	88	-	28,817

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加88株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	株式会社クシム第10回新株予約権	普通株式	110,000	-	110,000	-	-
	株式会社クシム第12回新株予約権	普通株式	270,000	-	125,000	145,000	8,252
	株式会社クシム第13回新株予約権	普通株式	30,000	-	30,000	-	-
	株式会社クシム第14回新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
合計			410,000	-	265,000	145,000	8,252

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

3. 株式会社クシム第10回、第12回、第13回新株予約権の減少は、権利消滅によるものであります。

4. 株式会社クシム第12回、第14回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
現金及び預金	1,541,653千円	222,836千円
現金及び現金同等物	1,541,653千円	222,836千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

株式取得により新たにDigital Credence Technologies Limitedを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社株式取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	20,217千円
固定資産	7,732千円
流動負債	13,235千円
固定負債	9,421千円
のれん	15,773千円
新規連結子会社株式の取得価額	21,065千円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	10,863千円
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	10,202千円

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当はございません。

3 重要な非資金取引の内容

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(1) 連結の範囲から除外した連結子会社の資産及び負債

当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社ZEDホールディングス、株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリンガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedは、実質支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったことにより、当連結会計年度期首より連結の範囲から除外しております。連結の範囲から除外したことに伴い減少した資産及び負債は次のとおりであります。

	金額
流動資産	85,082千円
固定資産	1,410千円
流動負債	83,994千円
固定負債	2,543千円

なお、上記の流動資産には、現金及び現金同等物621,519千円が含まれており、「連結除外に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)」に計上しております。

(2) 投資有価証券の譲渡

当連結会計年度の2025年1月27日に、当社は、下記のその他有価証券について、当連結会計年度期首に連結除外した株式会社Webテクノロジーズへ譲渡致しましたが、当該株式譲渡代金については、株式譲渡契約日同日に、返済期間10年、無担保、金利2%、元利一括返済で8億円の長期貸付を行い、売却代金の当社への振込の大部分を不要とする準金銭消費貸借契約が締結されております。

会社名	株式数	譲渡金額
株式会社CAICADIGITAL	6,594,956株	382,507千円
株式会社フィスコ	679,500株	156,285千円
株式会社ネクスグループ	2,125,094株	293,262千円
合計		832,055千円

(3) 代物弁済による借入債務の減少

当連結会計年度において、当社が保有していた株式会社ZEDホールディングス株式による代物弁済により借入金が529,013千円減少しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動によって獲得した資金を以って事業運営を行うことを原則としております。一時的な余剰資金については、流動性かつ安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、暗号資産建て、外貨建てのものについては、レートの変動リスクに晒されています。当該リスクについては、当社グループの与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、貸付先の財務状況等を定期的にモニタリングして回収懸念の早期把握を図っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関する株式、純投資目的株式及び投資事業有限責任組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されております。当該リスクについては、発行体(取引先企業)及び投資事業組合の財務状況等を定期的に把握しております。

敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、暗号資産建て及び外貨建てについては、レートの変動リスクに晒されています。当該リスクについては、支払期日が1ヶ月～2ヶ月程度の短期決済債務であり、管理本部経理財務部において資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより管理を行っております。

借入金は、当社(個別)では計上しておりますが、連結財務諸表上は連結子会社との取引であるため相殺消去しており、該当はありません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度(2024年10月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	860,907	860,907	-
資産計	860,907	860,907	-
(2) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	-	-	-
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,339,520	1,334,230	5,290
負債計	1,339,520	1,334,230	5,290

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等については、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (千円)
非上場株式(*1)	34,119
投資事業組合(*2)	0

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 投資事業組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,541,653	-	-	-
売掛金	88,354	-	-	-
合計	1,630,008	-	-	-

4. 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	-	-	-	-	-	-
短期借入金	30,000	-	-	-	-	-
長期借入金	36,520	28,636	367,773	28,047	27,864	850,680
合計	66,520	28,636	367,773	28,047	27,864	850,680

当連結会計年度(2025年10月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	132,502	132,502	-
資産計	132,502	132,502	-

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	222,836	-	-	-
売掛金	1,540	-	-	-
合計	224,376	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	860,907	-	-	860,907
資産計	860,907	-	-	860,907

当連結会計年度(2025年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	132,502	-	132,502
資産計	-	132,502	-	132,502

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	-	-	-
長期借入金	-	1,334,230	-	1,334,230
負債計	-	1,334,230	-	1,334,230

当連結会計年度(2025年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	-	-	-
長期借入金	-	-	-	-
負債計	-	-	-	-

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、期末日における市場価格を基礎として算定しておりますが、当該有価証券については、期末日における市場の流動性の状況等を考慮し、期末時点において合理的と判断される価格水準を用いて算定しております。

このため、観察可能な市場データを用いて算定しているものの、活発な市場における取引価格をそのまま用いて算定したものではないことから、当該時価はレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年10月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	314,050	248,820	65,229
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	314,050	248,820	65,229
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	546,857	800,699	253,842
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	546,857	800,699	253,842
	合計	860,907	1,049,520	188,612

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 投資有価証券34,119千円)及び投資事業組合への出資金(連結貸借対照表計上額 投資有価証券0千円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2025年10月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	132,502	132,502	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	132,502	132,502	-
	合計	132,502	132,502	-

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	140,493	35,659	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	2,325	15	-
合計	142,818	35,674	-

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	835,272	225,674	60,410
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	835,272	225,674	60,410

(注)上記の株式の売却額には、2025年1月27日、当社が、当連結会計年度期首に連結除外した株式会社Webテクノロジーズとの間で締結した株式譲渡契約書に基づく、以下のその他有価証券の譲渡が含まれております。当該株式譲渡代金については、株式譲渡契約日同日に、返済期間10年、無担保、金利2%、元利一括返済で8億円の長期貸付を行い、売却代金の当社への振込の大部分を不要とする準金銭消費貸借契約が締結されております。

なお、2025年2月3日付「代物弁済に伴う連結子会社の異動(株式譲渡)および個別決算における特別利益の計上見込みに関するお知らせ」の通り、株式会社Webテクノロジーズは、株式会社カイカフィナンシャルホールディングスに譲渡されており、当連結会計年度期首に連結除外しております。

会社名	株式数	譲渡金額
株式会社CAICADIGITAL	6,594,956株	382,507千円
株式会社フィスコ	679,500株	156,285千円
株式会社ネクスグループ	2,125,094株	293,262千円
合計		832,055千円

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について6,094千円(その他有価証券の株式6,094千円)減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について187,476千円(その他有価証券の株式187,476千円)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の企業年金制度である中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度275千円、当連結会計年度125千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	14,347千円	6,703千円
特別利益の 新株予約権戻入益	19,472千円	32,855千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年3月22日	2024年3月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 子会社役員 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 145,000株	普通株式 30,000株
付与日	2024年4月16日	2024年4月16日
権利確定条件	権利確定条件は付されてありませ ん。	権利確定条件は付されてありませ ん。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありませ ん。	対象勤務期間の定めはありませ ん。
権利行使期間	2026年4月13日～2029年4月12日	2026年4月13日～2029年4月12日

	第14回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2025年10月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 子会社役員 6名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 1,900,000株
付与日	2025年11月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されてありませ ん。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありませ ん。
権利行使期間	2027年11月16日～2030年11月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年3月22日	2024年3月22日	2025年10月31日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	270,000	30,000	-
連結範囲の変動		-	-
付与		-	-
失効	125,000	30,000	-
権利確定		-	-
未確定残	145,000	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末		-	-
連結範囲の変動		-	-
権利確定		-	-
権利行使		-	-
失効		-	-
未行使残	145,000	-	-

単価情報

	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年3月22日	2024年3月22日	2025年10月31日
権利行使価格(円)	314	314	264
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	143.01	143.01	-

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はございません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1)当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 百万円 |
| (2)当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 百万円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	3,356,877千円	986,219千円
未払事業税	483千円	-千円
暗号資産評価損	612,479千円	57,181千円
投資事業組合運用損	29,923千円	-千円
投資有価証券評価損	160,103千円	59,092千円
その他有価証券評価差額金	85,240千円	-千円
未払賞与	4,989千円	-千円
減価償却超過額	10,400千円	-千円
ソフトウェア償却	52,839千円	-千円
貸倒引当金	-千円	734,317千円
新株予約権	-千円	2,601千円
訂正関連費用引当金	-千円	3,782千円
その他	46,028千円	1,604千円
繰延税金資産小計	4,359,366千円	1,844,799千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	3,356,877千円	986,219千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,002,488千円	858,579千円
評価性引当額小計(注1)	4,359,366千円	1,844,799千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	-千円	-千円
保険積立金	4,522千円	2,517千円
その他有価証券評価差額金	-千円	-千円
連結子会社の時価評価差額	345,202千円	-千円
その他	-千円	-千円
繰延税金負債合計	349,724千円	2,517千円
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	349,724千円	2,517千円

(注)1. 評価性引当額が2,514,567千円増加しております。評価性引当額の変動の主たる要因は、当社及び連結子会社における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年10月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	266	811,635	324,635	255,148	1,965,191	3,356,877
評価性引当額	-	266	811,635	324,635	255,148	1,965,191	3,356,877
繰延税金資産	-	-	-	-	-	0	(b)0

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金3,356,877千円(法定実効税率を乗じた額)については、繰延税金資産を計上しておりません。これら税務上の繰越欠損金は、クシムインサイト通算グループ及びZEDホールディングス通算グループにおいて、過去の税引前当期純損失を計上したことにより生じたものです。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能性はないと判断しています。

当連結会計年度(2025年10月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	-	-	-	-	286,807	699,412	986,219
評価性引当額	-	-	-	-	286,807	699,412	986,219
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	(b) -

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金986,219千円(法定実効税率を乗じた額)については、繰延税金資産を計上しておりません。これら税務上の繰越欠損金は、クシムインサイト通算グループにおいて、過去の税引前当期純損失を計上したことにより生じたものです。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能性はないと判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、当社の連結子会社であった株式会社Web3キャピタルについて、2024年9月17日開催の取締役会において、当社を存続会社、株式会社Web3キャピタルを消滅会社とする吸収合併とすることを決議し、同年11月1日に実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(結合企業)

名 称：株式会社クシム

事業の内容：グループ会社の経営管理、経営コンサルティング、投融資事業

(被結合企業)

名 称：株式会社Web3キャピタル

事業の内容：暗号資産に関する投融資業等

(2) 企業結合日

2024年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社クシムを存続会社、株式会社Web3キャピタルを消滅会社とする吸収合併方式

(4) 合併後の企業の名称

株式会社クシム

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループのグループ組織運営を目的とした組織再編であります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

該当ございません。

2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社は、不動産賃借契約に関連して支出し、かつ、資産として計上している敷金のうち使用期間が明確で、将来の退去時にその発生が見込まれる物件の原状回復費用相当額については、当該資産除去債務の計上に代えて、簡便法により、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	ブロックチェーンサービス事業	システムエンジニアリング事業	インキュベーション事業	
コンサルティング	164,145	-	-	164,145
システム受託開発	41,206	2,919	-	44,126
SES事業	-	440,056	-	440,056
暗号資産取引所	519,584	-	-	519,584
その他	5,000	49,211	2,425	56,637
顧客との契約から生じる収益	729,936	492,188	2,425	1,224,550
その他の収益	-	-	388,880	388,880
外部顧客への売上高	729,936	492,188	391,306	1,613,430

(注)その他の収益は、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)における定義を満たす暗号資産の売却、評価によるもので、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)の適用範囲外から生じた収益であります。なお、営業以外の目的で保有する暗号資産は「営業外損益」に計上するとともに、同額を「暗号資産」に加減させております。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

	合計
ブロックチェーンサービス事業	25,295
顧客との契約から生じる収益	25,295
その他の収益	1,255
外部顧客への売上高	26,550

(注)その他の収益は、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)における定義を満たす暗号資産の売却、評価によるもので、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)の適用範囲外から生じた収益であります。なお、営業以外の目的で保有する暗号資産は「営業外損益」に計上するとともに、同額を「暗号資産」に加減させております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

コンサルティング

コンサルティングにおいては、ブロックチェーン技術を活用したサービスの開発を含む、健全な市場形成を支援するコンサルティングを行っており、顧客がその成果の検収完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

コンサルティングに関する取引の対価は、収益認識後、概ね1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素の調整は行っていません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	224,221
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	88,354
契約負債(期首残高)	2,722
契約負債(期末残高)	4,550

契約負債は、主に、履行義務の充足より前の時点で顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	88,354
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,540
契約負債(期首残高)	4,550
契約負債(期末残高)	-

契約負債は、主に、履行義務の充足より前の時点で顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

当社グループは、「ブロックチェーンサービス開発・コンサルティング事業」の単一セグメントとしております。

当社グループのセグメント別の製品・サービス分類は次のとおりです。

セグメント	製品・サービス
ブロックチェーンサービス開発・コンサルティング事業	・先端IT技術を適用するシステムの受託開発 ・先端IT技術の社会実装を目的とする受託研究 ・ブロックチェーン技術の基礎研究及びこれらに関する製品の製造及び販売並びに役務の提供

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益をベースとした数値であります。セグメント間の売上高は、第三者取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	ブロック チェーンサー ビス 事業	システムエン 지니어リング 事業	インキュベ ーション事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	729,936	492,188	391,306	1,613,430	-	1,613,430
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	40,700	40,700	40,700	-
計	729,936	492,188	432,006	1,654,130	40,700	1,613,430
セグメント利益又は 損失()	772,091	40,659	19,511	832,262	301,474	1,133,737
セグメント資産	83,673,205	199,644	1,468,266	85,341,116	1,197,045	86,538,161
その他の項目						
減価償却費	3,533	875	717	5,126	1,192	6,318
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	108,318	-	-	108,318	462	108,781

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 301,474千円は、各報告セグメントに配分していない
全社費用であります。(2) セグメント資産の調整額1,197,045千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり
ます。

(3) 減価償却費の調整額1,192千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社ZEDホールディングス、株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリンガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedは、実質支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったことにより、当連結会計年度期首より連結の範囲から除外しております。この結果、当第1四半期連結会計期間より「システムエンジニアリング事業」「インキュベーション事業」を報告セグメントから除外しております。

当社は、ブロックチェーンサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
株式会社GALLUSYS	124,385千円	ブロックチェーンサービス事業
株式会社CAICAテクノロジーズ	81,749千円	システムエンジニアリング事業

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	ブロックチェーンサービス事業	システムエンジニアリング事業	インキュベーション事業	全社・消去	合計
減損損失	741,948	221	-	3,344	745,514

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	ブロックチェーンサービス事業	システムエンジニアリング事業	インキュベーション事業	全社・消去	合計
減損損失	-	-	-	-	-

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位:千円)

	ブロックチェーン サービス事業	システムエンジニアリング 事業	インキュベーション 事業	全社・消去	合計
当期償却額	144,152	55,382	-	-	199,535
当期末残高	-	-	-	-	-

(注) 「ブロックチェーンサービス事業」セグメントにおいて、のれんの減損損失661,761千円を計上しております。また、「システムエンジニアリング事業」セグメントにおいて、のれんの減損損失221千円を計上しております。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

	ブロックチェーン サービス事業	システムエンジニアリング 事業	インキュベーション 事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	-	-
当期末残高	-	-	-	-	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主 (個人の場合に限る) 等

前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり純資産額	78円87銭	22円58銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	114円63銭	77円12銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	1,960,239	1,366,529
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	1,960,239	1,366,529
普通株式の期中平均株式数(株)	17,100,734	17,720,305
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>2022年1月27日取締役会決議に基づく第10回新株予約権新株予約権の数 1,100個(普通株式 110,000株)</p> <p>2024年3月22日取締役会決議に基づく第12回新株予約権新株予約権の数 2,700個(普通株式 270,000株)</p> <p>2024年3月22日取締役会決議に基づく第13回新株予約権新株予約権の数 300個(普通株式 30,000株)</p> <p>なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>2024年3月22日取締役会決議に基づく第12回新株予約権新株予約権の数1,450個(普通株式145,000株)</p> <p>なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

当社は、2025年10月31日の取締役において、2025年11月17日を新株予約権割当日として、当社取締役3名(子会社役員1名を含む)及び従業員6名に対し株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を付与することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の名称

株式会社クシム 第14回新株予約権

(2) 新株予約権の総数

19,000個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,900,000株

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものといたします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

新株予約権1個当たり 26,400円(1株当たり264円)

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合において資本に組入れる額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

(6) 新株予約権を行使する事ができる期間

2027年11月16日から2030年11月16日までといたします。

当社は、2025年12月24日の取締役会において、当社取締役及び従業員に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行することの承認を求める議案を2026年1月30日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議しております。

(1) 新株予約権の名称

株式会社クシム 第15回新株予約権

(2) 新株予約権の総数

5,000個(うち当社監査等委員である取締役は1,000個を上限とする)

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 500,000株

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものといたします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

未定

(6) 新株予約権を行使する事ができる期間

未定

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	14,485	14,200	19,750	26,550
税金等調整前四半期(当期)純損失 (千円)	1,369,218	1,006,088	1,052,891	1,364,574
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 (千円)	1,369,794	1,007,265	1,054,608	1,366,529
1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	77.31	56.85	59.52	77.12

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期利益又は四半期損失 (円)	77.31	20.46	2.67	17.60

訴訟

現在、当社グループにおいて係属している重要な訴訟事件は以下のとおりです。

各種法的手続き	原告	被告	提起日	概要
損害賠償請求事件	株式会社フィスコ	株式会社クシム 当社代表取締役	2025年6月2日	当社取締役が、当該時点で未公表であった原告と当社との経営統合に言及したことにより損害を被ったとして損害賠償を求める訴え。 2025年7月25日付開示資料を参照
損害賠償請求事件	株式会社 High Voltage Capital	株式会社クシム 当社代表取締役	2025年7月28日	当社取締役により、シークエッジグループ代表者のオフィス賃料等を当社が負担している可能性について指摘があったこと等により、原告の法人譲渡計画が中止されたことに伴う損害賠償を求める訴え。 2025年8月22日付開示資料を参照
貸金返還等請求事件	株式会社クシム 株式会社クシムインサイト	チューリンガム株式会社 株式会社Web3テクノロジーズ 株式会社ネクソフト 旧経営陣	2025年10月20日	当社旧経営陣による弁済期延長の無効主張及び子会社に対する貸付が共同不法行為にあたるとして損害賠償等を求める訴え。 2025年10月20日付開示資料を参照
詐害行為取消等請求事件	株式会社クシム	株式会社ZEDホールディングス 株式会社ネクスグループ 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス 株式会社Web3テクノロジーズ 旧経営陣	2025年10月20日	ZEDHDによる株式会社Zaif株式譲渡等の詐害行為取消請求及び10億円の劣後債権を1円で譲渡した行為等が共同不法行為にあたるとして損害賠償等を求める訴え。 2025年10月20日付開示資料を参照
株主権確認等請求事件	株式会社クシム	株式会社ZEDホールディングス 株式会社ネクスグループ 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス	2025年10月27日	当社保有のZEDHD株式譲渡が無効であることによる株主権確認及びZEDHDによる新株・新株予約権発行の無効・不存在確認を求める訴え。 2025年10月27日付開示資料を参照

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	615,239	218,622
売掛金及び契約資産	3,685	1,540
自己保有暗号資産	1,186	-
前払費用	5,225	3,936
未収利息	4,702	1 38,854
その他	19,947	14,750
貸倒引当金	2,034	38,854
流動資産合計	647,953	238,849
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	-	0
有形固定資産合計	-	0
無形固定資産		
ソフトウェア	434	-
無形固定資産合計	434	-
投資その他の資産		
投資有価証券	560,640	-
関係会社株式	421,969	18,263
長期貸付金	1 620,000	1 2,030,000
差入保証金	15,426	154,438
その他	9,498	9,123
貸倒引当金	394,394	2,030,000
投資その他の資産合計	1,233,139	181,824
固定資産合計	1,233,574	181,824
資産合計	1,881,527	420,674

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	17,710	20,339
未払法人税等	1,210	32,935
訂正関連費用引当金	50,000	12,000
その他	2,804	19,717
流動負債合計	71,724	84,992
固定負債		
関係会社長期借入金	-	55,000
長期預り保証金	5,708	-
繰延税金負債	2,682	2,517
固定負債合計	8,390	57,517
負債合計	80,115	142,510
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	109,992
資本剰余金		
資本準備金	-	99,992
その他資本剰余金	5,573,790	5,573,790
資本剰余金合計	5,573,790	5,673,782
利益剰余金		
利益準備金	100	100
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,694,653	5,501,066
利益剰余金合計	3,694,553	5,500,966
自己株式	12,863	12,897
株主資本合計	1,876,374	269,911
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	109,367	-
評価・換算差額等合計	109,367	-
新株予約権	34,405	8,252
純資産合計	1,801,411	278,164
負債純資産合計	1,881,527	420,674

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
売上高	1 43,703	1 21,861
売上原価	125,987	13
売上総利益又は売上総損失()	82,284	21,847
販売費及び一般管理費	2 301,483	2 510,133
営業損失()	383,767	488,285
営業外収益		
受取利息	1 8,350	34,764
その他	4,633	10,055
営業外収益合計	12,984	44,820
営業外費用		
支払利息	54	3,055
貸倒引当金繰入額	395,091	-
その他	-	3,423
営業外費用合計	395,146	6,479
経常損失()	765,929	449,944
特別利益		
投資有価証券売却益	3 35,659	-
新株予約権戻入益	4 19,472	4 32,855
自己新株予約権消却益	5 5,127	-
特別利益合計	60,260	32,855
特別損失		
減損損失	1,527	-
投資有価証券評価損	2,354	-
関係会社株式評価損	6 2,142,048	6 396,630
訂正関連費用引当金繰入額	50,000	12,000
臨時損失	-	7 979,648
貸倒引当金繰入額	1,336	-
特別損失合計	2,197,267	1,388,278
税引前当期純損失()	2,902,937	1,805,367
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
法人税等調整額	1,118	164
法人税等合計	91	1,045
当期純損失()	2,903,028	1,806,412

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費				
暗号資産評価損	125,987	100.0	-	
支払手数料	-	-	13	100.0
当期売上原価	125,987	100.0	13	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、暗号資産の銘柄別の個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	50,000	-	4,855,326	4,855,326	100	791,624
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	339,232	339,232		339,232		
当期純損失()						2,903,028
自己株式の取得						
減資	379,232	339,232	718,464	379,232		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	40,000	-	718,464	718,464	-	2,903,028
当期末残高	10,000	-	5,573,790	5,573,790	100	3,694,653

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
	利益剰余金 合計						
当期首残高	791,524	12,851	4,100,951	27,554	27,554	40,368	4,168,874
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)			678,464				678,464
当期純損失()	2,903,028		2,903,028				2,903,028
自己株式の取得		11	11				11
減資			-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				136,922	136,922	5,963	142,885
当期変動額合計	2,903,028	11	2,224,576	136,922	136,922	5,963	2,367,462
当期末残高	3,694,553	12,863	1,876,374	109,367	109,367	34,405	1,801,411

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	-	5,573,790	5,573,790	100	3,694,653
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	99,992	99,992		99,992		
当期純損失()						1,806,412
自己株式の取得						
減資	-	-	-	-		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	99,992	99,992	-	99,992	-	1,806,412
当期末残高	109,992	99,992	5,573,790	5,673,782	100	5,501,066

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
	利益剰余金 合計						
当期首残高	3,694,553	12,863	1,876,374	109,367	109,367	34,405	1,801,411
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)			199,984				199,984
当期純損失()	1,806,412		1,806,412				1,806,412
自己株式の取得		34	34				34
減資			-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				109,367	109,367	26,152	83,215
当期変動額合計	1,806,412	34	1,606,462	109,367	109,367	26,152	1,523,247
当期末残高	5,500,966	12,897	269,911	-	-	8,252	278,164

【注記事項】

(継続企業の最近に関する事項)

当社では、最近連結会計年度に発生した臨時的な経営交代の過程で主要な子会社や資産が譲渡等された結果、事業や人材等を喪失しており、当事業年度において、売上高は前年同期に比し著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上することになりました。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するため、不当に譲渡等された子会社などの取り戻しなどの法的な対応を進めつつ、抜け殻となった組織の再整備を行い、収益基盤を早期に確立し、企業価値の向上に努めてまいります。また、これらの実施のために必要となる資金調達も早急に検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策については実施途上である上、ご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、予定通り進まない場合等には、現状からの脱却ができないため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

2. 自己保有暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定)

活発な市場が存在しないもの

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

なお、活発な市場の有無は、対象自己保有暗号資産が国内外の暗号資産交換所又は販売所に複数上場し、時価が容易かつ継続的に測定できるものであることを基準とし、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘案し判定しております。また、国内の暗号資産交換所又は販売所とは金融庁の暗号資産交換業者登録一覧に登録されている暗号資産交換業者の交換所又は販売所を指しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 訂正関連費用引当金

過年度の開示書類の訂正に関連して将来発生すると見込まれる費用に備えるため、支払い見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

(重要な会計上の見積り)

(1) 関係会社株式の評価

最近連結会計年度の財務諸表に計上した金額

	最近連結会計年度 の前連結会計 年度	最近連結会計年度
関係会社株式	421,969千円	18,263千円
関係会社株式評価損	2,142,048千円	396,630千円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、実質価額が著しく下落した場合で、かつ、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合は、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として計上しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (2024年10月31日)	最近連結会計年度 (2025年10月31日)
短期金銭債権	20,055千円	5,668千円
長期金銭債権	620,000千円	150,000千円

2 偶発債務(係争事件含む)

代表取締役田原弘貴及び当社は契約違反に基づく損害賠償金10百万円の支払を求める訴訟を提起され、現在、係争中となっております。当社に支払義務はないと認識しており、法的に争ってまいる所存であります。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	最近連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
営業取引による取引高		
売上高	40,700千円	12,000千円
営業取引以外の取引	千円	千円
受取利息・配当金	8,080千円	-千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	最近連結会計年度の 前連結 会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	最近連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
役員報酬	39,933千円	48,816千円
給料手当及び賞与	28,680千円	24,128千円
支払報酬	39,332千円	176,454千円
諸会費	23,774千円	10,193千円
株式関連手数料	35,455千円	38,889千円
租税公課	6,900千円	55,510千円
支払手数料	14,832千円	87,001千円
減価償却費	1,192千円	105千円
おおよその割合		
販売費	20.0%	5.0%
一般管理費	80.0%	95.0%

3 投資有価証券売却益

最近連結会計年度の
前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

当社が保有する「投資有価証券」に区分される有価証券1銘柄を売却したことによるものであります。

最近連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当事項なし。

4 新株予約権戻入益

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

ストック・オプションの権利失効及び権利放棄による戻入益によるものであります。

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

ストック・オプションの権利失効及び権利放棄による戻入益によるものであります。

5 自己新株予約権消却益

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

無償で取得した新株予約権を償却したことによるものであります。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

該当事項なし。

6 関係会社株式評価損

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

当事業年度において、当社が保有する株式会社Web3キャピタル、株式会社クシムインサイト及び株式会社ZEDホールディングスについて、帳簿価額に比べて実質価額が著しく下落したことにより減損処理を行ったものであります。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

当事業年度において、当社が保有する株式会社クシムインサイトの関係会社株式の帳簿価額に比べて実質価額が著しく下落したことにより関係会社評価損を計上しております。

7 臨時損失

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項なし。

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

当事業年度に生じた臨時的な経営交代の過程で実施された株式譲渡や貸付などの一連の取引により生じた損失を計上しております。臨時損失の内訳は以下の内容となります。

科目	主な内容	金額
貸倒引当金繰入額	回収が見込めない長期貸付金・未収利息等に対し貸倒引当金を計上したもの	1,670,391千円
関係会社株式売却益	連結除外した子会社の代物弁済や譲渡により生じたもの	529,013千円
投資有価証券売却損益等	上場株式等の譲渡により生じたもの	161,730千円
	臨時損失合計	979,648千円

(有価証券関係)

最近連結会計年度の前連結会計年度(2024年10月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式423,306千円)、非上場株式(貸借対照表計上額 投資有価証券4,119千円)及び投資事業組合への出資金(貸借対照表計上額 投資有価証券0千円)については、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

最近連結会計年度(2025年10月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式18,263千円)については、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	最近連結会計年度の 前連結 会計年度 (2024年10月31日)	最近連結会計年度 (2025年10月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	136,438千円	581,785千円
暗号資産評価損	258,234千円	-千円
投資事業組合運用損	29,923千円	-千円
投資有価証券評価損	126,070千円	-千円
その他有価証券評価差額金	58,483千円	-千円
資産除去債務	249千円	-千円
貸倒引当金	133,120千円	652,057千円
関係会社株式評価損	719,300千円	-千円
新株予約権	-千円	2,601千円
訂正関連費用引当金	-千円	3,782千円
その他	17,326千円	1,604千円
繰延税金資産小計	1,479,148千円	1,241,830千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	136,438千円	581,785千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,342,709千円	660,045千円
評価性引当額小計	1,479,148千円	1,241,830千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	-千円	-千円
保険積立金	2,682千円	2,517千円
その他有価証券評価差額金	-千円	-千円
繰延税金負債合計	2,682千円	2,517千円
繰延税金負債純額()	2,682千円	2,517千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

最近連結会計年度の前連結会計年度及び最近連結会計年度については税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

経営指導料

当社は、経営指導料として、子会社への経営指導、人事・経理財務等の管理業務を行っており、当社の子会社を顧客としております。

経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営・管理等の指導を行うことを履行義務として識別しており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

経営指導料等の対価は、通常、月次決算後、翌月末までに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

その他

その他に関する取引の対価は、収益認識後、概ね1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2025年10月31日の取締役において、2025年11月17日を新株予約権割当日として、当社取締役3名(子会社役員1名を含む)及び従業員6名に対し株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を付与することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の名称

株式会社クシム 第14回新株予約権

(2) 新株予約権の総数 19,000個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,900,000株

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものといたします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

新株予約権1個当たり 26,400円(1株当たり264円)

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合において資本に組入れる額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

(6) 新株予約権を行使する事ができる期間

2027年11月16日から2030年11月16日までといたします。

当社は、2025年12月24日の取締役会において、当社取締役及び従業員に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行することの承認を求める議案を2026年1月30日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議しております。

(1) 新株予約権の名称

株式会社クシム 第15回新株予約権

(2) 新株予約権の総数

5,000個(うち当社監査等委員である取締役は1,000個を上限とする)

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 500,000株

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものといたします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

未定

(6) 新株予約権を行使する事ができる期間

未定

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	-	-	-	-	-	-	-
工具、器具及び備品	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産計	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-
ソフトウェア	434	1,067	1,357	144	144	144	0
無形固定資産計	434	1,067	1,357	144	144	144	0

(注) 1. 当期減少額は、当社が保有していた既存のソフトウェアおよび合併により取得したソフトウェアについて、将来の回収可能性を検討した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、減損処理を行ったことによるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	398,462	1,670,391	-	-	2,068,854
訂正関連費用引当金	50,000	-	38,000	-	12,000

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

訴訟

現在、当社グループにおいて係属している重要な訴訟事件は以下のとおりです。

各種法的手続き	原告	被告	提起日	概要
損害賠償請求事件	株式会社フィスコ	株式会社HODL1 当社代表取締役	2025年6月2日	当社取締役が、当該時点で未公表であった原告と当社との経営統合に言及したことにより損害を被ったとして損害賠償を求める訴え。 2025年7月25日付開示資料を参照
損害賠償請求事件	株式会社 High Voltage Capital	株式会社HODL1 当社代表取締役	2025年7月28日	当社取締役により、シークエッジグループ代表者のオフィス賃料等を当社が負担している可能性について指摘があったこと等により、原告の法人譲渡計画が中止されたことに伴う損害賠償を求める訴え。 2025年8月22日付開示資料を参照
貸金返還等請求事件	株式会社HODL1 株式会社クシムインサイト	チューリンガム株式会社 株式会社Web3テクノロジーズ 株式会社ネクスソフト 旧経営陣	2025年10月20日	当社旧経営陣による弁済期延長の無効主張及び子会社に対する貸付が共同不法行為にあたるとして損害賠償等を求める訴え。 2025年10月20日付開示資料を参照
詐害行為取消等請求事件	株式会社HODL1	株式会社ZEDホールディングス 株式会社ネクスグループ 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス 株式会社Web3テクノロジーズ 旧経営陣	2025年10月20日	ZEDHDによる株式会社Zaif株式譲渡等の詐害行為取消請求及び10億円の劣後債権を1円で譲渡した行為等が共同不法行為にあたるとして損害賠償等を求める訴え。 2025年10月20日付開示資料を参照
株主権確認等請求事件	株式会社HODL1	株式会社ZEDホールディングス 株式会社ネクスグループ 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス	2025年10月27日	当社保有のZEDHD株式譲渡が無効であることによる株主権確認及びZEDHDによる新株・新株予約権発行の無効・不存在確認を求める訴え。 2025年10月27日付開示資料を参照

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	10月31日
剰余金の配当の基準日	4月30日、10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告いたします。なお、電子公告は、当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://hodl1.jp/
株主に対する特典	

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びにその確認書

事業年度 第29期(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日) 2025年4月28日関東財務局長に提出
事業年度 第30期(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日) 2026年1月30日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書及び確認書

第30期中(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日) 2025年7月15日関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年4月28日関東財務局長に提出
2026年1月30日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書
2025年8月29日関東財務局に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
2025年8月29日関東財務局に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書
2025年8月29日関東財務局に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書
2025年1月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書
2025年2月4日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書
2025年4月3日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書
2025年5月2日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書
2025年8月29日関東財務局に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書

2025年8月29日関東財務局に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書

2025年8月29日関東財務局に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書

2026年1月30日関東財務局に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書

2026年1月30日関東財務局に提出

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその確認書

事業年度 第27期(自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)2025年4月28日関東財務局長に提出

事業年度 第28期(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)2025年4月28日関東財務局長に提出

事業年度 第28期(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)2025年5月1日関東財務局長に提出

(6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第27期第3四半期(自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)2025年4月28日関東財務局長に提出

第28期第1四半期(自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)2025年4月28日関東財務局長に提出

第28期第2四半期(自 2023年2月1日 至 2023年4月30日)2025年4月28日関東財務局長に提出

第28期第3四半期(自 2024年5月1日 至 2024年7月31日)2025年4月28日関東財務局長に提出

第29期第1四半期(自 2023年11月1日 至 2024年1月31日)2025年4月28日関東財務局長に提出

第29期第2四半期(自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)2025年4月28日関東財務局長に提出

(7) 内部統制報告書の訂正報告書

事業年度 第28期(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)2025年4月28日関東財務局長に提出

(8) 臨時報告書の訂正報告書

上記(4)の臨時報告書に係る訂正報告書

2025年4月12日関東財務局長に提出

(9) 有価証券届出書及びその添付書類

有価証券届出書(株式の募集) 2025年10月10日 関東財務局長に提出

(10) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(9)の有価証券届出書の訂正届出書 2025年10月21日 関東財務局長に提出

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年1月30日

株式会社クシム

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員

公認会計士 山中 康之

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クシム社の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クシム社及び連結子会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループでは、当連結会計年度に発生した臨時的な経営交代の過程で主要な子会社や資産が譲渡等された結果、事業や人材等を喪失しており、当連結会計年度において、売上高は前年同期に比し著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の事項

会社の2024年10月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2025年4月28日付けで意見不表明としている。前任監査人は、前連結

計年度の監査報告書において、意見不表明の根拠として、「継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度から継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローについても4期連続でマイナスの値となっている。また、2025年2月3日に株式会社カイクファイナンシャルホールディングス(以下「カイクFHD」という。)に対する借入金529百万円にかかる代物弁済として、会社の連結子会社であった株式会社ZEDホールディングス(以下「ZEDホールディングス」という。)の株式をカイクFHDに譲渡する旨(以下「本件株式譲渡」という。)を同日付の会社の取締役会にて決議している。本件株式譲渡の実行日は2025年2月3日であるところ、同日付で、ZEDホールディングスが会社の連結子会社から除外されるとともに、ZEDホールディングスの子会社であった株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリングガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedについても連結子会社から除外されている。本件株式譲渡に伴う上記6社の連結子会社からの除外により、2025年10月期以降、連結損益計算書の売上高が相当額減少することが見込まれている。さらに、2025年4月1日に、東京地方裁判所が取締役兼代表取締役の職務を一時行う者として大月雅博氏を、監査等委員である取締役の職務を一時行う者として原田崇史氏及び須崎利泰氏を選任する旨の決定を行い、これにより小川英寿氏を除く前取締役及び前監査等委員は役員としての権利義務を喪失しており、また、小川英寿氏も2025年4月14日をもって会社の取締役を辞す旨の申し出をしていることから、会社の事業等に精通する役員が不在の状況となっている。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているが、当該状況を解消するための将来の事業計画及び資金計画は未作成であり、当監査法人に提示されていない。したがって、当監査法人は経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。」ことを指摘している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クシムの2025年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社クシムが2025年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することに

ある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)[監査の状況]に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

株式会社クシム

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 茂木秀俊

代表社員
業務執行社員

公認会計士 山中康之

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クシム社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クシム社の2025年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループでは、当事業年度に発生した臨時的な経営交代の過程で主要な子会社や資産が譲渡等された結果、事業や人材等を喪失しており、当事業年度において、売上高は前年同期に比し著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の事項

会社の2024年10月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任

監査人は、当該財務諸表に対して2025年4月28日付けで意見不表明としている。前任監査人は、前事業年度の監査報告書において、意見不表明の根拠として、「継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度から継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、2025年2月3日に株式会社カイカフィナンシャルホールディングス(以下「カイカFHD」という。)に対する借入金529百万円にかかる代物弁済として、会社の連結子会社であった株式会社ZEDホールディングス(以下「ZEDホールディングス」という。)の株式をカイカFHDに譲渡する旨(以下「本件株式譲渡」という。)を同日付の会社の取締役会にて決議している。本件株式譲渡の実行日は2025年2月3日であるところ、同日付で、ZEDホールディングスが会社の連結子会社から除外されるとともに、ZEDホールディングスの子会社であった株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリンガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedについても連結子会社から除外されている。会社は持株会社であるため、本件株式譲渡に伴う上記6社の連結子会社からの除外により、2025年10月期以降、損益計算書の売上高(経営指導料等)が相当額減少することが見込まれている。さらに、2025年4月1日に、東京地方裁判所が取締役兼代表取締役の職務を一時行う者として大月雅博氏を、監査等委員である取締役の職務を一時行う者として原田崇史氏及び須崎利泰氏を選任する旨の決定を行い、これにより小川英寿氏を除く前取締役及び前監査等委員は役員としての権利義務を喪失しており、また、小川英寿氏も2025年4月14日をもって会社の取締役を辞す旨の申し出をしていることから、会社の事業等に精通する役員が不在の状況となっている。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているが、当該状況を解消するための将来の事業計画及び資金計画は未作成であり、当監査法人に提示されていない。したがって、当監査法人は経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。」ことを指摘している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な

監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。